

目次

幹事長挨拶

前例のないこの1年間を振り返って一支えていただき、ありがとうございました
..... 2020年度 法友倶楽部幹事長 大橋さゆり 2

大阪弁護士会副会長挨拶

最悪で最高の1年—令和2年度副会長を終えて
..... 令和2年度 大阪弁護士会副会長 森 直也 5

特集 中嶋勝規副会長に期待する

中嶋勝規です。一年間よろしくお願ひします。 中嶋 勝規 9
激励の言葉 15

- | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 天井 友香 | 有田 沙織 | 安藤 良平 | 池内清一郎 | 井崎 康孝 | 伊藤 芳晃 | 魚住 泰宏 |
| 海野 花菜 | 大石 歌織 | 大川 一夫 | 太田 健義 | 大橋さゆり | 岡本 岳 | 桂 充弘 |
| 北野 知広 | 金 泰弘 | 木村圭二郎 | 木村 尚巧 | 小池 康弘 | 古賀 健介 | 小坂谷 聡 |
| 五條 操 | 小寺 陽平 | 小林 俊康 | 小林 正啓 | 小林 悠紀 | 阪本 政敬 | 清水 俊順 |
| 清水 諒 | 新村 守 | 菅原謙太郎 | 高尾 奈々 | 高見 晋祐 | 高村 至 | 竹岡富美男 |
| 竹田 千穂 | 田中 章弘 | 谷 麻紗子 | 谷岡 茉耶 | 田村 義史 | 塚崎 幸司 | 辻村 幸宏 |
| 土谷 喜輝 | 中井 崇 | 中島 清治 | 中島 裕一 | 中塚 雄太 | 中村 和洋 | 中村 吉男 |
| 野村 太爾 | 橋口 玲 | 橋田 浩 | 橋森 正樹 | 長谷川敬一 | 林 裕之 | 播磨 政明 |
| 伴城 宏 | 板東 大介 | 疋田 淳 | 平井 信二 | 深田 愛子 | 福原 哲晃 | 本元 宏和 |
| 松尾 吉洋 | 松木 俊明 | 松並 良 | 満村 和宏 | 宮崎 誠司 | 宮部 千晶 | 森谷 長功 |
| 森 直也 | 藪根 壮一 | 山浦 美卯 | 山川 良知 | 山岸 克巳 | 山田 一仁 | 山田 敬子 |
| 吉村 耕介 | 吉村 信幸 | 米倉 正実 | 李 義 | 若林 正伸 | | |

法友倶楽部「政策」

われわれが当面する重要課題—将来の司法、日本社会のために弁護士会が今行うべきこと 38

節目を迎えて—弁護士登録10年、20年、30年、40年、60年の会員より 55

- | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高澤 嘉昭 | 上田 裕康 | 北野 幸一 | 後岡 良知 | 小池 康弘 | 近藤 行弘 | 橋田 浩 |
| 平井 利明 | 林 裕之 | 森 直也 | 大坂 章仁 | 小林 俊統 | 阪上 剛 | 里村 洋平 |
| 島 優人 | 増田 力 | 三井 良平 | | | | |

令和3年度法友倶楽部 常任幹事自己紹介 68

- | | | | |
|------------|------------|----------------|--|
| 幹事長 林 裕之 | | | |
| 副幹事長 井崎 康孝 | 副幹事長 尾島 史賢 | 副幹事長 宮部 千晶 | |
| 副幹事長 一津屋香織 | 副幹事長 増田 力 | 会計担当副幹事長 北口 正幸 | |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 令和3年度ジュニア部代表幹事 就任のご挨拶…… 門林 俊夫・永井誠一郎 | 73 |
|-------------------------------------|----|

大阪弁護士会行事報告

| | |
|-----------------------------------------------|---------|
| コロナ禍の下でも開催 先進者顕彰会 …………… 2020年度 法友倶楽部幹事長 大橋さゆり | 74 |
| 若手会会派対抗ゴルフ、四連覇しました。 …………… | 東 達也 75 |

法友倶楽部行事報告

| | |
|-----------------------------------------|----|
| 冬季総会のご報告 …………… 令和2年度 法友倶楽部副幹事長 谷岡 茉耶 | 77 |
| 副会長当選祝賀会兼新年会…………… 令和2年度 法友倶楽部副幹事長 天井 友香 | 78 |

| | |
|--------------------------|----|
| 令和2年度法友倶楽部内委員会活動報告 …………… | 79 |
|--------------------------|----|

広報委員会 満村 和宏 企画委員会 土谷 喜輝 法曹交流委員会 山崎 道雄
親睦委員会 井崎 康孝 研修委員会 木村 尚巧

ジュニア部

| | |
|------------------------------|----------|
| ジュニア部報告—変動する時代のジュニア部活動 …………… | 松木 俊明 84 |
|------------------------------|----------|

| | |
|----------------------------|----------|
| 花の会スピンオフ企画「歩いてきた道を聞く」…………… | 松田さとみ 86 |
|----------------------------|----------|

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 入会しました～よろしくお祈いします～  …………… | 87 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

橘高 和芳 松尾耕太郎 松浦 宏彰 堀田 康介 櫛田 翔 有本 圭佑 生田 昂平
篠 共成 田中 想音 谷 麻紗子 冨野 瑞葉 野村 茂雄 平田 純一 三輪 達也

シリーズ

| | |
|---------------------------|----------|
| 独立しました よろしくお祈いいたします …………… | 倉田多佳子 95 |
| 支店を開設しました 枚方でもお役立ちを …………… | 入江 祥大 97 |
| 独立しました …………… | 都 裕記 99 |
| 幹事会・総会議事録 …………… | 101 |

コラム

オートクラインって何? 72
私のおすすめ GTD 106

編集後記

満村 和宏 林 裕之 辻村 幸宏 山田 敬子
藪根 壮一 琴 太一 大原 靖史

前例のないこの1年間を振り返って

— 支えていただき、ありがとうございました —

2020年度 法友倶楽部幹事長 大橋 さゆり



新型コロナウイルスに翻弄されながら始まった2020年度は、ワクチンの集団接種に収束の期待を掛けつつ、幕を閉じることになりました。これまでの法友倶楽部の企画のスタイル、いつ頃には何をして、という通例が、全て吹き飛んだ今年度。なにより、法友倶楽部創立90周年記念事業がことごとく延期となってしまったことは、後世に残る「事件」であろうと思います。

前例のないこの1年間。全世界が、日本社会が、弁護士それぞれが、そして法友倶楽部が、抗いようのない大波を被りました。しかし対外的活動を制約せざるを得なかったこの1年のうちに、新たな価値観、新たな業務スタイルの構築という作業の必要性が、目の前に現れたのだと受け止めています。

その作業は、到底今年度で完了するものではなく、次年度に引き継ぎ、私は後方支援をさせていただき立場に退いて「新・法友倶楽部」再生を見守りたいと思います。

私の「退任ご挨拶」は、法友倶楽部の幹事長という仕事を私がどう把握し実践したか、法友倶楽部の将来をどう考えているか、という、一會員の視点からのまとめで代えさせていただきます。

法友倶楽部会員と大阪弁護士会・日弁連をつなぐ

会派の意義は何だろうか、と考えてきました。

私は会派の委員会の活動を中心的に担ったことはなく、せいぜい女性會員の「花の会」の世話役を細々とさせていただいたことがある程度です。弁護士との関係は、専ら弁護士の任意団体で、また大阪弁護士会の委員会活動で培ってきました。

それが、かなり急な展開で大阪弁護士会副会長に法友倶楽部から推薦していただくことになり、いわば法友倶楽部の看板を背負って会館

8階の役員室で2018年度執行部「チーム竹岡」の一員となりました。

副会長になってみると、大阪弁護士会を動かすには7会派の協力が不可欠であることが、よくわかります。5000名に近づいているこの組織を動かすには、全会員に紙一枚、メール一通を送ったらよいというわけにはいかないのです。

もし弁護士自治がなければ……監督官庁の出す通達に沿って各弁護士が動けばよい（違反すれば懲戒される）という、ある意味単純な仕組みになります。しかし、弁護士資格はその背骨を失うことになりません。

7つの会派は、自治組織・大阪弁護士会、ひいては日弁連を支える屋台骨だ（骨の比喻が多いですね）、と私は確信しています。

だから、私は会派への加入を促進したいと思いますし、できるなら7会派の中から選ばれるような法友倶楽部でありたいと思っています。私が法友倶楽部に加入したのは、選んだからではなくて、ボス弁の所属会派だったという環境によりますが。しかしそうした縁から寄り集まった雑多さ・多様性が、また、会派の良さでもあると思います。

会員と会員をつなぐ

そうすると、「年会費を負担してでも入っていてよかったと思われる」ような法友倶楽部であるために、どうすればよいのかというのが問題です。

例えば会派ルートを通じて弁護士会からもたらされる情報があり、弁護士会の執行部に知らせたい意見や情報があります。それを取り次ぐ、という役目は、幹事長の仕事のかなりの割合を占めるものでした。このコロナ禍の下の今年度は、私としてはメール・MLというツールを使って心がけたつもりです。ただ、メール・ML、電話、そしてオンライン会議というのは、親しい関係を培うのには限界があります。会派の良さは、弁護士会の一員同士というだけではつながり合えないそれぞれの会員の間を親密にするところにあると考えますが、コロナに阻害されました。

実際のところ、私は法友倶楽部の会員名簿を何度となく見つめているのですが、お話ししたことのない方のお顔・人柄は浮かびようがありません。もっと近づく機会を持てればよかったのに、というのが幹事長の仕事の終わりに悔やまれることです。

法友倶楽部にとって、2017年度の法友倶楽部会計担当幹事による会

計口座からの多額の不正な出金と費消という事件は、今年度に懲戒処分及び刑事立件、そして法友倶楽部内調査委員会の設置、という一つの区切りを迎えました。また、大阪弁護士会の職員による高額な詐欺事件も発覚しました。

これらに接して思うのは、もちろん本人の行動を許すものではありませんが、不祥事を犯せる体制の隙を作らないことも、また大事だろうということです。制度としても、人と人のつながりとしても、です。

自治組織の維持業務を会員が少しずつ担うように

会派の役割は、会員同士の親睦、そして、自治組織・弁護士会を維持するための業務を自然に各会員が担うように機能するのが理想です。

会派には、長年にわたり弁護士会の委員会活動等を担ってきた経験豊かな会員がおられます。法友倶楽部にも、各委員会で重要ポストを担う会員が沢山おられます。そうした先輩会員に会務の重要性を説かれ、後輩会員も会務に関心を持っていずれかの活動に参加していく、そういう機能を会派は持っていますし、期待されていると思います。

こうした機会が今年度はコロナのせいで……以下前述の通り、です。しかし、コロナに負けずに、長い目で、法友倶楽部は自治組織を担う意識を各会員が持つような組織としてあるべきだと思います。

多様性を持ち、基本的人権の擁護と社会正義の実現を 体現できるように

最後に字数も尽きたため、一言だけ。役員等の意思決定部門への女性会員の参画を。外国籍会員、障害を持つ会員の参画を。これは会派から積極的に進めて弁護士会へ押し上げるくらいの気概を持つべきだと思います。法友倶楽部、ぜひ先陣を切りましょう。

この1年間、幹事長としてお世話になりました。拙く危なっかしい足取りでご迷惑・ご心配をお掛けしたかと思いますが、次年度以降も法友倶楽部のためにさせていただくべきことはある、と、宿題を胸に、林裕之次期幹事長に引継ぎをします。常幹の皆さんも、よく協力してください感謝しています。どうもありがとうございました。

最悪で最高の1年

— 令和2年度副会長を終えて —

令和2年度 大阪弁護士会副会長 森 直也



1 はじめに

法友倶楽部のご推薦を受けて、令和2年度大阪弁護士会副会長を拝命してから1年、法友の皆様を支えて頂き、不十分ながらも何とか大役を終えることとなりました。

就任前は、かつての大橋さゆり平成30年度副会長を見習い、こまめに法友のMLなどに、会務報告を書き連ねようと思っていました。しかし、就任直後からの新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う緊急事態宣言により、その目論見は脆くも崩れ去りました。その後第二次感染拡大と共に、今度は前代未聞の会職員による会への詐欺事件の発覚という新たな事態を生じ、その対応に忙殺され、会務報告もままならないまま、この度の退任を迎えました。

本当に、社会にとっても、また大阪弁護士会にとっても、最悪と言える状況だったこの1年を、少しでも振り返ってみたいと思います。

2 コロナ対応

令和2年4月1日、本来であれば役員就任初日で、会職員に挨拶をしたり、各所に就任の挨拶回りに行く日。しかし我々令和2年度役員は、そんな華やかな状況とは無縁でした。就任前から、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応を協議しており、就任初日にも殆どの挨拶回りを取り止め、今後の会の運営を協議していました。会職員と会員を感染から守りながら、できるだけ弁護士会としての活動を止めない、そのことをテーマに、矢継ぎ早に施策を決定していきました。会の窓口対応時間短縮、職員の就業交代制への変更、23条照会の完全郵送化などなど、正に「走りながら考える」状態でした。4月7日には大阪に緊急事態宣言が発令され、状況はより逼迫しました。そのよう

な中、我々は議論に議論を重ねた上で、史上初めて、5月の定期総会を延期することを決めました。

一方、会としての市民への法的サービスについては、何としても維持すべく、面談法律相談の電話相談への切替を行いました。コロナに関する法律相談のために、会館14階に新たな相談スペースを設置し、関連各委員会にご協力頂き、コロナ電話相談を実施しました。また刑事当番業務がストップするのを防ぐため、通常は休日のみに配置している「手配師」を全日に張り付け、万が一感染により会館自体が閉鎖される場合に備えました。

これらの対応により、何とか今日まで、会職員からの発症者はゼロに抑えられました。また、法律相談や当番業務も1日も止まることなく継続することができました。これは、苦しい状況の中で弁護士会の役割をよく理解して努力して下さった会職員の皆さんと、不便な状況の中でも会務に積極的に取り組んで下さった会員の皆さんのおかげです。改めて、心から感謝を申し上げます。

3 職員不祥事の発覚と対応

コロナ感染拡大は、5月頃にはいったん落ち着きましたが、役員は、会館利用の制限や、職員テレワークの導入など、予想される第2波、第3波への対応に追われていました。そんな中、8月となり、予想されていた第2波が到来し、再び緊張した日々を送っていた頃、当会職員による不祥事が発覚しました。会のSEを担当していた職員が、長年に亘って会から多額の金員を詐取し続けていたという、前代未聞の事件が明らかとなったのです。同職員は、会のパソコン関連の物品を購入すると称して、実際には自己のためにiPadなどを購入し、その代金を会から詐取し続けていました。

この事件については、その性質上、会員の皆さんにリアルタイムで報告することもできず、ただただ役員と一部の職員のみで対応を迫られました。確保した膨大な証拠から、同職員がどのような手口で、どのくらいの規模で詐欺を行っていたかを調査し、その結果、8月末には大阪地方検察庁に同職員を詐欺罪で告訴、その後8月31日には、同職員は逮捕されるに至りました。

私は、主に検察庁との協議を任されました（刑事弁護人なのに……）。告訴直前には、担当の特捜検事との間で、会館への強制捜査を巡って厳しい折衝を連日行いました（その結果、大々的な強制捜査

は免れました)。職員逮捕後も、起訴に向けて検察官から膨大な資料の提出と調査を求められ、他の副会長とも協力しながら、連日夜遅くまで調査を続けました。時には、会館が閉まる午後9時以降、役員の事務所に場所を変えて会議と証拠読みを行ったりもしました（もっかい言いますが、刑事弁護人なのに……）。そのような活動が2ヶ月ほど続き、職員は起訴されるに至りました。

この件については、現在調査チームを立ち上げて全貌を調査中ですが、今後も再発防止に向けて新たなPTを立ち上げる予定です。いずれにしても、会員の皆さんから会務のためにお預かりした大切な会費が、長年に亘って詐取されるような事態は、二度とあってはならないことです。そのことをお詫びすると共に、一部の者の違法行為のために、熱心に会のために日々まじめに働いてくれている会職員への信頼が失われることのないよう、お願いしたいと思えます。

4 その他の会務

こう書いてくると、この1年は「コロナと不祥事」だけのように読めてしまいますね……。勿論、これ以外にも、通常の会務は行ってきました。各委員会は、Zoom等WEBも活用しながら、活発に活動が続けました。12月19日には、人権賞の贈呈式に併せて「人権フェスタ」を、完全WEBにて開催しました。各単位会との交流はほぼ全部中止となりましたが、唯一福岡会・広島会との交流会は、ちょうど感染者数が減ったタイミングに、広島でリアル開催することができました。そして、懸案となっていた当会新システムについても、何とか年度内にリリースできるめどが立ちました（これについては、阪口副会長が大変な苦勞をされました）。

私個人としては就任前の抱負として、刑事事件関係の関連諸規定をきちんと整備したいということと、準抗告申立や取調べへの弁護人立会など、国選の報酬が出ない、若しくは出ていても弁護活動に見合わない分野について、会から何らかの支援をする仕組みを作れないかということ掲げていました。これらについては、各種規定の改定、準抗告報酬支払制度の実現、そして取調べへの立会報酬の援助事業化検討PTの立ち上げを、何とか年度内に仕上げられました。

5 最後に―最悪で最高の1年―

コロナ禍は、社会にたくさんの被害をもたらしましたが、同時に変わらないといけないと意識はしていたけれど、変革するに至らなかった問題点を変える契機ともなりました。会務運営についてもそうです。

懸案となっていた委員会や会務のWEB化は一気に進みました。職員のテレワークも同様です。今後は、法律相談や総会についても、WEBを導入することが必須となってくるでしょう。また民事裁判のIT化に続いて、刑事手続のIT化も不可避となっていくでしょう。まさに、コロナによって、新たな変革の波が、会にも一気に押し寄せました。この流れはもう後戻りはできない。今後役員となられる方は、否応なくこのような変革の流れに対応していくことになると思います。その意味で、令和2年度は、変革の「元年」として後々位置づけられるでしょう。

この1年、法友の諸先輩方からは「大変な1年に当たってしまって残念だったね」というお声も多数頂きました。確かに本当に大変な1年でした。日本社会にとっても、大阪弁護士会にとっても、そしてある意味法友倶楽部にとっても、「最悪の1年」であったといえるかもしれません。

しかし、僕自身は今、令和2年度の役員で良かったと、心から思っています。それは、素晴らしい会長・副会長と共に、たくさんの得がたい経験をすることができたからです。

川下会長は常に「存分にやれ！ 責任は自分取るから」と仰って下さり、我々副会長らが大胆な施策を行う後押しをして下さいました。その強さと優しさに、何度も心を打たれました。また、副会長の皆さんは、厳しい状況の中でも常に笑いを忘れず、連帯感を強めながら会務に取り組んでくれました。何より今年の役員は、いずれもしんどい仕事を自ら率先して行おうとする方ばかりでした。そのような方々と1年間会務をご一緒できて、私は、弁護士としてあるべき姿を、多く学びました。そして何より、楽しんで会務に取り組むことができました。

こうして振り返ると、社会や弁護士会にとって「最悪の1年」だった令和2年度は、僕にとっては、学びの多い「最高の1年」となりました。

中嶋勝規 副会長に 期待する



中嶋勝規です。

一年間よろしくお願ひします。

中嶋勝規 (54期)

この度、法友倶楽部の推薦を頂き、令和3年度大阪弁護士会副会長を務めることになりました中嶋勝規^{まさき}です。法友倶楽部の皆様には、多大なご支援を賜り、改めてお礼を申し上げます。また、次年度も大阪弁護士会の会務の運営にご協力を頂きますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

ここ数年、副会長に就任される方のキャラクターの濃さに比例して、かなり長文の自叙伝が掲載されています。同じような比率ですと、私はかなり薄いので、控え目な自己紹介をさせていただきます。

1 幼少期から高校まで

昭和48年7月19日、滋賀県で生まれました。第一次オイルショックの年で、トイレットペーパーだけでなく粉ミルクも店頭からな

くなったとのこと。コロナ禍でも似たようなことが。両親とも公務員で共働きで、祖父母に育てられました。祖父母は優しかったのですが、父は非常に怖かった思い出ばかりです。ひどい悪戯をしたら裏山の木に縛られた



昔はストレートでした

り、井戸に吊されたり。今では孫には甘過ぎるおじいちゃん、そのギャップに驚きです。

小中と地元の公立で、中学でも一学年80人程でしたので、上下の学年も含め皆顔見知りという環境でした。よく雪が降る地域でしたので、学校に行くために雪かきが必要だったり、校庭で雪像造の行事があったり。普段は裏山を走り回り、冬はスキーをしていたので、日々の生活の中で自然に足腰が鍛えられました。

高校からようやく街に出ました。今から思うと彦根も田舎なのですが、当時は電車通学が新鮮でした。田舎は車社会で、電車に乗るのも非日常。時折ビーバップハイスクールや北斗の拳に出てくるような人たちも乗って来て、非日常感とスリルが味わえました。

スポーツはスキーの他に、小さい頃から柔道をしていました。身長は前から2番目でしたが茶帯（小学生では黒帯のようなものだったと思います）でなかなかのつもりでした。身長差20センチ以上の女子におもいきり投げ飛ばされるまでは。

小学校の最後にはサッカーが流行り、中学でもと思っていたのですが、残念ながらサッカー部はなく、陸上でグラウンドを走り回っていました。高校の時は学校までが遠すぎて運動部は断念、文化系でした。



板は細く身体も細い

2 大学時代

— 競技スキーとの出会い —

大学受験を間近に、ながら勉強で見えていたアルペールビルオリンピック。そこで日の丸を手にゴールする萩原選手の姿に目を奪われます。

京阪神のどこかに行きたかった私は無事神戸大学に進学し、熾烈な新入生歓迎の荒波をくぐり抜けてスキー部へ。

でもスキー部は実は陸上部（冬以外）でした。高校時代文化系の身体には六甲山のランニングはきつかったのですが、練習後のご馳走を目当てに練習するうちに幼少期の体力が回復。そして、GWの新歓スキー合宿で、初めて体験した競技スキーにのめり込んでしまったのです。

夏場にはオリンピックで見たジャンプ（夏場もサマージャンプは可能です）にチャレンジ。でもよくよく考えれば重度の高所恐怖症でした。何度も飛びましたが、毎回寿命が縮む思いでジャンプは断念。幼い頃から親しんでいたアルペンスキー、のつもりだったので

すが長距離が得意なら絶対クロカンがいいという先輩方の勧めでクロスカントリースキー（クロカン）を始めることになりました。

クロカンとは？ アルペンスキーは冬季オリンピックの花形で、山の上から旗門を順番に通過しながら滑り降りるタイムを競う競技です。一方クロカンは、上り下りのあるコースでタイムを競う競技で平たく言えば雪上のマラソン（距離スキー）です。

大学4年間は法学部というよりスキー部で、数えるほどしか講義には出席せず、夏は陸上トレーニングと冬合宿の資金作りのアルバイトに専念し、冬は試験のために2週間ほど帰宅する以外は4カ月近く山ごもりという生活でした。

大雪山系の旭岳が11月の初めには滑走可能になります。この時期の北海道は、海外遠征のW杯組を除いた日本のトップ選手が間近で見られ、距離スキーマニアには堪らない環境なのです。

通称国立七大選（七帝大ではなく、東大、京大、阪大、名大、東京工業大、一橋、神戸の対抗戦。今は東北、九州も加わり九大選だそうです）やインカレ、全関西（関西のインカレ）といった大会を目標に、お金も時間も費やした4年間で、かけがえのない仲間、メダルや賞状を手に出れました。

このような学生生活でしたので、周りにはみな就職活動をし、次々と就職が決まっています。私もその流れに乗って就職活動をしますが、法学部に進んだ動機の一つ、幼い頃からの弁護士という職業への憧れもあり、就職が決まってからも思い悩みました。そして、何とかなるやろと司法試験を目指すことにし、就職を断りました。というものの4回生の冬も最後の山ごもりに入ったのです。

3 受験

このようにして周りはみな卒業して就職していく中、大学を卒業し、受験勉強を開始しました。周りには当然ながら受験生の知り合いなどおらず、通常の受験生は留年して卒業を遅らせるのが普通などという知識もなく、後にそういうものだと漏れ聞いた時には既に後の祭りです。

神戸に残り、早朝からオフィスの掃除、夜は駐車場管理とアルバイトを掛け持ちしながらの生活でした。アルバイトは長年の経験で手慣れたもので苦になりませんでした。一年はあっという間です。

平成8年、初めての受験。択一は合格したものの論文で撃沈。成績表にはFの科目が。心折れそうになりながら何とかもう一年踏ん張ったものの、再び論文不合格。

この年には合格できるのではと思います、加藤真朗さん（53期）らと口述ゼミをして備えていたので、不合格は堪えました。ただ、口述ゼミをした面々と知識はそう変わらないという認識も持てたため、両親にもう一年だけと懇願して、もう一年頑張ることにしたのです。

駄目なら、年齢的にもギリギリ採用される警察官や消防士への途もあるだろうと考え、心機一転、択一合格者のアルバイトを募集していた伊藤塾大阪校でのアルバイトを開始し、神戸から大阪へと引っ越しました。

ここで、後に、共に事務所を開設することとなる草島歩さんとの出会いがありました。また、松尾吉洋さん（53期）に論文の読み直しゼミの指導をしてもらったことが合格に繋がりました。採点者が読みやすい答案を作成するという自分の中の方針が確立できたのです。松尾さんの指導を受けた仲間は皆無事合



54期10組の面々と

格しています。

また、伊藤塾では、社員として勤務していた妻との出会いもありました。

4 修習時代

— もう一度やれと言われれば喜んで —

こうして無事54期修習生として採用されましたが、研修所に入所するや、事務局長から53期の武勇伝を聞かされると共に釘も刺されました。ただ、そんなことでは動じません。

前期修習の3カ月は、研修旅行を延泊してのクラス旅行を企画したり、湘南の海で日焼けし過ぎて熱射病になり研修所を休んだり、いずみ寮で卓球、バスケ、サッカー、ソフトボールで戯れたり、あっという間でした。

実務修習中もクラスで志賀高原へのスキー旅行を企画したり、他の実務修習地を訪ねたりと、非常に強い絆が出来ました。一昨年まで、年に2度、教官も参加されるゴルフコンペを続けていましたが、ここ1年自粛中なのが残念です。

実務修習地は津（三重）でしたが、修習生は6名でしたので、適度な距離感などなく、非常に濃密でした。

弁護修習では、神戸大学の先輩でもある杉岡治先生にご指導頂きました。杉岡先生も、



模擬裁判にて一被告人は……

同じ事務所の森川仁先生も、民暴委員として活躍されていまして、今に繋がる得がたい経験をさせて頂きました。

5 弁護士となって

(1) 勤務弁護士時代

交際していた妻が大阪在住だったこともあり、大阪での就職を希望し、草島歩さんの修習先というご縁で、明和法律事務所に採用いただきました。

明和事務所は、個性溢れる先生方の集まりで、様々な事件処理の経験と、弁護士ごとに個性の異なる事件処理の進め方を学びました。

その後、明和事務所の発展的解消に伴い、福原哲晃先生、竹岡富美男先生、中島清治先生が瑞木総合法律事務所を開設され、3人のボスの下でのいそ弁時代が続きました。瑞木事務所では、医療訴訟や集団訴訟等の専門性の高い事件だけでなく様々な事件処理と、弁護士としての基本的な所作を学び、今の私の土台ができたことを感謝しています。

(2) 弁護団活動

事務所の外では、会社更生事件や民事再生事件等大型倒産事件に関与させて頂く機会を

得ました。

委員会活動でも、法七十二条等問題委員会、民暴委員会を中心に活動してきましたが、多くの非弁調査や弁護団事件において、またとない研鑽の機会を得ると共に、尊敬できる先輩や後輩の先生方と事件処理を共に勧める中で得がたい絆を深めることが出来たと思っています。

また、林野庁が一般国民向けに募集した緑のオーナー制度に応募して損害を被った原告らの損害の賠償を求めた弁護団に平成19年から参加しました。同弁護団の活動は長期にわたり、白熱した議論を重ねて書面を作り上げていく過程で、様々な学びや気づきの機会を得ることが出来る貴重な経験でした。

(3) 法友倶楽部

法友倶楽部には登録直後の新人歓迎旅行から参加しました。ジュニア部に登録した際には、中村吉男先生、魚住先生、M並先生、土谷先生らがジュニア部の幹部層であり、とても大きく見えたのを覚えています。(身体のことではありません)。

ジュニア部では、いろいろと先輩に可愛がっていただき(特にM並先輩)、日本各地あるいはアジア諸国に法友倶楽部の爪痕を残しましたが、読者が関係各所の可能性があるため割愛します。

会派活動では、M並先生の下での会計幹事、森直也さんと共に代表幹事を務めたほか、親睦委員長を三度経験しました。また、満村執行部の副幹事長、本年度大橋執行部の筆頭副幹事長を経験して今に至ります。ずっと親睦畑の人間であり、会派内では今後も親睦畑を歩みたいのですが、こればかりはどうにもならなそうです。

登録直後から法友スキーツアーにも参加さ



法友スキー部の面々

せて頂いています。若手の発掘に苦勞している状況ですが、近年は他会派との合同開催で一定の規模を保っています。毎年悲喜こもごものエピソードが発生していますので、ご興味のある方は是非一緒に滑りに行きましょう。とはいえ私は再来年までお預けでしょうか。

(4) 大阪弁護士野球団

弁護士になって、もう一つの初体験が野球です。キャッチボールやピンポン野球はしたことがあり、修習中もソフトボールはしましたが、本物の野球は初めてです。ユニフォームを初めて着たときには感動しました。



主将として胴上げて貰いました

ここでもM並先輩に可愛がっていただき、夜はY川先輩のお供をするなど、事務所や会派等とはまた違った处世術を学びながら、濃いお付き合いができました。最近はめっきりご無沙汰ですが、今後もゴルフ位は参加します。野球団のエピソードの数々は全国大会後に弁護士会の月報に掲載される記事が秀逸です。詳細はそちらのバックナンバーでお楽しみください。

6 独立から現在

平成19年9月、瑞木事務所から独立し、草島歩さん、平井信二さんと共同でアクト大阪法律事務所を開設しました。草島さんに「一緒に事務所をやらへんか」と口説かれた時は、全く独立のことなど考えていませんでしたが、一緒にやるなら草島さんかなと、独立を決意するに至りました。事務所開設前には、あれこれ将来の夢を語り合い、希望に胸を膨らませており、後に悲しい別れが訪れるとは想像もできませんでした。

その後、平成22年に草島さん、平井さんの縁で有田沙織さんが合流し、4名の共同事務所となりました。

手のかかる事件は皆で対応しました。年末年始を返上して破産申立の準備をしたこと、倒産事件で草島さんと平井さんが運送業者の労働組合に監禁されたこと、建売の建設会社の再建に奔走したこと。振り返れば苦労話ばかりです。

充実した日々でしたが、突然草島さんが病魔に冒され、2年の闘病を経て、平成28年11月、亡くなりました。

あれから4年あまりが過ぎ、昨年末には谷麻紗子さんを迎え、事務所

は再び弁護士4名体制になりました。私が草島さんの代わりを務めることはとても出来ませんが、彼が出来なかった分も、共に築いた事務所を支えていく責任を感じています。

7 次年度の抱負

最後になりますが、次年度副会長就任にあたっての決意を述べさせていただきます。すでに選挙公報の中でも述べておりますが、あらためて強調しておきたいのはいうまでもなく弁護士自治の重要性です。そして、自治を支えるのは、我々個々の弁護士の日々の活動なのです。誰かがやってくれるのではなく、皆で会務を支えていけるように、そんな雰囲気を作れる執行部でありたいと思います。

そのためにも、副会長の会務がしんどそうに見えてはなりません。努めて笑顔で一年間乗り切りたいと思います。もし、私が仏頂面をしているのを見かけられたら、「法友」であんなこと言ってたのにと戒めてください。

一年間、田中会長を支える副会長の一人として、精一杯取り組みますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



家族の応援を受けて

激励の言葉

多数のメッセージをありがとうございました。
掲載は五十音順・敬称略とさせていただきます。

中嶋先生、応援しています！

天井 友香 (67期)

中嶋先生、副会長ご当選おめでとうございます。

中嶋先生とは、2020年度の常幹で一緒させていただきました。中嶋先生は、とってもスマートで、どんな相談事にもその場でびっしりと率直にご意見をくださる先生で、この1年間、多くのことで助けていただきました。優しく気さくなお人柄で、後輩思いの先生でもあります。そんな中嶋先生の副会長ご就任、期待しかありません！

1年間、お体に気を付けて頑張ってください。中嶋先生のご活躍、心より楽しみにしております。

ご活躍を応援しています！

安藤 良平 (61期)

若かりし頃の伝説は伝説でしか聞いていない世代である私が抱えている中嶋先生の印象は、論理的な思考とそれを整然と述べられるトークスキル、目上の方に対してもハッキリと物を言う胆力、そして公私両面での無尽蔵のスタミナです。10年ほど前、私が産まれて間もない子どもの世話が結構大変だという話をした際に、中嶋先生が「私は一度家に帰って子どもをお風呂に入れてから、また事務所に帰ってきて仕事しているけど」と平然とおっしゃられていたのを思い出します(私はその様には頑張れない……)。

そんな中嶋先生が副会長をされることは大変心強く感じます。存分にご活躍ください。応援しています。

ご活躍を期待しています

有田 沙織 (五月会・57期)

中嶋先生、大阪弁護士会副会長のご就任おめでとうございます。私は中嶋先生と同じ事務所です。中嶋先生は、皆様もご承知のように、多数の業務事件のほか委員会活動なども精力的に行っておられ、バイタリテイがあります。一緒に事件を担当させていただいたこともあります。責任感が強く、多様な業務をテキパキとこなされます。また、事務所ではTeamsをいち早く取り入れるなどITにも精通され、ITに疎い私たち事務所のメンバーは非常に助かっています。そんな中嶋先生が副会長になられたら、大阪弁護士会はより良いものになると思います。これからますます忙しくなるかと思いますが、お体に気を付けてがんばってください。ご活躍を期待しています。

中嶋さん頑張ってください

池内清一郎 (40期)

中嶋さんとは、これまで会派活動でいろいろご協力をいただきました。

私が副会長に立候補したとき、当時のジュニアの代表幹事が現在の森副会長と中嶋さんであり、お世話になりました。また、私が幹事長るとき、中嶋さんには親睦委員長をお願いし、いろいろな親睦行事を企画、遂行していただき、会派の求心力を高めることができました。

中嶋さんは、なかなか素直には引き受けていただけませんが、いったん引き受けていただいたからには、その組織力、実行力で立派にその役割を果たしていただけることは折り紙付きです。

今回の副会長の立候補も最後の最後に決断をしていただきました。

このような中嶋さんですので、田中会長を支

え、副会長としての職務を立派に果たしてくれ
ると確信しています。

お体に気をつけ頑張ってください。

54期の鑑です

井崎 康孝 (54期)

中嶋さんは、私が知る限り、同期で最も優秀な弁護士です。優秀の種類にも色々ありますが、知力、体力、気力等々の総合力で断トツのイメージです。何よりいつも明るく前向きです。暗い顔、疲れた顔を見たことはありません(もともと「笑い顔」であるせいかもしれませんが)。弱気な発言、ネガティブな発言も基本ありません。ときにはチクリと他人の批判もしますが、嫌味がありません。なので同期はもちろん、先輩・後輩からも皆に慕われています。私は中嶋さんの翌年にジュニア部代表幹事をしましたが、その年も中嶋さんは常に参加しサポートしてくれたので、本当に助かったことを今でも感謝しています。まさに54期の鑑です。そんな中嶋さんが晴れて副会長として活躍するのを、心から楽しみにしています。頑張ってください!

彼も喜んでいるはず

伊藤 芳晃 (一水会・54期)

中嶋勝規さんとの出会いは、私らが最終合格する前年、司法試験予備校でのアルバイト話まで遡ります。同予備校のチューターだった中嶋さんが論文試験準備に専念するため、彼の担当クラスのチューター業務を、択一試験に失敗し暇を持て余していた私が代りに受け持つことになりました。結局その年は中嶋さんも論文で不合格となり、翌年無事二人揃って最終合格となりましたが、あの辛かった口述試験(当時は10日間近くにわたる長期日程でした)を乗り切ることができたのも、同じホテルに宿泊し、今な

ら笑えるドタバタの中、励まし合えた中嶋さんの存在があったのもでした。

弁護士登録後も単なる友人としての付き合いだけでなく、ともに母校の神戸大学の関係団体で後輩支援等に協力して従事してきたせいも、所属事務所も会派も違うのに、ずっと一緒に弁護士人生を歩んできた気がしてならない存在です。

そんな彼が弁護士会の副会長に就任されることは、私にとって本当に嬉しい限りです。そして、このニュースをきくと誰より喜んでいるのは、今は天国にいる、同じくチューター時代からの彼の大親友だろうと思うと感慨深いです。

中嶋さん、体調だけには気をつけて、頑張ってくださいね。

中嶋勝規さんに期待します

魚住 泰宏 (45期)

中嶋さんとゴルフや旅行をご一緒すると、ダイナミックな行動と同時に、同伴者に対する気遣いが見られます。周囲を楽しませることも忘れていません。今年で20年目となると思いますが、期も年齢も最も若い副会長となります。先輩にあたる他の副会長に対しても同様に接するでしょう。60期以降の会員が約半数を占める大阪弁護士会の舵取りは、若手の意向を無視できません。最も若手に近い副会長として、若手の意向を汲み取り、舵取りをされることを期待します。任期を終えたら、滝井先生が最良にしていた寿司屋でまた、ゆっくりお話ししましょう。

中嶋勝規先生、応援しています

海野 花菜 (60期)

中嶋先生、副会長当選おめでとうございます。中嶋先生とは、出身事務所が同じであることから、私が弁護士になった当初から法友倶楽

部の活動はもちろん、その他弁護団の活動等でもご一緒させていただいています。中嶋先生は、どんなことでも例え先輩相手でも自分の意見はきちんと主張ししっかり議論するという印象です。

副会長の仕事は激務と聞きますが、心身共にスポーツで鍛えられた中嶋先生であれば、パワフルに全うされるものと期待しています。頑張ってください。

なかじ、頼りにしています！

大石 歌織（一水会・54期）

中嶋先生と初めて出会ったのは、私が大学生のときに通っていた司法試験予備校でした。私は受講生、「中嶋さん」はチューターという立場だったのですが、気さくで頼りになるお兄さんという感じで、どんな細かい質問にも嫌な顔一つせず、丁寧に答えてくれました。その後、「中嶋さん」も私も晴れて司法試験に合格し、次に会ったときには修習同期・同クラスという関係になっていました。そのときから、呼び名は、「中嶋さん」から「なかじ」に変わりましたが、やっぱり気さくで頼りになるお兄さんであることは、今までずっと変わりません。そんな「なかじ」も、とうとう弁護士会の副会長を務めるまでになったんだなあと、とても感慨深い気持ちです。なかじ、1年間、頑張ってください！

中嶋さん、おおいに楽しんで！

大川 一夫（35期）

中嶋さんは人柄明るく活動的、そして自分の意見をしっかりと述べる人である。かつて副会長をさせて頂いた時、私はもともと労働、刑事畑であり民暴や72条関係には全く疎遠であった。その両委員会に若くから中心メンバーとなったのが、中嶋さんである。

そして彼の意見には少なからず勉強になった。同時に、見た目の印象と違って（失礼！）調整的・調和的な意見であることにも感心したものである。

昨今の弁護士会副会長は抱える課題が多く大変であるが、中嶋さんならきつと与えられた役割以上の働きを示してくれるであろう。

こういう時期だからこそ、その役職を大いに楽しんで欲しい。

中嶋さんを心から応援している。

中嶋さんの直言に期待します

太田 健義（50期）

多分、他の方も書いていると思いますが、中嶋さんは、目上の人であっても、自分が正しいと思っていることははっきりと意見を述べられます。もちろん、単に我を通すのではなく、理論的な裏付けがありますし、引くべきところも心得ておられます。

中嶋さんは、自身に厳しいからか、ときには他人にも厳しいように感じる面もありますが、もちろん、優しい面もあります。昨年、私がスキーで上腕を骨折した際には、あの中嶋さんから、「荷物を持ちましょうか」と言われ、感激しました。

中嶋さん、持ち前の直言と厳しさと優しさで、弁護士会を引っ張って行ってください。期待しています。

実現したいことを最初に決めて

大橋 さゆり（51期）

法友倶楽部の推薦を受けて副会長を務めさせて頂きながら、法友の中のことはあまり知らない頼りない幹事長の私、第一候補だと薦められて中嶋さんに筆頭常幹をお願いしました。

そのチョイスは大当たりで、この1年、中嶋さんには本当に頼りにさせていただきました。

- ① 信頼の厚さ、能力の高さ
- ② 付度しない人柄
- ③ 委員会活動への熱意
- ④ 朴訥でおおらかな性格

をもって大阪弁護士会報に推薦文を掲載しています。

副会長の経験は欲しても得られない貴重な機会だと思います。私が先輩から言われた言葉を贈ります。

「やりたいことを決めておきなさい。任期途中からでは実現できないから」

会員のために力を尽くす1年を。期待しています。

本格派エースの登板！

岡本 岳 (春秋会・48期)

中嶋さんは、同じ民暴委員会で私が委員長のとときに副委員長として支えてくれただけでなく、各種重要行事での実現過程と懇親の場において高度の専門的知識と幅広い教養を示し、それだけであれば「いい人」にとどまっていたであろうが、委員会弁護団事件の班長として業務妨害に対する裁判を手伝ってくれたときは、依頼者業務の制度を丁寧に調べて整理したうえで、他の若手弁護士に的確に仕事を割り振りし、起案を丁寧にチェックし、事件の始まりから終わりまで、大きな視野と細事をおろそかにしない姿勢を貫いて完遂してくれ、弁護士としての極めて高い能力をいかんなく発揮してくれた。強靱な体力も備えており、いわゆる本格的エースである。中嶋さんの副会長登板を心より嬉しく思う。

中嶋先生 よろしくお願ひします

桂 充弘 (35期)

コロナ問題の収束が見えない中での登板、ご苦労様です。

これまでに経験したことのないコロナ禍。どこから、何を、どのように手を付けたらいいのか？ 混乱の中での副会長ご就任。まさに感謝です。

とはいえ、一会員としては、以前のように皆で集まって情報交換ができる体制になく、SNS等の情報だけでは、私のような年齢の者の多くや、登録したばかりの若手等は、特に心もとない不安な日々を過ごしているのではないかと思います。

経験したことのない大変な事態であるからこそ、理事者としてやるべき事、やらなければならない事、やれる事が多々あるはず。特に会員からの情報収集、会員への情報発信は例年通りとはいきません。前例にとらわれず、何事にも積極的な活動されている中嶋先生に期待すること大です。思う存分に活躍してください。

田中宏次期会長は、私と同期です。一年間ご健康に注意されて、田中会長を支えて、宜しくお願ひ致します。

中嶋先生、よろしくお願ひします

北野 知広 (56期)

中嶋先生には、倒産実務交流会という研究会で大変お世話になっております。

弁護士（多くは先輩方）、学者の先生方、裁判官などが参加する研究会ですが、中嶋先生は長年にわたって幹事をお務めになり、事前の準備から当日の司会進行、さらには懇親会のお世話まで、何から何まで行き届いた研究会をいつもアレンジしてくださっています。

この段取りの良さ、バイタリティ、調整能力を発揮して、副会長職でも多大な成果を上げて

くださるものと確信しております。

大阪弁護士会の益々の発展に向け、どうぞよろしく願いいたします。

完走を期待しています！

金 泰弘 (62期)

私が新入会員のころから、中嶋先生は、ジュニア部の代表幹事、大阪弁護士野球団の主将としてすでに活躍しておられましたが、当時住んでいた場所が近かったため、食事会などでは最後までご一緒させていただいた上にタクシーで送っていただいたり、スタイリッシュな白のBMWでゴルフ場まで同乗させていただいたり、あらゆる面で大変お世話になったことが懐かしく思い出されます。私が早々に独立した際には、事件を共同受任にさせていただくやさしさと、業務処理の緻密さもを見せていただきました。

阪神高速神戸線へ乗り換えるはずが天保山出口で降りてしまったのはご愛敬で、中嶋先生であれば、副会長の役職を途中下車することなく全うし、大きな成果を残していただけるものと信じています。体調に気をつけて、一年間頑張ってください。

全国の民暴対策弁護士を束ねるリーダーに向けて

木村圭二郎 (友新会・39期)

中嶋弁護士とは、大阪弁護士会及び日本弁護士連合会の民事介入暴力対策委員会（「民暴対策委員会」）での活動を中心としてお付き合い戴いている。

中嶋弁護士は大阪の民暴対策委員会の委員長を務めあげ、現在、日弁連の民暴対策委員会の委員として活躍している。中嶋弁護士の有能さについては申し上げるまでもないが、どちらかと言えば、防御を固めて慎重に事を運ぶタイプ

である。

この度大阪弁護士会の副会長に自ら立候補し当選されたということであり、そこでの経験を通じ、積極果敢なリーダーシップを身に着け、全国の民暴対策弁護士のリーダーに相応しい資質を備えて戴きたいと思う。中嶋先生、頑張ってください！

ご活躍を期待しています！

木村 尚巧 (55期)

1期上の中嶋先生とは、法友に入り始めたころから知り合い、親睦行事、ジュニア旅行など、多くの機会でご一緒させていただきました。そういえば、ジュニアの代表幹事を森先生、中嶋先生から、井崎先生と私に引き継いでいただきましたが、それも随分以前のことでですね。

いろいろと難局が現れると思いますが、いつもパワフルな中嶋先生であれば、全く心配ありません。しかし、われわれの世代もそう若くはないため、あまり無理をせず、くれぐれも体には気を付けてください。

応援しています！

小池 康弘 (43期)

中嶋さんとは、NPO法人遺言・相続・財産管理支援センターで設立当初から一緒に活動しています。この活動の難しいところは、高齢者にいかにしてNPO法人を知ってもらい、利用してもらうかという点なのですが、中嶋さんは色々なアイデアを出して理事会をリードしてくれます。また、そのアイデアを率先して実行に移してくれています。大変頼もしい限りです。

その中嶋さんが令和3年度の副会長に就任しますが、この能力をいかに発揮して弁護士会を牽引してくれるものと大いに期待しています。

中嶋さんが会務に専念するため、我がNPO法人としてはかなりの痛手ですが、1年間頑張ってください。応援しています。

中嶋先生のご活躍を楽しみにしております！

古賀 健介 (61期)

中嶋先生とは、会派に加え、民暴委員会も一緒に、暴力団を相手にした弁護団事件では、豊富な知識と的確なご意見で常に会議をリードしておられ、大変勉強になっております。平成29年度に委員長を務められた際は、強いリーダーシップで委員会を引っ張っていただき、委員会メンバーに加え、大阪府警や暴追センター等の関係団体からも高い信頼を受けておられました。

また、今までに何度もご馳走になりましたが、中嶋先生が若手弁護士を連れて北新地へ繰り出す「リーダーシップ」を見て、私自身、この先も中嶋先生についていこうと強く決意しております。

今後は、中嶋先生が、持ち前の行動力・リーダーシップで弁護士会全体をリードされることを、心より楽しみにしております。

中嶋先生 期待しています！

小坂谷 聡 (55期)

中嶋先生とはこれまで事件関係や委員会等では全くご縁がなかったのですが、満村執行部及び大橋執行部を始め、NPO法人遺言・相続・財産管理支援センター、さらに90周年実行委員会など、まさに法友倶楽部の活動を通じて多くの場面で一緒にさせて頂く機会を得ることができました。また、個人的には、Apple製品の愛好家として、密かに、親近感とともに、先んじて新製品を所持している様子に羨ましさ（対抗意識!?）も感じていました。

中嶋先生の能力の高さや人望の厚さは、多く

の人たちが認めるところではありますが、私自身も近くで見えても全くその通りだと思います。副会長となられてもその能力を遺憾なく発揮されるものと確信しております。

1年間、くれぐれも体調にはお気をつけて全力で頑張ってください！

ご活躍を期待します

五條 操 (49期)

中嶋先生は明和法律事務所勤務弁護士として同僚となり、その後も弁護団事件等でご一緒しています。

本年度の溝内さんに続き、明和事務所出身者としては2年連続で副会長に就任されることになります。

千本先生や草島先生も喜んでくれているのではないかと思います。

中嶋先生は優秀かつバランスの取れた人であり、今までの会務や委員会活動等での活躍はご存じの方も多いのではないのでしょうか。

能力的には何も心配していませんが、近年ちょっと顔が丸くなっている気がするので、体調には気をつけて1年を乗り切ってください。

ご活躍を期待します

小寺 陽平 (57期)

中嶋先生といえば、民暴委員会、スキー、ゴルフ？（偏った認識ですみません）。

私は、民暴もスキーもやりませんが、ゴルフは法友の親睦委員の時にHGCで企画をご一緒させてもらいました。下には優しく、上にはしっかりものをいうスタンスが印象的で下にいても仕事がやりやすかったです。

コロナの影響が強く残る社会情勢の中、会務の運営は大変だと思いますが、中嶋先生の強さと優しさが会務に活かされることを期待しています。

豪快な滑り

小林 俊康 (36期)

中嶋さんは法友スキーの常連です。大学スキー部出身だけあって腕前(脚前)は見事です。豪快に滑りまくるタイプです。バリバリの体育会系で運動神経は抜群なのですが、なぜかゴルフが苦手です。鍛え上げた身体を存分にねじりあげて豪快にスイングするので、どんなボールが出て来るかとわくわくしながら後ろで見ていると、チョロ、テンプラ、ダフリ、OBなど期待を裏切りません。ところが、最近は大抵飛ばすを武器にして結構好いスコアを出します。ナイスショットをした後に得意げにこちらをちらりと見る顔付が憎たらしいです。こんな中嶋さんが副会長の職務を豪快に滑りきって、最後は得意げにこちらをちら見できるようにお祈り申し上げます。

泥臭く頑張ってください

小林 正啓 (一水会・44期)

中嶋さんとは、とある弁護士団で十年来一緒にしています。弁護士団の中では、1、2を争う理論家です。彼の特徴は、幅広い法的知識に裏打ちされた、爽やかさとは正反対の弁舌にあります。くどく、しつこく、泥臭く頑固に真理を追究する姿勢には、時に反論しながらも、大いに感銘を受けたものです。会務では民暴委員会のフィールドで、大いに活躍されているとお聞きしています。

令和3年度の弁護士会は、コロナ後を見据え、新たな時代への対応が問われることになるでしょう。執行部内でも様々な議論が交錯すると思います。中嶋さんには、その類い希な長所を存分に発揮され、弁護士会をあるべき方向に導いてくれることを切に期待します。

大いなる誤解

小林 悠紀 (58期)

中嶋先生とは大阪弁護士野球団でのお付き合いが主でした。そこでは試合のミスに責任を感じて頭を丸めたり、飲み会では先輩弁護士に潰されて救急車で搬送されたりと、親しみは感じるが憧れはしないムードメーカーでした(ごめんなさい)。

一方で、「政策」ではいつも極めてきちんとした提言をされ、ご一緒した会議でも的確な意見を述べつつも議論をうまくまとめ、実は極めてちゃんとした人だと知ったのでした。

結局、中嶋先生は能力が高い一方で、コミユ力も高く親しみが持て、責任感もあるということです。最終的には提灯記事になってしまいましたが、まずは1年間どうかご健康で。終わったらまたいつか野球しましょう。

会長を正しく補佐してください

阪本 政敬 (22期)

中嶋先生、副会長に就任されますことをお喜びするとともに、弁護士並びに弁護士会の当面する多くの課題を解決するために大変な努力をしなければならぬことにつき、感謝申し上げます。

僕は中嶋先生とは、サイプレスゴルフ場でゴルフをプレーをしたり、お嬢ちゃんの「いろはちゃん」も一緒にルスツスキー場でスキーを滑って一緒に楽しんだ仲なので、中嶋先生が優れたスポーツマンシップと素晴らしい運動能力を備えたスポーツマンであることを熟知しています。

その持ち前の体力・行動力とスポーツマンらしい爽やかな人間力をもって、田中会長を正しく補佐して、弁護士・弁護士会を正しく導いてください。

雄姿再び

清水 俊順 (一水会・48期)

日弁連野球全国決勝大会・仙台弁護士会戦での中嶋先生の雄姿を思い出す。0対0のまま終盤を迎えた苦しい試合展開の中で、代走で出場した中嶋先生がヘッドスライディングで二盗を決め、松並先生の送りバンドで三塁へ進み、橋田先生のセーフティスクイズでまたしてもヘッドスライディングを本塁に決めて、決勝点を挙げた。重苦しい試合の中での中嶋先生の気迫のプレーがチームを奮い立たせ、法友の両先生の献身的なプレーを引き出し、中嶋先生もその期待に応え快足を飛ばし、チームに劇的な勝利をもたらしたのである。

会務も、野球も、人の営みという点では同じである。中嶋先生の倒産実務交流会、民暴委員会、法72条等問題委員会での活躍ぶりから考えても、会務でも、人の心を動かし、チームを奮い立たせる仕事をしてくれることは間違いない。

ご活躍を期待しております

清水 諒 (62期)

中嶋先生には、法友倶楽部だけでなく、法七十二条等問題委員会、研究会、弁護団事件など様々な場面でお世話になっており、中嶋先生は私にとって憧れの先輩です。

中嶋先生のご意見はいつも的確で勉強になります。会議で議論が錯綜しても中嶋先生のご意見で議論がすっきりまとまります。

また、中嶋先生は大変お忙しいにもかかわらず、委員会や弁護団活動等にも熱心にご参加されています。研究会の合宿では朝からランニングもされていました。中嶋先生は全てに全力です。でも、私は中嶋先生の疲れた顔を見たことがありません。中嶋先生はスーパーマンだと思います。

そんな中嶋先生がついに副会長をされるという事で、大変頼もしく思います。お体に気をつけて1年間頑張ってください。応援しています！

超人中嶋先生頑張ってください！

新村 守 (春秋会・57期)

中嶋先生とは、民暴委員会でお知り合いとなり、平成29年度に中嶋先生が同委員会の委員長に就任された際には、私は副委員長としてお仕えしました。胆大心小なお人柄で、令和2年度に大阪で開催された日弁連民暴委員会拡大協議会では、事務局次長として大活躍されました。中嶋先生は、懇親会等での食事(お酒?)後も、夜中の2時から3時かけて複数のメールを送信され、その次には午前5時ころにメールされるなど、この人は寝ていないのではないかと、はたして人間なのか?と思うことが良くありました。いつもニコニコしておられますが、超人的な働きと、言うべきところではしっかり意見をされるご気質で、弁護士会をリードしていただけるものと思います。ご健康には配慮されて頑張ってください。

スキー滑降のように大胆に

菅原謙太郎 (59期)

中嶋先生、大阪弁護士会の副会長ご当選おめでとうございます。

中嶋先生とは、ジュニア部のころより親しくさせていただいています。

法友のスキー旅行に常連として何度か一緒に参加させていただき、中嶋先生の持ち前である運動神経の良さを拝見しました。

中嶋先生の正確かつ豪快な滑降は、見ていてほれほれするものがありました。

大阪弁護士会の副会長としても、スキーのように、会務を的確に実行し、決めなければいけ

ないことは大胆に決めることができる先生だと思えます。

益々のご活躍を期待しています。

中嶋先生、応援しています！

高尾 奈々 (68期)

中嶋先生、副会長当選おめでとうございます！

私は、令和2年度法友倶楽部執行部でご一緒させていただいておりました。

執行部での活動を重ねる度、中嶋先生の「筋を通す」ご姿勢や弁護士自治への熱い思いに触れ、若輩者ながら私も一弁護士として心が震えるものがありました。実はゴルフもご一緒させていただく機会がありました。ゴルフは人柄が出るとよくいますが、スマートなプレーにさりげない心遣い（+スキーで鍛え上げられたハムストリングス）に、私はすっかり中嶋先生のファンになりました。

困ったときは中嶋先生！ 頼りになるかっこいいお兄様です。次年度副会長として大いにご活躍されることを心より祈念しております。

中嶋先生を心より応援いたします！

高見 晋祐 (64期)

中嶋先生、副会長ご就任おめでとうございます。

中嶋先生とは、（それまでもお名前は存じ上げておりましたが）90周年記念行事の親睦部会などでご一緒させていただき、お話もさせていただくようになりました。私のような一若手弁護士（会員）の意見でも真摯に耳を傾けてくださる一方で、ベテランの先生方に対しても物怖じせずしっかりと意見を伝えられる中嶋先生の姿勢に、いつも感心させられております。副会長としても、そのような姿勢で弁護士会の様々な課題に取り組んでくださるものと期待し、心より応援いたします！

中嶋先生 頑張ってください

高村 至 (一水会・56期)

中嶋勝規先生、副会長ご当選おめでとうございます。

中嶋先生と最初に知り合ったのは、福原先生に引き込まれて緑のオーナー制度被害者弁護団で一緒になった時からと思います。提訴が平成21年9月ですので今から10年以上も前の話で、お互いまだ弁護士経験10年もいかない若造でしたが、いくら弁護団に法友の先生が多いとはいえ、中嶋先生は当時から既に大物感がすごかったです（最初は50期代の先生とは思っていませんでした。同い年と知ったのはだいぶ後のことです）。この裁判は理論面でもかなり複雑な事件でしたが、とかく迷走しがちであった弁護団会議の中で、常に議論を主体的にリードされていたのが中嶋先生でした。この裁判中に、民暴委員会の委員長をされたり、常議員をされたりと、どんどん役員への道を歩まれているなど思ったら、この弁護団で4人目の副会長とられました。

中嶋先生には、倒産実務交流会（現在は倒産法実務研究会に統合）でもお世話になりました。おかげで銀行法務21にも原稿を書かせていただく榮譽にもあずかれました。しかし、これだけいろいろな役職を同時にされてよく一人で回せるなあと思っていましたが、パワフルさは昔からすごいということが法友の会報を見てよく分かりました。歴代最若手の副会長としてこのまま突っ走ってください。

ネゴシエーター
「調整役」として飛躍を。

竹岡富美男 (31期)

中嶋さんは、明らかに体育会系の人である。それは外見からして明らかである。事務所をご一緒しているときに彼が居るのは、事務所内を歩く音で分かった。

歩幅も広く、ややがに股で、いわゆるキングコング型である。事実スキーは、国体級と聞いている。一見柔和な優しい顔つきであるが、一端スイッチが入ると一変し、強面の面構えになる。つまり「一本気の男」である。

彼は、会務歴から分かるとおり、民暴委員会、法72条委員会での活動歴は、その期間もさることながら、深く深くのめり込んでいる。

従って、これらの分野では他の人には負けない知識と経験が会務運営に活かされることと思っています。

ただ現代では、「価値」が対立することはままあり（表現の自由と人格権・名誉やプライバシー権など）、その調整が非常に困難な場面が出てきます。

今年1年は、背負っていない分野も、その声を代弁し、難しい調整をお願いします。

1年後、中嶋さんが、「調整役」として一皮も二皮もむけて、大きく変わったと言われる人になって、戻ってこられることを大いに期待し、贈る言葉とします。

中嶋先生、がんばってください！

竹田 千穂（五月会・54期）

中嶋先生、副会長当選おめでとうございます。

なかじとは同期であり、亡夫（同期）がなかじと事務所を共同経営していました。「独立するなら、なかじと」という夫の熱意になかじが応えてくれた形で、夫はなかじに全幅の信頼を寄せていました。

なかじは、切れ味鋭い人ですが、一方で天然の愛されキャラでもあります。以前、夫婦でなかじのご実家に泊まらせていただきましたが、豊かな自然と愛情あふれる底抜けに明るいご家族に、「なかじが育つわけだ」と納得した次第です。

なかじは、今でも、節目には我が家にお参りに来てくれて、子どもたちと遊んで（遊ばれて）

くれ、私が相談を持ちかけると忙しくても時間を割いてくれる、そんな人です。「世のため、人のため」が自然にできてしまうなかじのことを、人として尊敬しています。

一年間、身体に気をつけてがんばってください。応援しています。

応援しています!!

田中 章弘（64期）

副会長ご当選おめでとうございます。私が中嶋先生のことを最初に知ったのは法友倶楽部ジュニア部の生ける伝説を聞いたときでした。その物語には「本当の中嶋先生」が出現します。実際に中嶋先生にお会いした時は、お名前のおり勝つことが既に決まっているかのような鋭い思考力と人間とは思えない体力に畏れをなしてしまいました。

存在感に圧倒された後、奥歯の銀歯が見えるほどの笑顔で「どうした？」とお尋ねいただきますが、いつも「いえ、がんばります！」と答えるだけです。自分の努力が足りないのが明らかになり、存在感で既に鼓舞されているのです。コロナ禍で大変な中ですが、宜しく願いいたします!!!

ご活躍を事務所より応援しております

谷 麻紗子（73期）

私は、アクト大阪法律事務所に入所してようやく1カ月程が過ぎたところであり、中嶋先生と仕事をご一緒した時間はまだそう長くはありません。しかし、そんな中でも気付いたのは、中嶋先生が、依頼者の方々に真摯かつ的確な対応をされていること、また、日々の業務のみならず委員会や会派の活動をも積極的に行っていることです。中嶋先生の、このような実直でかつ知力体力ともに優れておられる姿を間近で拝見し、私自身もこうありたいと強く思うように

なりました。

これからの一年は、副会長としてその職責を全うされることと存じますが、中嶋先生のこのような魅力が遺憾なく発揮される会務活動となることを、事務所から、心より祈念しております。

ナイス

谷岡 茉耶 (64期)

私は会派活動にご無沙汰でしたが、一昨年、ある会議に出席しました。中に、若手の意見を汲み取りつつユーモアを交えて率直に発言して下さるお兄さん弁護士がおられました。「ナイス!」と心の中で拍手。頼りになる方だと思い、「中嶋勝規」先生のお名前を覚えて帰りました。

その後、尊敬する大橋さゆり先生から常幹の打診がありました。私で務まるかなと不安でしたが、「筆頭は中嶋勝規さん」。なんと、あのお兄さんではありませんか! 即、お引き受けする決心をしました。

今年度は常幹会でもコロナ禍で難しい局面も多い中、中嶋先生は調整力や決断力を発揮され、頼もしい限りでした。盟友塚崎幸司先生とのやり取りも面白く、下を向いて笑ってしまうこともしばしばです。

副会長になられても、その持ち前の度胸と実行力でご活躍ください!

中嶋先生、期待しています!

田村 義史 (友新会・56期)

中嶋先生、副会長ご当選おめでとうございます。

私は、大阪弁護士野球団で中嶋先生の2期後輩になります。中嶋先生は、本格的な野球経験はないようですが、野球団では、スキーで鍛えた体力と運動神経を活かして俊足・強肩の外野手として活躍され、平成21年には、主将として

11年ぶりの全国制覇に貢献されました。

中嶋先生は、普段は割とおちゃらけたノリで、宴会ではいつも盛り上げ役となり、時には飲みすぎて救急搬送されたりするのですが、大会前のミーティング等大事な場面では、いつもズバっと的確な意見を述べておられたのが印象に残っています。

執行部の中では最若手だと思いますが、中嶋先生なら、遺憾なくその実力を発揮され、弁護士会の発展に貢献していただけるものと期待しております。

中嶋勝規先生を応援します!

塚崎 幸司 (61期)

初めてお会いしたのは平成19年7月でした。私の先輩というか親友である草島歩先生から、まだスケルトン状態のアクト大阪法律事務所、今度から一緒に事務所をする大親友として紹介を頂きました。細身の筋肉質、眼光鋭く理路整然と話をしながら痛飲するご様子に、当時修習生であった私は、前線でバリバリと活躍する弁護士の凄みと迫力のようなものを感じました。

その後、法友倶楽部、大阪弁護士会野球団など、多くの場面でご指導を頂く中で、その印象は確信となり、法友はもちろん、業務、公務、委員会、家族、趣味、全方面で信頼を得つつ常に全力、研究熱心、原理原則から明快に発言しながら妥当な結論を常にみつめている、かといって気さく、レスがむちゃくちゃ早い、走るのもむちゃくちゃ速い、スキーでジャンプもやっていた、本当に凄い先輩といつも背中を拝見しています。

上記の大阪弁護士野球団は、会派や期をまたいだチームですが、ある日の懇親会で、もし重い事案があって、連続1週間ほど依頼会社に寝泊まりしての対応を頼むなら誰か、という話になりました。一番多くあがったのは、中嶋先生でした。中嶋なら何事もなく解決して帰ってき

そう、1週間ぐらい寝ないで問題なし、危ない目にあっても問題なし。

このような中嶋先生が、副会長として手腕を発揮されるわけですから、ご活躍を確信しております。中嶋先生を応援しています！

「信頼と実績」の中嶋先生

辻村 幸宏 (55期)

中嶋先生、大阪弁護士会、そして法友倶楽部のために、大変なお役をお引き受けいただきありがとうございます。

中嶋先生は、法友倶楽部の中でもジュニア部代表幹事、複数回の親睦委員長・常任幹事など要職を務め、常に若手会員の中心として先輩会員の方にも物怖じせず渡り合い、後輩の若手会員に対してはいつも愛情を持って接して下さる模範とすべき方です。いろんなところでご一緒させていただいてきましたが、委員会・弁護団活動等あらゆる活動に手を抜くことなく、責任感が強く、行動や意見に美学があり、「信頼と実績」という言葉がドンピシャで当てはまる、筋の通りまくった自慢の先輩です。

社会がしんどいときにこそ、中嶋先生のような方の力が必要です。ご活躍を期待しております。

思い切り活躍してください！

土谷 喜輝 (46期)

中嶋さんは、法友に入ってきた頃から、ジュニア部の飲み会や旅行などで大活躍されていました（中嶋さんの武勇伝は、紙面の関係上、ここでは割愛します）。当初は、お酒が好きな、運動能力の高い若手というイメージでしたが、いくつかの真面目な会合で会う度に、ITにも精通していて、事務処理能力も極めて高いことが分かってきました。そのような中嶋さんが副会長に立候補することを承諾してくれたと聞い

たときは、本当にうれしく思いました。

中嶋さんは、新しい時代を先取りしたような感覚も持っているので、ぜひ、古い慣習にとらわれず、自分が信じた政策を思い切って推し進めてください。期待しています！

全面的バックアップ体制

中井 崇 (一水会・56期)

中嶋先生は、大阪弁護士会野球部において長らく一緒にプレーさせて頂いた、我々にとってまさに頼れる兄貴分です。若手の頃、野球部のMLにおいて少々お下品なネタで盛り上がってしまった際は、中嶋先生から我々若手（当時）に対し、「場をわきまえろ。先輩方に迷惑をかけるな」との注意がありました。その後、野球部の飲み会で飲み過ぎた中嶋先生が酔いつぶれて救急車が出動する騒ぎとなり、店や先輩方に大変迷惑がかかったこととの整合性が気になりますが、そのあたりは次年度の大弁総会でご説明頂ければ幸いです。野球部としても、個人としても、中嶋先生を全面的にバックアップする予定は今のところありませんが、ご活躍を心より祈念しております。

頑張れ！ 勝規先生

中島 清治 (法曹公正会・47期)

勝規先生（同じナカジマ姓なので、こちらで呼ばせていただく）は、明和法律事務所に勤務弁護士として入所いただいた。同事務所では私は別の会派に所属していたし、委員会活動も異なったため、事務所の外での一面を拝見したことは少なかったが、事務所内での勝規先生の一面を見るに、名前のおよりの勝ち気さと、反面繊細さを兼ね備えた（弁護士稼業にはピッタリ）好青年であった。能力は言うまでもない。

是非、会務というか、弁護士会という特異な存在を十二分に掻き回して、弁護士とは、弁護

士会とはこれだという素敵な活動を期待しています。

頑張れ！ 勝規先生！

ご活躍を応援しております

中島 裕一 (66期)

中嶋先生は、ジュニア部でお話いただいた際、一人一人の話を冷静に聞いてくださり、非常に公平な方であるとの印象を受けました。特に、弁護士会が対外的な意見を出すことの大切さと、会内の意思統一の難しさの両方についてお話いただいたことが印象的でした。今般のコロナ禍で、弁護士会の運営が困難になり、また、これまで以上に、弁護士会の内外から様々な意見が寄せられると思います。大変な時期だと思えますが、中嶋先生のご活躍を心より応援しております。

中嶋先生、応援しています

中塚 雄太 (60期)

中嶋勝規先生、副会長にご就任、本当におめでとうございます。中嶋先生は、私の妻の元兄弁であり、緑のオーナー弁護団や、NPO法人遺言・相続・財産支援センターで一緒にさせていただいています。いつも優しく接していただいております。感謝しています。

私は、令和3年9月末日まで企画調査室の嘱託であり、会長も出席される正副会長会や、副会長会に、中嶋先生とともに出席したり、副会長から、調査等の依頼を受ける立場にあります。半年間になりますが、全力でお支えしたいと思います。お体に気をつけて。応援します！

中嶋勝規さんを応援します！

中村 和洋 (春秋会・49期)

中嶋さんとは、民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会でご一緒しています。中嶋さんは同委員会で委員長を務められこともあり、その際にはリーダーシップを十分に発揮され、今も委員一同から厚い信頼を寄せられています。また、暴力団組長の使用者責任を追及する弁護団でも、常に広い視野と深い見識から鋭い意見を述べられ、目からうろこ、大変勉強になりました。さらに仕事だけでなく、ゴルフと野球を愛するスポーツマン、ファッションセンス抜群、懇親会などでもユーモアあふれる話題で場を盛り上げるといったように、正真正銘のナイスガイで人気者です。そんな中嶋さんが、副会長として大いに活躍されることを期待し、また、心より応援しています。

会員に対する適切な情報発信を期待しています

中村 吉男 (44期)

中嶋さんとは同じ弁護団で10年以上ご一緒していますので、責任感の強い優秀な人物であると信頼を置いています。田中宏会長の下、1年間副会長として活躍されると信じています。

ただ、新型コロナの影響がいつ収まるのか不透明な状況で、今年度に引き続いて会務の運営に苦労されることは色々あると思います。

弁護士会では広報室などを担当されるということですが、弁護士会の「対外広報」の充実とともに、法友倶楽部の会員にも適切な情報発信をして、弁護士会の状況が理解できるように努めて頂くことを希望します。

頼もしい理事者

野村 太爾 (法曹同志会・46期)

ある会社更生事件の保全管理人団で中嶋さんと一緒にになりました。緊急招集があった際、彼は、野球部の練習で脚を怪我した直後で、膝から下が2倍以上に腫れ上がっていたのに、現場から離れず、深夜遅くまで続いた最初のミーティングで存在感を発揮していました。

その後、いくつもの倒産事件で苦楽をともにしました。私が破産管財人としてグループホームを運営しながら訴訟案件を数多くかかえた事件では、管財人代理として八面六臂の活躍してくれ、おかげで非常に大きな財団が形成できました。

心の強さ、フットワーク、広い視野に周りをなごませる雰囲気、中嶋さんは理事者として頼もしい限りです。ただ、怪我等には十分気をつけて欲しいと思います。

中嶋さんの活躍に期待します

橋口 玲 (49期)

中嶋さん、副会長おめでとうございます。若手の法友倶楽部のエースが、ついに大阪弁護士会のかじ取りの一端を担われます。中嶋さんは、自分の意見をしっかり持った方で、委員会活動を長年なさり、弁護団活動での実績や業務への信頼は、皆さんがよく知るところだと思います。その実力を思う存分発揮してください。他方？ 私が執行部のおり、委員会間の調整などの場面で、中嶋さんが意見を表明しながらも、相手とやり取りを真摯に行う姿に、感銘を受けました。先方の委員会の研修などにも参加され、その真摯な姿や決断能力を背景に、調整が可能となった場面に遭遇し、素直に、すごいな、と鮮烈に思ったことがあります。大いに活躍を期待しています。

自分の意見をしっかり発信して下さい

橋田 浩 (43期)

中嶋くん、令和3年度副会長当選おめでとうございます。コロナ禍の難しい時期に副会長に立候補された中嶋くんの意気込みに敬意を表します。難題山積と思いますが1年間の会務運営よろしく願います。

中嶋くんと私の一番の接点は大阪弁護士野球団です。中嶋くんは大阪弁護士会に登録してまもなく野球団に入団してこられました。野球の経験はさほど多くはなく、お世辞にも華麗なプレーをする選手ではありませんでしたが、並外れた身体能力とスキー（クロスカントリーだったと記憶しています）で鍛えた体力で、ぐんぐんと上達し、中心選手として活躍されました。野球団における中嶋くんの思い出は、2003年の札幌ドームで開催された全国大会1回戦の仙台弁護士会戦、中嶋くんが3塁ランナー、私が打者の場面でセーフティスクイズを敢行し、中嶋くんがヘッドスライディングでホームインし、その1点を守り切り1対0で勝利した試合と野球団での飲み会で某先輩弁護士に焼酎をこたま飲まされ酔いつぶれていたシーンです。中嶋くんは、登録間もない頃から弁護士会のあり方についてしっかりとした意見を持ち、議論の場では臆することなく発信していました。田中執行部においては、最年少で、修習期が最も若い副会長となりますが、こういった姿勢はその中でもしっかりと堅持し、臆することなく自分の意見を発信しつつ、会長をサポートしてもらえればと思います。

飲み過ぎだけは注意して1年間思う存分活躍して下さい。

中嶋勝規先生、頑張ってください！

橋森 正樹（一水会・55期）

中嶋先生、令和3年度大阪弁護士会副会長にご当選されましたことにつき、まずは心からお祝い申し上げます。依然コロナ禍が続く中で副会長という大役を担われることに敬意を表します。

中嶋先生には、民暴委員会で大変お世話になっており、特に平成29年度に中嶋先生が委員長に就任された際に私も副委員長として執行部をご一緒させていただきました。中嶋先生といえば、いつ寝ているのだろうかと思うほどタフであり、何事にも全力投球されるというのが一番の印象です。ただでさえ副会長の業務は大変である中、コロナ対応もあり重責かと思いますが、全力投球でご活躍されることを期待しています。

中嶋副会長に期待する

長谷川敬一（一水会・46期）

中嶋勝規さんは、修習期では私の8年後輩になりますが、逆に彼には助けられてばかりです。3年前、私が弁護士会法七十二条等問題委員会の副委員長に初めて選任されたとき、彼はすでに先輩副委員長の一人であり、非弁対策に関し豊富な知識と経験を有していました。ところが昨年、期の順番から私が委員長を務めることになってしまったのです。中嶋さんは引き続き副委員長として、委員会に次々上程されてくる非弁事案への対応につき常に適切な意見を提示し、経験の少ない委員長を助けてくれました。今回、中嶋さんは当委員会主担当副会長を務める予定とのこと。ということで中嶋さん、結局今まで以上に助けてもらうつもりですのでよろしく。

本当の中嶋先生

林 裕之（53期）

中嶋先生、副会長ご当選、誠におめでとうございます。僕が中嶋先生を深く知ったのはジュニア部の新人歓迎旅行でした。それまで、冷静沈着な切れ者といったイメージ作りをされていた中嶋先生ですが、アルコール量がある一定値を超えると人格が変わりまして、何事にも積極的に大胆な「本当の中嶋先生」が出てきます。それからは登録以来頑張っておられたイメージ作りも諦めたようで、度々「本当の中嶋先生」が登場されます。とても楽しいです。最近では、「本当の中嶋先生」の出し入れを操れるようになっておられる様子です。副会長となれば、様々な問題と激務が待っていますが、中嶋先生であれば、うまく「本当の中嶋先生」を使いながら、冷静沈着にこなしていかれることと思います。重責ではありますが、どうか体に気をつけて頑張ってください。

中嶋さん、自然体で

播磨 政明（29期）

中嶋さんは、福原さんが副会長をされておられた2001年10月に登録され、登録当初から法友倶楽部の活動は勿論、委員会活動にも積極的に参加され、法友倶楽部の同期の中でも、一見控えめながら存在感を漂わせていました。中嶋さんは、日常生活でも常に相手の気持ちになって物事を考えられる人間になれるよう日々努力していこうと考えているとのこと、その言葉どおり、自分の考え・個性をしっかり持っていますが、決して相手を不快な気持ちにさせることはありません。豪快なゴルフも、同伴競技者に配慮し、一緒にプレーを楽しませてくれます。福原さん、竹岡さんの薫陶を受け、54期のトップを切って、副会長に就任されることになりましたが、その持ち味を活かして、自然体で会務

に取り組み、一層活躍されることを期待しています。

中嶋さんを応援します！

伴城 宏 (50期)

中嶋さんは、弁護士になってから野球を始め、そのプレースタイルはスマートではありませんでしたが、スキーで鍛えた頑丈な体と、類まれなる運動能力でみるみる頭角を現し、大阪弁護士野球団の不動の一番として、長年、チームをけん引してきました。明るいキャラクターと、ときおり見せる破天荒な行動力は、チームの皆から愛され、キャプテンも長く務めました。民暴委員会、72条委員会での活躍は言うまでもありません。早くから将来を嘱望されていた中嶋さんが、満を持して副会長に就任されます。仕事はもちろんですが、持ち前の明るいキャラクターで役員室に笑いをもたらせてくれることを大いに期待しています。頑張ってください！

中嶋勝規先生を応援します

板東 大介 (62期)

私は、中嶋先生と同じ民暴委員会に所属しており、平成29年度に中嶋委員長（当時）の下で副委員長を務めさせていただいた後、同委員会の支援事件（弁護団事件）も共に担当させていただくなど、常日頃から大変お世話になっております。民暴委員会での中嶋先生は、委員長当時はもちろん、現在においても、先輩・後輩を問わず、周囲の皆から頼られる存在です。私自身も、副委員長当時、中嶋先生を支える立場にありながら、むしろ全面的に支えて頂き、伸び伸びと活動させて頂きました。法友クラブにはあまり参加できていない不肖の後輩ですが（申し訳ありません）、中嶋先生の更なるご活躍を心から応援しております。

民暴のエースから弁護士会のエースへ

疋田 淳 (一水会・34期)

中嶋先生は昨年10月に開催されました、第9回民事介入暴力対策全国協議会大阪では、実行委員長の私をサポートする事務局次長として絶大な活躍をしていただき、コロナ禍での最初の日弁連行事としての実績を残すことができました。中嶋先生は約2年間以上にもわたった大会準備に全身全霊で取り組み、自らのITに関する豊富な知識を活用し、多くの実行委員をまとめあげ、膨大な資料集の校正等地道かつ労力のいる作業も自ら率先して行う等大会の成功に尽力していただきました。

個人的にはプライベートでゴルフをする度に、その飛距離、体力にはいつも驚かされます。副会長就任でしばらくはゴルフもご一緒出来ないのは残念ですが、今回の副会長はまさに適任であり、民暴のエースから弁護士会のエースとしての活躍を期待しております。

東奔西走の働きを

平井 信二 (一水会・53期)



中嶋さんとは、平成19年9月、亡き草島（平成28年11月病没）とともに現法律事務所を共同で立ち上げて以降、公私を共にしてきた仲です。彼がこれまで会務に率先して取り組んでくるとともに、会派活動にも積極的に関与するさまを長年に亘り横で見してきました。一本気な性

格から、夕方以降、あつい議論を事務所で吹っ掛けられることもしばしばあり、選挙公報には、これまでの経験とそれに伴い培われてきた想いが述べられています。

現在、大阪弁護士会の会務全般が大幅に多様化していることから、職務遂行にあたり様々な困難に直面することもあるかと思えます。

しかしながら、副会長の中では最も期が若く、体育会系スキー仕込みの持ち前の体力とガッツ、またこれまで各種会務に積極的に携わってきた経験に基づき、これらを克服し、大阪弁護士会の更なる発展のため、田中宏会長を補佐し、また他の副会長の先生方との連携他においても東奔西走の活躍ができると確信しています。中嶋さん、頑張れ！

中嶋先生、期待してます！

深田 愛子 (59期)

私と中嶋先生は同じ大学で年齢も近い。中嶋先生の濃い目キャラクターからすれば、何回かお見かけすれば記憶に残っているはずであるが全く記憶に残っていない。中嶋先生がスキー部で冬季は大学に来ず、私がヨット部で夏季には大学に行かなかったということが影響しているのかもしれない。

法友倶楽部に入ってから、幹事会や親睦委員会などでお話する機会を多く頂き懇意にさせていただいており、中嶋先生の、どんな時でも、どんな人に対しても、自分の意見をはっきりと発言される場所に密かに憧れている。

一年間、お体に気を付けて頑張ってください！ 期待してます！

羽ばたけ……勝規さん！

福原 哲晃 (29期)

勝規さんとの出会いは、瑞木総合法律事務所の前身である明和法律事務所での新人面接の場

でした。学生時代はもっぱら競技スキー（クロスカントリースキー）に打ち込んで、雪を求めて北国を駆け回って過ごしたというのに、司法試験はストレートで合格したという、まさに「体育会系の秀才」といった印象でした。その印象は今も変わりませんね。運動会の各派対抗リレーで、次々と前の走者を追い抜き優勝したあの姿は、実に圧巻でした。

その勝規さんが、やっと決断してくれて、次期田中宏会長の下で副会長を務められることになりました。嬉しい限りです。

これまでの弁護士会での活動実績を踏まえ、広い視野をもって会務に邁進していただくことを心から願っております。

誰に対しても言うべきことを きちんと言える人

本元 宏和 (54期)

修習中の中嶋さんの印象は、「ちょっと怖そうな人」ということと、「とにかく体を鍛えている」ということでした（私の記憶では、早朝に樹林公園で走ってから講義に出て、講義が終わったらウェイトトレーニングをして飲みに行っていた）。

その後、中嶋さんは「ちょっと怖そうな人」というより、「誰に対しても言うべきことをきちんと言える人」と理解するようになりましたが、拝見した抱負の内容からも私の印象は間違っていないと思います。

中嶋さんには弁護士自治の堅持を始めとした所信を実現されるべく、ぜひ全力で会務に取り組んでいただきたいと思いますが、どうか体にだけは気を付けてください（といいながら、「とにかく体を鍛えている」中嶋さんだから大丈夫だと確信しています！）。

中じ、気張らず頑張って！

松尾 吉洋 (五月会・53期)

中じ、大阪弁護士会副会長ご就任おめでとう！ 中じとは、司法試験受験時代からのアルバイト仲間、バイト後に夜な夜な飲み明かしたことが昨日のことのよう。そんな中じが副会長に就任……感慨深い。一足先に私が合格し、中じに「論文特訓ゼミ」をしたときの彼への印象は、①決して筋の悪い考えはしない、②柔軟でありつつ、③大事な部分は曲げない。中じに対するこの印象は、20年以上経った今でも全く変わらない。弁護士業界における大きな環境変化、コロナ禍にあらうと、いや、むしろこういう時代だからこそ、中じは、この変わらない持ち味で、副会長に求められる職責を遺憾なく担ってくれるに違いない。健康には気をつけて、気張らず頑張れ！

我らの中嶋副会長！

松木 俊明 (64期)

中嶋先生、2021年度副会長ご当選おめでとうございます。我々64期は中嶋先生のジュニア最終年度に弁護士登録をしました。初めて参加した親睦旅行では中嶋先生と同じ部屋になり、熱く親睦についての思いを語っていただいたのを昨日のことにように思い出します。

中嶋先生といえば、ブルドーザーのような馬力と精緻な理論を兼ね備えたスーパーマンです。その一方で、若手会員とも気さくに話していただける頼れる兄貴分です。大阪弁護士会の副会長職につかれましても、頼れる兄貴分として、会員を引っ張っていただくことと信じています。一年間、御身体を大切にしながら走りぬいてください！

中嶋先生、期待しています！！

松並 良 (46期)

中嶋先生とは、当初、野球団で接することが多かったのですが、外見とは裏腹に、よく言えば優しい、別の表現をすれば、断れないやつで、また、野球のプレイは元気溼刺、特に足が速かったのですが、野球経験はそれほどなかったにもかかわらず、負けん気の強さでコツコツと努力し、レギュラーにまで上り詰めました。

私が、ジュニアの代表幹事するとき、鹿児島に旅行したのですが、初日のバスに乗り込んで直ぐに酒盛りを始めた土谷先生と私の誘いを断れず、有り余った元気が災いして酒がどんどん進み、旅館に着くころには上機嫌で、パワフルな奇声をあげてガイドさんを震えあがらせました。酒を酌み交わすうちに、その屈託のない笑顔に林先生が虜となり、砂風呂では二人で粗相を繰り返し、林先生と共に退場となりました。

最近では、そのエネルギーを上手に良い方向に使えるようになり、その笑顔と口先で諸先輩も上手に転がしつつ、後輩には凜とした態度で導いている姿には、若気の至りを教訓として成長した頼もしさを感じています。

満を持しての出番です。緊急車両出動の話は、私が墓場まで持っていきますので、心置きなく、副会長の職務を全うされることを期待しております。

中嶋さん、頑張ってください。

満村 和宏 (41期)

中嶋さんと私は、私が幹事長をしていた時に、副幹事長として支えて頂いたことと、緑のオーナー被害救済弁護団とともに戦った仲間という間柄です。

私が見た中嶋さんは、芯が強く原理原則を大事にする人、仕事が早くてしかも堅実な人という印象です。副幹事長のときに、他の副幹事長

の仕事に補佐することが多く、若手の信望も厚いことから、何かにつけ会派運営を助けて頂きました。

弁護団では、国の責任の法的構成や、背景事情を深く検討され、裁判所の理解を得られる為に、何が足りないかという観点から、積極的に議論に加わって頂き、起案内容も申し分なく、安心して任せられました。しかし、性格上からか、悲観的な見方をする傾向が強く、楽観的な私の方針とぶつかることがあり、その都度、中嶋さんを納得させるために、資料を深く読み込み、法的構成をより深く掘り下げて考えたことを思い出します。幸いにも、基本的な法律構成（予見可能性・作為義務）の主張は判決で認められ、一部ではありますが、勝訴判決を得ることが出来ました。中嶋さんの貢献度は大変大きかったと思います。

中嶋さんは、長らく法72条委員会や民暴委員会に籍を置き、非弁取締りや業務妨害対応に取り組まれてきました。弁護士自治にも通じる活動であり、頼もしく思っていました。いずれ、法友倶楽部から副会長に出て頂きたいと、折に触れ話してきましたが、その都度、「そんなつもりは無い」と、つれない返事しか帰ってきませんでした。しかし、会派内での適齢期が来たためだと思いますが、責任感が強い人なので、自覚が芽生え、立候補の意思を固めてくれました。

会長の田中宏さんは、平成21年度執行部で、畑会長の下で、ともに働いた仲間です。田中会長の下で、存分に能力を発揮し、会務全般について、ご自身の意見を述べ、正しく会長を補佐されることを期待しています。

とはいえ、コロナ禍の続く中での会務は難しいと思います。会長始め他の6人の副会長、役員の皆様と力を合わせて、市民にとって頼りがいのある弁護士会を作って頂きたいと思います。

精一杯、応援します！

宮崎 誠司 (47期)

平成23年度満村幹事長のとき、ともに副幹事長を務めさせていただきました。改めて、当時の常幹メールを閲覧すると、諸処の書類作成、行事の段取り等は概ね中嶋さんからの発信でした。ともかくも事務処理が速い。おかげで私は何もしない副幹事長になってしまいました。中嶋さんは、上の人にも黙ってられない人だけど、配慮もなしにずけずけとも言わない人だ。ひとつだけ注文。「新しいビジネスモデル」とか「アライアンス」等の名のもと、若手会員が弁護士法72条に抵触しかねないサービスに安易に引き込まれないよう注視してあげて欲しい。最も若手の54期のトップランナーとして思い切ってやってください。精一杯、応援します！

中嶋先生、頑張ってください！

宮部 千晶 (61期)

この度は大阪弁護士会副会長にご就任おめでとうございます。

中嶋先生とは、法友倶楽部の先生方が多く参加されているNPOで一緒にさせていただいております。理事会でビシビシ厳しい意見を出される先生は誰が見ても「優秀な弁護士」という感じですが、決して冷たい方ではありません。登録替えするかもという私の一言で送別会をしてくださる後輩思いの優しい先生を陰ながら応援しています（これからも大阪にいます。すみません……）。

コロナ禍で会務でも気を遣われることも多いかと思います。どうぞお身体にお気をつけて、頑張ってください！

中嶋副会長にご期待申し上げます！

森谷 長功 (法曹同志会・48期)

中嶋先生とは、民暴委員会でご一緒させて頂いている。法的論理力は弁護団事件で、組織運営は民暴大会事務局次長として、統率力は委員長として、スポーツ・礼節はゴルフで、間近で拝見しているがいずれもハイスペックである。とりわけ正しいと信じることについては、先輩に対しても意見を憚らない。とはいえ、猪突猛進ではなく、相手を見、また矛の収め処も心得ている。近時弁護士会内では様々な価値観が表出される。市民から乖離せず寄り添うべき弁護士会として民主主義的でとても良いことである。一方で、執行部には難しい舵取りが要求される。バランス感覚に優れた田中宏会長を支える人材として、極めて有用かつ貴重な戦力である。中嶋先生、ご活躍を心から期待申し上げます！

安心してタスキを繋ぎます！

森 直也 (令和2年度副会長・53期)

林前副会長から引き継いだタスキを、今度は中嶋さんが引き継いでくれることになりました。

中嶋さんは、法友倶楽部の一年下の後輩というだけでなく、共にジュニア代表幹事をするなど、これまで長きに亘って仲良くさせてもらってきました。

中嶋さんは、皆さんご承知のとおり、どんなときでも笑顔を絶やさず、スポーツマンらしい爽やかかつ明るい人柄です。その一方で、言うべきことがあれば、その相手が誰であれ臆することなく意見を言う胆力の持ち主です。僕も時に厳しい意見を言われたこともあります。その意見は常に的を射たものであり、また自分にはない視点から物事を見させてくれる傾聴すべきものばかりでした。それに加えて中嶋さん

は、厳しい意見を言うときも、どこかに相手を気遣う優しさを秘めています。だから、言われた相手も嫌な気持ちにはならないのだろうと思います。

今年度は、コロナや職員不祥事など、イレギュラーな出来事のオンパレードでした。その余波は次年度にも及ぶと思います。また、懸案となっていた新総合情報システムも本年度中に稼働を開始する予定ですが、本格的な対応は次年度となります。大変な年に副会長の重責を担うこととなりますが、中嶋さんなら難なく乗り越えて、会のために獅子奮迅の活躍を見せてくれると思います。(僕もそうでしたが)「末席」などという立場など忘れて、時機に応じてやるべきことをガンガンやって下さい！こちらも全力でフォローします！

中嶋先生ご当選おめでとうございます。

藪根 壮一 (64期)

私は、弁護士登録をした直後に、新入会員歓迎会で初めて中嶋先生にお目にかかりました。

中嶋先生は、エネルギーに溢れた方で、圧倒的な存在感を放っておられました。

以来、私にとって、中嶋先生は、はるか遠くを猛スピードで走っておられる大先輩です。

そんな中嶋先生は、事件処理や会務に多忙を極める中、私のような年次の離れた後輩にも目配りしてくださります。私が弁護士として、人として、岐路に立ち道に迷った時には、いつも中嶋先生が叱咤激励してくださりました。

強さと優しさを兼ね備えた中嶋先生であれば、弁護士会を力強く牽引して頂けると思います。どうかお体を大切にしてお活躍ください。

中嶋先生 頑張ってください！

山浦 美卯（一水会・55期）

中嶋先生が、長年、民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会の委員としてご活躍されていることは大阪弁護士会ではよく知られた事実ですが、私は、中嶋先生が同委員会の委員長をされた際に、副委員長としてお仕えさせていただきました。中嶋先生は非常に配慮に富んだ方で、我々後輩への配慮や気配りも細やかにして頂きました。

私の妻（56期）も、かつて、某司法試験予備校で、中嶋先生とチューターのアルバイトを共にさせて頂いていたご縁もあり、今回、中嶋先生が副会長にご当選された際には、連名でささやかなお花をお送りしたのですが、懇切丁寧なお礼状を賜り、先生のお優しい細やかなご配慮に再度気づかされた次第です。

副会長は激務であるのご推察いたしますが、お身体にお気をつけになり、1年間頑張ってください。

突破力の発揮に期待します！

山川 良知（友新会・43期）

中嶋さんは、大阪弁護士野球団の後輩です。野球遠征時の飲み歩き仲間でもあります。

野球経験はほとんどなく、お世辞にも上手とは言えないのですが、足はめっぽう速いです。バッティング技術がないのでクリーンヒットはめったに出ないのですが（笑）、内野ゴロさえ打てればしめたものです。俊足を飛ばして内野安打にし、二盗、三盗を成功させます。走塁の技術ありませんが（笑）、とにかく前へ前へと実直に突進します。そして、凡打を三塁打にしまいます。

副会長になっても、きっとそうだと思います。一見凡打のように見えても、困難な事態に直面しても、持ち前の突破力でぐいぐいと前進

し、成果に結びつけてくれるはずです。弁護士会の抱える課題に対し、臆することなく正面突破を図れる人として、中嶋さんに大いに期待します。

1年間、お酒はほどほどにして、会務に頑張ってください。

活躍を確信しています

山岸 克巳（54期）

中嶋さんとは、修習同期で会派活動や弁護団の活動でご一緒させていただいていますが、優秀であることはみなさんの周知の事実であり、なるべくして中嶋さんの出番がまわってきたと思いました。

スポーツマンでいろいろ活動されていますが、話を聞いていると、あんなこともこんなことも！と、弁護士会の活動も精力的にこなされています。弁護団でも中心的な役割を果たして、中嶋さんには1日48時間くらいあるのではないかと疑っています。

中嶋さんは、会務において、これまでも、とりわけ弁護士自治の部門において活躍されています。みなさん口を揃えていうところかと思いますが、中嶋さんは、誰に対しても言うべきことをズバツと言う人であり、それでいて人柄からか嫌みがありません。弁護士自治をはじめとする弁護士会の抱える難しい課題にむかって、臆することなく、活躍していただけるものと確信しています。体にだけは気をつけて頑張ってください。

中嶋先生、普段どおりでお願いします！

山田 一仁（65期）

中嶋先生が親睦委員長をされている際に、運営のお手伝いや行事に参加させていただいておりました。中嶋先生は、ある意味、場の空気を

読まず、誰が相手でも自己の意見をずばずば発言される反面、逆に若手には意見を押しつけることなく発言し易い雰囲気を作られるのがうまく、信頼できるアニキ的な上司でした。

中嶋先生のご性格からすると、弁護士会相手でも臆することなく発言されて、嫌でも多くの業務に携わることになると思いますので、特別気負おうことなく、普段どおりの中嶋先生で頑張ってください。

ドM魂と男気を存分に 発揮してください!!

山田 敬子 (56期)

副会長ご就任、おめでとうございます。中嶋先生には、新歓旅行での衝撃的な第一印象から始まり、スキー旅行・仕事上での相談・各種行事など、さまざまな場面でお世話になってきました。中嶋先生は、一見、イタリアンマフィア（風）かと思いきや、実はドMで、端々まで心遣いの行き届いた、私たち後輩にとってとても頼もしい「あんちゃん」です。その男気を十二分に発揮して、弁護士会のため、後輩弁護士のため、そのお力を存分に発揮してください。ただしくれぐれも過労死にはご注意下さいね。1年後、無事生還された中嶋先生と、美味しいものでも食べながら（先に言っておきます、ご馳走様です）武勇伝をお聞きできるのを楽しみにしています。

ご活躍を期待しております

吉村 耕介 (62期)

中嶋先生、副会長ご就任おめでとうございます。

中嶋先生と初めてお会いしたのは、グラウンドだったと思います。私が1年目に大阪弁護士野球団に参加するようになったとき、中嶋先生は、外野手として活躍され、チームを引っ張っ

ておられました。また、とても気さくに接して頂き、親しみやすい印象でした。

現在は、大阪弁護士野球団でお目に掛かることはめっきり減ってしまいましたが、グラウンドで発揮していたリーダーシップで、今度は、大阪弁護士会を引っ張って行ってください。心身共に大変な1年になると思いますが、頑張ってください。そして、たまには大阪弁護士野球団にも顔を出してください。

知力体力に恵まれた 中嶋先生の活躍を期待します

吉村 信幸 (友新会・42期)

私が中嶋先生と初めてお会いしたのが、平成15年ころ起こった事件の法廷です。この事件は労働組合の役員が組合や組合員のお金を勝手に使い込んだり、契約をしたことが原因で起こったもので、当事者が30名近い大事件でした。中嶋先生は金融機関の代理人をされている事務所に所属され、一番若手でありながら、主任となって起案、尋問等をされていました。緻密に準備されていたことは相手方の立場からも見ても感心するものでした。

それから何年か経ち、法七十二条等問題委員会や72条研究会でご一緒することになり現在に至りますが、十分な準備をされたうえ、種々の意見も聞いたうえで的確な意見を言う態度は今も変わりません。

スポーツ万能なことは周知のことですが、難題にも的確に対処する中嶋先生の活躍を期待しております。

中嶋副会長、思う存分に 活躍してください!

米倉 正実 (法曹同志会・52期)

中嶋先生とは民暴委員会と72条委員会、さらにこれらの委員会に関わる弁護団事件で長年ご

一緒してきました。安定、パワー、配慮、信頼、人望のすべてで抜きんでおり、一緒にいればいるほど尊敬の念を強めています。今から2年前、私が副会長になる前年に、副会長としてどうあるべきかのアドバイスを中嶋先生に求めました。中嶋先生からは、弁護士・弁護士会としての使命・倫理の保持に努め、会員の意見を集め、等身大かつ実務型であるべきとのアドバイスをもらいました（と私は受け止めました）。中嶋先生の特に素晴らしいところは、周りの皆の協力を集めて大きな仕事を完遂されることです。中嶋新副会長が多くの会員、職員の心と力の一つを集めて、弁護士会のために、2年前のアドバイスを大きく超える働きをされることは間違いありません。思う存分に活躍してください！

非の打ち所がありません！

李 義（春秋会・45期）

中嶋先生、副会長にご当選おめでとうございます。

中嶋先生とは、長きにわたり、民暴委員会及び法七十二条等問題委員会において、一緒に活動をした間柄ですが、中嶋先生は、仕事や会務活動においても、迅速かつ目配りの効いた的確な処理をされており、人柄も温和で誰にでも愛される、まさに「非の打ち所なし」の傑物であります。

また、趣味のゴルフにも、熱心に取り組まれています。毎回、お洒落なウェアで颯爽と登場され「ぶっ飛び」のドライバーショットには、仰天させられます。

難問が山積の弁護士会ですが、重要な役割を果たされることと大いに期待を寄せております。1年間、ご健康に留意して頑張ってください。

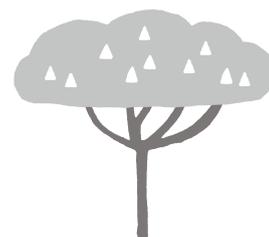
思い切りの良い ドライバーショットのように

若林 正伸（22期）

中嶋さん当選おめでとうございます。同時にご苦勞様です。

中嶋さんとは沖縄などで何度かゴルフを一緒に回ったことがあるのですが、とにかくドライバーショットをよく飛ばします。真っすぐ飛んだ場合はプロなみのポジションからセカンドショットをするのですが、たまにとんでもない所に現れてリカバリーショットをすることもありました。

副会長職もチームワークが大事ですから、しょっちゅうコースを外れたティーショットをしてもらっては困りますが、ここぞという時にはOBショットにならないければ違った観点を提示するという自分の信念に基づく発言も必要な時もあると思います。TPOをわきまえて、すべき時は思い切りの良いドライバーショットの気持ちでご奮闘することを期待しております。



われわれが当面する重要課題

— 将来の司法、日本社会のために弁護士会が今行うべきこと —

はじめに

法友倶楽部は、政策団体として、継続的に「政策」を発信し、弁護士・弁護士会が当面する重要課題に対し、現状がどうなっているのか、何を行うべきかについて、自分たちなりの指針や考え方を示してきました。

2021年度（令和3年度）の法友倶楽部の政策は、まずは弁護士の存在意義を全うするために不可欠な弁護士自治、この堅持のために不祥事対策、非弁提携問題を取り上げました。そして、人権については被害者救済の視点から再検討し、昨今大きな問題となっているコロナ禍対策についても弁護士と市民の両面から検討し、さらに、これまで継続的に検討してきた「男女共同参画の推進」「刑事弁護」「弁護士業務改革」についても現状分析と積極的な政策提言を行いました。

皆さままでお読みいただき、議論のきっかけにいただければ幸いです。

2020(令和2)年度 政策部会

部会長 林 裕 之

政策部会 近 藤 行 弘 魚 住 泰 宏 土 谷 喜 輝

宮 崎 誠 司 太 田 健 義 大 橋 さ ゆ り

森 直 也 井 崎 康 孝 中 嶋 勝 規

本 元 宏 和 川 本 真 聖 山 田 敬 子

梁 沙 織 石 堂 一 仁



目次

| | | | |
|--------------------------|----|-------------------------------------|----|
| 第1 弁護士自治 | 39 | 第4 男女共同参画の推進 | 49 |
| 1 弁護士自治の堅持のために | | 1 女性弁護士増員の必要性 | |
| 2 不祥事対策 | | 2 理事者に占める女性割合を30%に | |
| 3 近時の非弁提携問題 | | 第5 刑事弁護 | 51 |
| 第2 人権 | 43 | 1 準抗告等申立て及び被疑者釈放活動に対する報酬支払制度の創設について | |
| 1 総論（被害者救済の視点から） | | 2 取調べへの立会いについての法律援助事業 | |
| 2 民事介入暴力対策 | | 第6 弁護士の職域拡大 | 53 |
| 3 特殊詐欺・弱い立場にいる人々の消費者被害 | | 1 はじめに | |
| 4 ヘイトスピーチ | | 2 行政連携 | |
| 第3 コロナ問題 | 47 | 3 組織内弁護士への支援 | |
| 1 災害対策（テレワーク、会館の利用方法） | | 4 弁護士費用保険の拡充 | |
| 2 市民のために質の高い法律相談を確保する取組を | | | |
| 3 リモートで利用できる法律相談の仕組み作り | | | |

第1 弁護士自治

1 弁護士自治の堅持のために

基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという弁護士の使命を達成するためには弁護士の職務の独立性が不可欠であり、弁護士には高度の自治権が認められている。弁護士会は、弁護士の資格審査、登録（弁護士法8条、9条、12条、13条、51条以下）を行い、組織・運営に関する会則を定め（同法33条、46条）、弁護士に対する懲戒を行う（同法56条以下）というように、自治の存在を前提にした各制度が規律されている。そして弁護士自治が採用された反面、個々の弁護士に非難に値する行為があった場合にこれを是正する制度として最も適正妥当と考えられたのが弁護士会による監督という方策である。そして、その実効性を保つために強制加入制度（同法8条、47条）が採用されており、弁護士自治と強制加入制度は表裏一体のものであって、

弁護士の職能に応じた適正な規制となっている。

このような弁護士自治は所与のものではなく、諸外国ではむしろ少数派であり、昭和24年に議員立法の形式で成立した弁護士法制定時に勝ち取られたものである。

近時では、イギリスにおいて弁護士会が自治権を喪失する事象が発生している。弁護士の使命を達成するために弁護士自治は不可欠であるが、このように所与のものではないからこそ、弁護士・弁護士会の諸活動に対する社会からの信頼が弁護士自治を支えるものであることを自覚して、弁護士自治を堅持していく必要がある。

つまり、弁護士・弁護士会に対する信頼の維持がキーワードであり、弁護士・弁護士会が社会にとって有用な存在であることを示し続けなければならないのである。



2 不祥事対策

弁護士自治を堅持すべく弁護士・弁護士会に対する信頼を維持するためには、弁護士の不祥事対策が重要である。

弁護士の不祥事対策としては、様々なものが考えられるが、以下では、業務引受弁護士紹介制度と預り金の管理にかかる対策について論ずる。

(1) 業務引受弁護士紹介制度

ア 弁護士の不祥事の中でも、最も多いのが、事件の滞留・放置である。

会員の業務過多・心身の故障などにより、多数の事件の滞留・放置が生じ、大阪弁護士会の市民相談窓口などに苦情が寄せられるケースはこれまでも多数ある。そして、これまでは多くの場合、修習同期・会派・出身事務所・出身大学など、当該会員と人的関係のある別の会員が、ほとんど手弁当で事件を引き継ぐという対応がなされてきた。

しかしながら、事件滞留・放置事案の増加、会員の人的関係の希薄化などにより、会員の人的関係に頼るのみでは、滞留事件の引継ぎ・処理が早期かつ適切に実現できない可能性が高くなってきた。

イ そこで、このような場合に、当該事件の依頼者を救済し、ひいては弁護士・弁護士会に対する社会の信頼を維持するために、大阪弁護士会では、2019年（令和元年）7月1日から、業務引受弁護士紹介制度（以下、本項において「本制度」という）が発足した。

本制度は、①死亡・行方不明・心身の故障により、当該会員が受任事件を処理することが不可能又は著しく困難となった場合に、②当該事件の処理を引き継ぐ適切な弁護士を大阪弁護士会が紹介し、③また、当該依頼者がすでに着手金を支払っている場合には依頼者に着手金の二重払いが生じないよう、大阪弁

護士会が費用を補填する、という制度である。

ウ 依頼者は、当該会員を信頼して事件を依頼したにも関わらず、事件滞留・放置に遭ってしまった場合、事件を引き継いでくれる適切な弁護士を自ら探さなければならず、また、弁護士を代えることにより改めて着手金を用意しなければならないという負担が生じるところ、本制度の利用により、依頼者はこれらの負担から解放され、事件を適切かつ速やかに進めることができる。

また、事件滞留・放置が生じてしまった会員としても、別の弁護士への引継ぎをすべきことは分かっているが、直ちに着手金を返還することが困難なために引き継ぐことができないという場合であっても、本制度を利用して早期に事件を引き継ぐことにより、事件滞留・放置の長期化を防止することができる。

エ 本制度が発足してから、約1年半が経過し、現在3件（3名の会員）の制度適用がなされている。

本制度の適切な運用には、制度適用の可否や事件の配点を手配する「引受支援弁護士」と、実際に事件を引き受ける「業務引受弁護士」の存在が必要不可欠である。今後、事案の増加に備えて、これらの人材を確保し、より良い制度への拡充をする必要がある。

オ 事件滞留・放置は、弁護士であれば誰でも起こり得る、いわば弁護士の不祥事の「入り口」であり、これらが重なることにより、預り金の流用等、さらに大きな不祥事に繋がることもある。

本制度の適切な利用により、事件滞留・放置に遭ってしまった依頼者を救済し、弁護士・弁護士会に対する社会の信頼を確保すると共に、さらには、会員の業務の適正化、不祥



事の早期発見・防止に繋げていく必要がある。

(2) 預り金の管理にかかる対策

ア 事前の不祥事対策の必要性

弁護士・弁護士会が社会からの信頼を維持していくためには、弁護士会に与えられた自治権を適切に行使していく必要があり、会員への監督は弁護士会の使命でもある。

本年度は、会員による預り金の横領事案が多数出るなどしたが、不祥事対策は事後的な対応だけではなく、事前に可能な限りの対策が必要である。

イ 弁護士不祥事総合対策PTの提言

この点、弁護士不祥事総合対策プロジェクトチームは、2018年（平成30年）7月30日付け答申書により、弁護士による預り金の横領を防止するため、大阪弁護士会が預り金を管理すべきとする答申を提出したが、現時点で大阪弁護士会による預り金の管理は実現していない。さらに、同PTは2019年（令和元年）2月13日付け意見書において、大阪弁護士会が預り金口座管理制度を導入しない場合の代替策として、3つの方法を提言している。具体的には、①保険会社が保険金を代理人に送金した際に、依頼者本人にも通知を行う運用、②金融機関への預り金照会を大阪弁護士会が行えるようにすること、③電子納付制度の拡充、の3点である。

いずれも会員が多額の金員を預かることが不祥事の温床という前提に立っており、大多数の会員にとっては、自分に関係ないとの意見があるやもしれない。

しかしながら、そもそも弁護士が預り金を管理することが可能なのは、信託業法の適用が政令の定めにより除外されているからに過ぎない。弁護士の業務を遂行するために必要であることがその理由であるが、委託者及び

受益者の保護のため支障がないことが前提であり、不祥事の温床になり弊害の方が大きいのであれば、いつでも剥奪されかねない権限であることもまた事実である。

ウ 提言が早期に実現可能なこと

上記PTの提言は、2019年（令和元年）2月13日に提出されているが、比較的導入が容易と考えられる①及び③についても、現時点で具体的な進捗は見られない。③については、依頼者が電子納付制度を利用することで、弁護士が金員を預かる必要が生じる場面を減らすことを目的としており、新たな制度構築ではなく、会員への周知及び利用促進を求めるだけであるので、早期に対応を行うことは可能である。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限があることから、今後制度の利便性を向上させるため、裁判所等との継続的な協議は必要である。また、①についても、外部機関の協力が必要ではあるものの、少なくとも大阪弁護士会からの要請は行うべきである。

さらに、②については、「会員の業務上預り金の保管方法等に関する規程」に定める預り金口座について、一定の要件を充たした場合、会長が金融機関に対し取引履歴の開示を求める制度の導入であるが、弁護士の守秘義務等を根拠に制度の導入への反対論も存在する。

しかしながら、弁護士の守秘義務も、正当な理由がある場合には解除されうるものであり（職務基本規程23条）、「会員の業務上預り金の保管方法等に関する規程」第9条に基づく調査に応じることは正当な理由である。したがって、会員が事前に預り金口座を開設した金融機関に対して同条に基づく調査に応じる旨の承諾書を提出することは可能である。そして会員に事前に同承諾書を提出させるこ



とで、大阪弁護士会が会員の預り金口座の取引履歴を調査することが可能となるから、このような運用を可能とするような規程改正を行うべきである。

上記PTの提言①ないし③は、適切な監督権の行使のために、いずれも早期に導入されるべきであり、手をこまねくよりも会員の理解を得るようにすべきである。そして、上記PTの提言の実行、推進によっても効果が得られないのであれば、弁護士自治の堅持のために、大阪弁護士会が会員の預り金口座を管理する制度の導入を再度検討せざるを得ないと考える。

3 近時の非弁提携問題

弁護士自治を堅持すべく弁護士・弁護士会に対する信頼を維持するためには、いわゆる非弁提携を絶対に許してはならない。そこで、以下では近時問題となっている非弁提携問題とその対策について論ずる。

(1) 広告業者が関与する非弁提携事例

東京ミネルヴァ法律事務所（以下「東京ミネルヴァ」という）は、本来依頼者に帰属すべき多額の過払金（預り金）を流用していたところ、同事務所の代表弁護士が第一東京弁護士会に実態を申告したことで、第一東京弁護士会が債権者の立場で破産申立を行い、破産手続開始決定に至っている。同代表弁護士によれば、東京ミネルヴァは集客を広告会社に依存し、実態としては広告会社への多額の広告費用の支払に追われ、過払金（預り金）の流用に至ったとのことであり、資金繰りのために広告会社に支配される実態が存在している。さらに、東京ミネルヴァが依存していた広告会社に、同様に依存している法律事務所は全国に存在するとのことであった。

また、大阪弁護士会の会員が、法律事務を

広告会社の派遣する従業員等に担当させ、自己の名義を利用させた弁護士違反の罪で、有罪判決を受けた事象が発生している。

このような広告業者への過度の依存は、弁護士数増大による競争激化がもたらした病理現象ともいえるが、経験の浅い弁護士が巻き込まれることがないように注意喚起が必要である。

(2) 周旋規制と広告の限界

弁護士の広告自体は自由化されているところ、インターネットを利用した業務広告に関しては、大阪弁護士会の「大阪弁護士会インターネット法律相談事業関与規則」及び「大阪弁護士会インターネット法律相談ガイドライン」において、弁護士法72条で規制される「周旋」及び許容される業務広告の範囲が規定されているが、同ガイドライン自体が指摘しているように、事例の集積に合わせての適時の改訂が必要である。

仄聞するに、上記の東京ミネルヴァや大阪弁護士会の事例においては、法律事務所の売上のおお半を広告業者に広告費用として支払わざるを得ない事態が生じているが、これは弁護士業務の集客手段である広告として適正とはいえないばかりか、法律事務所の運営費用のおお半を広告業者に支払うことにより実質的に広告業者が弁護士を支配しうる状況となっている。

弁護士法72条の立法趣旨は、弁護士のような厳格な資格要件がなく、何らの規律にも服しない者が、自らの利益のために他人の法律事件に介入することを放置した場合には、当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるからである（最大判S46.7.14判決参照）。

しかるに、無資格者である広告業者が、実



態として弁護士を支配するような状況が生じれば、自らの利益を優先して、依頼者等の利益を損ね、ひいては法律秩序を害するおそれがあることも自明であり、これでは弁護士法72条が弁護士に法律事務を独占させ、上記の弊害を防止しようとした趣旨に反することになる。

また、上記のように、法律事務所の売上の大半が広告費用となるような事態は、「実費及び客観的かつ定額的に定められる広告料」とは到底いえず、「周旋」の対価というべきあり、さらには弁護士報酬の分配が行われていると考えざるを得ないものである。

このように少なくとも現に発生している事象は、現行の規律においても、違法との評価を免れないものであるが、インターネット技術の発達、広告の自由化により、世界中からの集客が可能となる時代が到来していることから、広告業者との関係の持ち方については、改めて現状の事例の分析を行い、会員に対する注意喚起の観点も踏まえ、業務規律を見直す時期が来ていると考えられる。

第2 人権

1 総論（被害者救済の視点から）

人権を語る時、人権を保障する憲法が国家権力を統制するものであることから、これまでは、典型的には政府による言論弾圧を防ぐなど、権力からの不干渉や自由の側面から語られることが多かった。

しかし、市民社会生活の中では、時には犯罪に巻き込まれ、言論に名を借りた誹謗中傷的になるなど、被害者となり得る場合も少なくない。このようなことを考えれば、被害者救済の視点から人権を語る必要が生じる。

大阪弁護士会においては、犯罪被害者支援

委員会と各地方自治体との連携推進や大阪地方検察庁及び大阪府警察本部との協定により、犯罪被害者が早期に弁護士の支援を受けられる体制が構築されてきた。

以下においては、主に被害者救済の視点に立って、さらに推進すべき分野としての民事介入暴力対策、特殊詐欺被害及びヘイトスピーチについて、現状や問題点を考察することとする。

2 民事介入暴力対策

(1) 対策の必要性

六代目山口組と神戸山口組の分裂抗争により、兵庫、大阪など6府県の公安委員会は両組織を「特定抗争指定暴力団」に指定しており、大阪府下でも大阪市や豊中市が「警戒区域」として指定されている。指定の効果により組織の活動には一定の抑止的效果が期待されるものの、元来法令遵守とは縁のない組織であることから、抗争に市民が巻き込まれることが危惧される。

また、抗争だけではなく、反社会的勢力の資金獲得活動により、市民が被害を受ける例は枚挙に暇がない。近時では、コロナ禍の窮境に喘ぐ事業者のための持続化給付金や家賃支援給付金を、暴力団員が不正受給したとして詐欺容疑で逮捕される報道も相次いでいる。コロナ対策は、真に必要な事業者や市民に、即時に行き渡ることを重視して、インターネットを利用した申請等も認められており、上記暴力団員による詐欺事件は、要件や手続が簡素化されていることを悪用したものであって、悪質であるばかりでなく、今後のコロナ対策の経済支援策にも悪影響を与えかねない。

このような反社会的勢力からの被害を防止するためには、徹底した組織犯罪対策が必要



であって、反社会的勢力の存在を必要悪など
とって許してはならないのである。

(2) 被害者を出さないために

反社会的勢力対策としては、まず、どのよ
うな組織も構成員が存在しなくなれば機能し
なくなることから、構成員の離脱促進は有効
な反社会的勢力対策ではある。しかしなが
ら、離脱を偽装して不利益を免れようとする
者がいる一方で、真に離脱している者にとっ
て障害となっているのが、条例、契約条項、
約款等に存在する「暴力団員を離脱してから
5年を経過しない者」を取引から排除する旨
の条項の存在である。真に離脱している者の
社会復帰を弁護士会としても支えていく体制
を構築することは、今後の重要な課題であ
る。

次に、暴力団組織の威力の表象である「代
紋」や組事務所など、いわゆる「もの」への
対策も重要である。従来は、人格権侵害に基
づく組事務所の使用差止という形式で対策が
行われていたが、周辺住民が原告となる必要
があり、ハードルは高かった。近時は、暴対
法の改正により、都道府県暴力追放推進セン
ターを受託者とした訴訟追行も可能となり、
今後も関係機関と連携して、組織犯罪対策を
進めていくことが必要である。

三点目が、資金源への対策である。後記3
(1)の対策に加えて、以下の対策が考えられ
る。すなわち、市民が反社会的勢力から被害
を受けた際に、個々の実行行為者は末端構
成員であることも多く、そもそも被害弁償の資
力自体に乏しいことも多い。このような場合
に、使用者責任として、組織のトップに対す
る責任追及を行う活動は、個別の被害救済活
動として意味があると共に、反社会的勢力か
ら資金を剥奪するという意味においても重要
である。

最後に、立法対策である。近時は半グレと
呼ばれる集団から市民が被害を受ける例も発
生しているが、彼らは既存の組織犯罪対策法
制では捕捉できていない。また、既存の反社
会的勢力対策としても既存の組織犯罪対策法
制は諸外国と比べ十分とはいえない面も存在
する。国民の権利・利益を守ることは国家の
責務であり、個別の被害救済を超えて、国家
としても必要な対策が講じられなければなら
ない。

これらの対策を適切に実行し充実させるた
めに、大阪弁護士会として、委員会等による
研究の活性化、市民及び担当会員に対する支
援や情報提供、法改正等への必要な提言など
を行っていくことが必要である。

3 特殊詐欺・弱い立場にいる人々の消費者 被害

(1) 特殊詐欺被害対策

被害者救済の観点から、重点的な取組をす
べき一つの分野が、特殊詐欺被害対策であ
る。

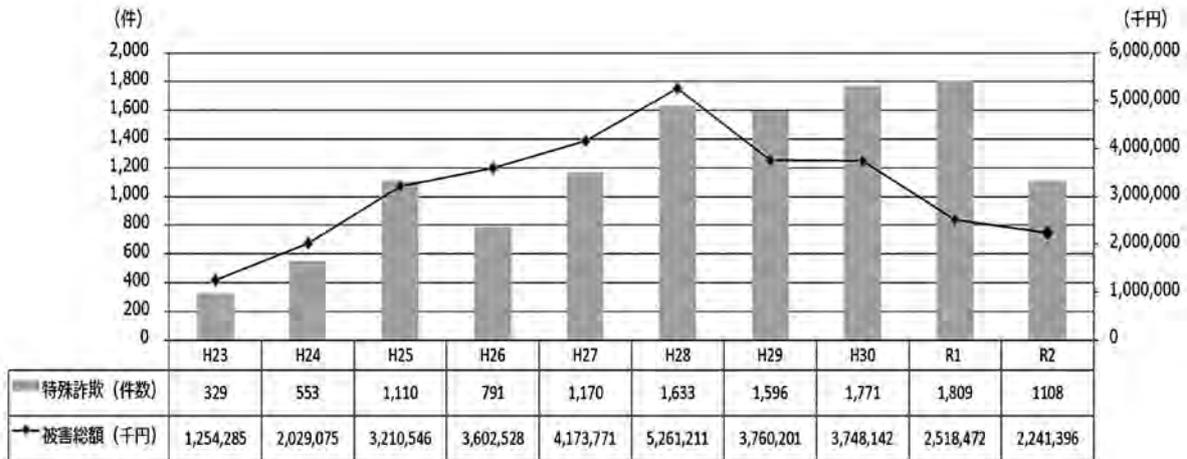
大阪府内における特殊詐欺発生状況は、依
然として多発し、高止まりの傾向を見せてい
る（次頁の大阪府警ウェブサイト掲載図参
照）。

大阪府警が公表する情報によれば、2020年
(令和2年)については、ある程度減少した
ようだが、まだまだ安心できるものではな
い。発生件数の減少は、新型コロナウイルス
感染症蔓延に関する持続化給付金等の詐欺
に、犯行グループの関心が向いただけという
見方もあり、2021年(令和3年)は、再度、
特殊詐欺被害が増加する可能性もある。

特殊詐欺は、被害者に、経済的に大きな被
害を与えるだけでなく、精神的にも大きな被
害を与える。被害者は、騙されたことで自ら



大阪府下の特殊詐欺認知件数と被害額の推移



(注意1) 被害金額は、キャッシュカード手交型の特殊詐欺におけるATM引出(窃取)額を含む。

の注意力や判断力が落ちたような惨めな思いを味わい、多額の経済被害という特性上、周囲に相談することもできず、電話のコール音に恐怖を覚えるようになったり、外出ができなくなったりすることもある。自死に至ったケースも報告されている。

大阪弁護士会では、既に、特殊詐欺被害の予防と救済について、大阪府警等と一定の連携を持ち、被害予防の一環として無料の「高齢消費者講座への講師無償派遣事業」を行い、被害者の無料電話相談窓口として「特殊詐欺被害相談ホットライン」を設けているところである。今後、これらの取組をさらに充実させ、さらに高いレベルで被害予防のための啓発と実効的な被害救済を図っていくことが必要である。

特に、被害救済の点では、前記2でも述べたように、背景にいるとされる反社会的勢力に対する損害賠償請求をより活性化すべく、委員会としての研究の活性化、担当弁護士への支援、法改正の提言等を検討すべきである。

また、弁護士会の行う取組に関する広報の在り方についても、工夫を検討すべきである

う。特殊詐欺の主たる被害者である高齢者やその周りにいる人々に大阪弁護士会の取組の状況を届けるべく、警察や地域包括支援センター等関係機関を介しての情報発信を考えるべきである。

そして、これらの取組・広報をさらに充実させるためには、関係する委員会等の相互の連携強化が不可欠である。特殊詐欺に関しては、消費者保護委員会、高齢者・障害者総合支援センター運営委員会、民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会の3委員会が関係するが、例えば、特殊詐欺対策に関する交流会を実施して、各委員会の取組や検討状況について情報交換を行い、それぞれの取組を相互に活用して、より市民が利用しやすいサービスに改善することなどが考えられるところである。

(2) 弱い立場にいる人々の消費者被害

高齢者や障がい者など弱い立場にいる人々の消費者被害についても、被害者救済の視点から、さらに充実した取組が必要であると考えられる。これらの被害も、時として生活に大きな影響を与え、生活を一変させてしまうことがある。また、弱い立場にいる人々は、被害



に遭いやすいだけでなく、被害救済を適切に求めることが困難であることも少なくなく、被害救済を通じて、基本的人権の擁護と社会正義の実現を図るといふ弁護士のあるべき立場からすれば、被害に遭った人々が、適切にその被害救済を受けうる環境を整備することが必要であると考えます。

この点、消費者保護委員会においては、無料の「高齢消費者講座への講師無償派遣事業」に取り組み、また定期的に大阪府内の関連団体と「地域で防ごう消費者被害大阪交流会」を開催して、被害の予防、早期発見及び適切かつなぎを高齢者や障がい者の周りにいる人々に啓発しているところである。一方、高齢者・障害者総合支援センター運営委員会においては、高齢者や障がい者に関する無料電話相談を運営し、その中で消費者被害の相談に応じている。

今後は、これらの活動を連動させるなどし、高齢者や障がい者など弱い立場にいる人々が、適切かつ迅速に、必要な予防・救済に関する法的支援を受けうる体制を整備することが望ましいと考える。

4 ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチ解消法が、2016年（平成28年）5月24日に成立し、ヘイトスピーチが許されないと認識は社会的に確立したといえる。しかし、同法が国や自治体等に対してヘイトスピーチ解消のための様々な施策等の実行を求めているものの、それらの取組は未だ充分とは言えない¹。また、同法施行後も、インターネット上のヘイトスピーチは増加傾向にあるともいわれ、ヘイトスピーチが解消

に向かっているとはいえないのが現状である。

ヘイトスピーチは、対象者がその面前で公然と受ければ人格的尊厳が大きく毀損されるのはもちろんのこと、インターネット上で公然と受けた場合も対象者の人格的尊厳の毀損度や精神的衝撃は劣らず大きいものである。

そのため、地方自治体によっては、ネットモニタリング事業を行い、インターネット上に存在するヘイトスピーチの削除要請をプロバイダ側に行う動きが存在する。

さらには、各地方自治体においては、ヘイトスピーチが行われるおそれのある一定の場合には、複数人が集まる公共施設の利用制限が出来るように、ガイドラインや条例を改めるところが増えつつある。

この点、大阪市では、ヘイトスピーチ解消法に先立つ2016年（平成28年）1月15日、一定の場合、ヘイトスピーチを行った者の氏名公表を行う条例が成立している。さらに、2020年（令和2年）9月から、大阪法務局の人権侵害事案において、インターネット上の書込みの違法性判断において、大阪弁護士会の会員が関与する体制となっている。

また、大阪弁護士会では、人権擁護委員会内にヘイトスピーチ対策推進プロジェクトチームが設置されているが、同PT所属委員の有志の取組である「ヘイト被害救済弁護団」において、インターネット上で匿名によるヘイトスピーチを行った者を発信者情報開示請求によって特定し、損害賠償請求を行う取組を試行中である。

ヘイトスピーチはその対象者の人格的尊厳を大きく毀損することから、到底許されるも

¹ 2020年（令和2年）9月10日付け日弁連「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の適正な運用を求める意見書」参照。



のではなく、被害者救済が重要であるのは当然である。ただし、他方で表現の自由の問題もあるため、その調整が難しい場面も想定できる。

その意味で、弁護士が、大阪市の条例や大阪法務局の事案に積極的に関与することにより、表現の自由とのバランスに配慮しながらも、ヘイトスピーチの被害者救済に寄与すべきである。そのために、大阪弁護士会においても、例えば、上記PTでヨーロッパ人権裁判所の裁判例を研究しているように、ヘイトスピーチ規制と表現の自由とのバランスを図った先例に学んで市民及び会員への情報提供を行うなどの積極的な施策が期待される。

第3 コロナ問題

1 災害対策（テレワーク、会館の利用方法）

(1) テレワーク

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からテレワークが推奨されている。

テレワークは我々の業務にとって有益な面もあり、例えば、IT裁判の促進やワークライフバランスの実現、事務所維持に要するコスト削減などに寄与する可能性がある。

また、自然災害が発生し、事務所での執務ができない際の備えとしても、テレワークができる環境を整えておくことは有意義である。

テレワークを行うかどうかは会員各自が判断することではあるが、大阪弁護士会としては、テレワークを実施するためのノウハウを収集し、会員に向けて情報提供すべきである。

(2) 会館の利用方法

本年度は、これまで会館に集合する形式で行われていた委員会等の会議や行事の大半

が、オンライン形式（会館に集合する形式との併用も含む。以下同様）で実施された。

今後も大規模な災害が発生し、会館に集合する形式での会議や行事が実施できない可能性があること、郊外に事務所が所在する会員や育児中の会員の参加の可能性を広げる観点からも、仮にコロナ禍が収束したとしても、オンライン形式での実施を検討すべきである。

ただ、オンライン形式では十分な効果を得られない会議や行事も存在するため、そうした会議や行事の選別を行うために、本年度と従前の実施状況を比較して会議や行事が充実したものとなっているかを検証するべきである。

また、会議や行事をオンライン形式で行う際、会議や行事の規模に合わせたライセンス契約や機材を用意する必要がある。そのため、大阪弁護士会がこうしたライセンス契約や機材を用意できているかを、利便性だけでなく災害対策や財務的な観点も踏まえて検証し、仮に不十分であれば、大阪弁護士会が必要なライセンス契約や機材を確保するべきである。

2 市民のために質の高い法律相談を確保する取組を

(1) コロナ電話法律相談体制の早期立ち上げ

大阪弁護士会では、新型コロナウイルス感染者の増加に伴う企画自粛や時短営業推奨などの動きを受けた事業者及び労働者のために、法的アドバイスを提供する体制を作ることとし、2020年（令和2年）3月11日より「新型コロナウイルスに関する事業者・労働者等向け無料電話相談」をスタートさせた。

当初は、中小企業支援センター協力弁護士登録者及び労働事件法律相談担当者名簿登録



者から毎日相談担当者として確保し、会館内で2回線、平日10時から16時まで、感染対策に留意しつつ電話相談を受けることにした。

同時に、中小企業支援センターによるQ&A集の作成、労働問題特別委員会による情報収集（主に厚生労働省や労働弁護士団体によるQ&A集）を行い、相談担当者へ情報提供した。

その間に「緊急事態宣言」が発令されて法的トラブルの増加が見込まれる中、5月1日より、総合法律相談センター内に「新型コロナウイルス無料電話相談運営プロジェクトチーム」が発足した。そこでは、中小企業支援センター、労働問題特別委員会の他、災害復興支援委員会、貧困・生活再建問題対策本部、人権擁護委員会、子どもの権利委員会、消費者保護委員会等の協力も得て、あらゆる分野の相談に対応できるよう体制を整えた。

そして5月11日からは、対応分野を限定しない「新型コロナ電話相談」とし、3回線・6名体制に拡大した。上記PTは、相談票を担当分野ごとに重複してチェックし、必要に応じて相談担当者へのアドバイスや相談者への追加連絡等を行っている。

また5月26日には大阪弁護士会ホームページ内に「新型コロナウイルス特設サイト」を設けて、市民や会員に情報提供を行うこととした。

(2) ひさろのコロナ適用（コロナ版ローン減免制度）への対応

2020年（令和2年）12月1日より、これまで自然災害（地震・水害等）の影響で住宅ローン等の返済が困難になった人のために設けられていた特例措置（被災ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）。日弁連は「ひさろ」と略称）をコロナ被害に適用拡大する運用が開始され

た。

これは、まず弁護士が研修を受けて（一社）東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に登録し、その後同運営機関から登録弁護士に対して事案が配点され、報酬も同運営機関から支払われる、というシステムである。

大阪弁護士会では、研修を実施し、登録弁護士を増やし、相談者の増加に対応するべく体制をとっている。

(3) 今後大阪弁護士会が取り組むべき対応

新型コロナウイルスの感染状況は予断を許さず、その収束までには何度かの波が訪れることが推測される。その度に生活を破壊される市民が増大する。

上記のとおり「新型コロナウイルス無料電話相談運営プロジェクトチーム」という、大阪弁護士会内で活発に活動する諸委員会等のプラットフォームが作られたことは重要である。委員会等の枠を越え、様々な行政の支援制度や法規制についての情報の共有をし、役立てることができている。今後も同PTを基盤として、状況に応じて発生してくる法律相談需要に対応していくことが必要である。

3 リモートで利用できる法律相談の仕組み作り

コロナ禍の下、感染拡大防止のために「3密（密閉・密集・密接）」環境を避けることが必要であるが、弁護士が市民に提供する法律相談は、秘密を守るために「3密」を避けることができない性質のものである。

ただ、相談者の側で秘密を守れるような環境を確保できるなら、インターネットを利用したオンライン相談は、相談者にとっても、また相談を担当する弁護士にとっても会館に詰める必要がないという点で有益である。な



お、会館に詰める必要がないとの点からすれば、相談担当弁護士に対する相談日当は従来より減額されてしかるべきであろう

大阪弁護士会でもオンライン形式の会議等を行うために一定のライセンス契約や機材を用意しており、これを利用するなどして、会館等における面談による法律相談に代わり、オンライン法律相談を実施すべきであり、そのために具体的検討がなされるべきである。

問題は、相談者からの相談料の徴収方法であるが、オンライン相談実施前の徴収を前提に、従来の現金授受や振込に加え、電子決済手段（クレジットカード、電子マネー等）の導入は不可避である。

第4 男女共同参画の推進

1 女性弁護士増員の必要性

内閣府の男女共同参画推進本部は、2003年（平成15年）に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を設定し（ただし、2020年（令和2年）7月に「20年代の可能な限り早期」に後退した）、政府の第4次男女共同参画基本計画（2015年（平成27年））では、司法の分野においても、「法曹三者それぞれにおいて30%目標に向けた取組を加速していくため、法曹となり得る人材プールを拡大すべく、法曹養成課程において女性法曹の養成に向けた取組を進める」ことを要請した。

しかし、弁護士に占める女性割合は、2020年（令和2年）においてもようやく19%に達した段階であり、2015年（平成27年）からの増加率はわずか1%に及ばない。一方で、任官10年未満の判事補の女性割合については2019年（令和元年）12月時点で34.5%、検察

官任官者については遅くとも2016年（平成28年）以降30%以上であり、弁護士は他の法曹との比較においても明らかに女性割合の増加が鈍い。さらに、女性は弁護士登録後も男性に比し、育児、配偶者の転勤、介護等の事情により登録を取り消す事例が多くみられ、このまま現状にまかせていては、女性弁護士の割合が大きく増加することは期待できない。

言うまでもなく、弁護士は社会において基本的人権の擁護と社会正義の実現のために重要な役割を果たすことを期待されている。古くから存在する女性の性被害やセクシュアルハラスメントだけでなく、近年ではSNSにおいて女性がジェンダーバイアスについて声を上げるとその意見の内容にかかわらず非常に強い言葉でこれを中傷するような事象も頻発している。このような社会に長くそして根深く存在するジェンダーバイアスを原因とする人権侵害の解消に向けて、弁護士がその役割を果たすためには、女性弁護士の割合を増やすことが問題解決に向けての大きな推進力となり、また社会に対する説得力も増すこととなる。

さらに言えば、大阪弁護士会はアウトリーチ事業や講師派遣、あるいは海外の弁護士会を含め様々な団体との交流等の取組を行っているが、外に出ていく弁護士の女性割合が低ければ低いほど、弁護士のジェンダーのバランスの悪さが露呈する。現在、国際機関や海外の大学などでジェンダーのバランスの悪さが組織の評判にかかわるとの認識が浸透しているが、この認識の方向性は世界の情勢としてより進化していくと考えられることから、大阪弁護士会としては、弁護士に占める女性割合を増やすことは喫緊の課題である。

したがって、大阪弁護士会は、上記課題について会員に周知し、また例えば以下のような



な積極的に女性弁護士の割合を増やす取組を進めるべきである。

- ①法曹、中でも弁護士の魅力を女子学生に発信し、司法試験受験者の増員を目指す（例「リーガル女子」などのイベントの定期的な開催）。
- ②様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供。
- ③ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、経営者弁護士、男性会員を含めた会員への啓発。

2 理事者に占める女性割合を30%に

政府の第4次男女共同参画基本計画及び第3次大阪弁護士会男女共同参画推進基本計画（2019年（令和元年）策定）において、女性が弁護士会の内部での意思決定過程に参画できるよう、クォータ制を含めたポジティブアクションを検討することにつき言及している。すなわち、第3次大阪弁護士会男女共同参画推進基本計画では、理事者、常議員、ひとつの委員会の委員、委員会正副委員長の総数に占める女性会員の割合を、大阪弁護士会の会員に占める女性会員の割合と同程度以上とし、その状態を継続することが目標とされている。

これを受け、大阪弁護士会では会長の諮問を受けたPTから執行部に対し、2020年（令和2年）3月2日付け答申書が提出され、「当会の理事者における女性会員の人数を2名以上とし、その状態を継続する」ことを内容とするポジティブアクションを導入すべきであり、その具体的な方策として、会則改正（会長及び副会長における女性会員の人数を2名以上とする努力目標）、女性理事者を増やす環境整備等のための機関又は部署を大阪弁護士会内に設置すること、会派間申合せの

促進と支援、という3つの柱につき提言がなされた。

女性理事者を2名以上とすれば、副会長だけで見れば女性割合は28.5%とかなり30%に近づく。この30%という数字は、組織において少数者が変化を起こすために必要な最低限の量（クリティカルマス）とされており、また少数派は複数名存在することにより、より効果的に影響力を発揮できる。よって、大阪弁護士会においても、会員に占める女性会員の割合と同程度とするのではなく、30%を目標にするべきである。

そして、そのような目標達成のためには、前提として前記1で述べたような女性弁護士の割合増加が必須であり、そうすることで適切な女性理事者選出が実現できるものである。

ところで、大阪弁護士会においては、従前より各会派が理事者、常議員や一部の委員長等の推薦機能を担っているため、継続的に理事者に占める女性割合30%目標を達成するためには各会派における取組が不可欠である。各会派において幹事会を日中に開催するなど女性会員が参加しやすい環境づくりを進めてきた面もあるが、近年はそもそも会派に加入しない新人会員が増えてきており、また女性会員は会派に入会しても出産・育児等を契機に会派活動から距離をおく者が少なくない。そこで、各会派は、女性弁護士の割合増加に加えて、理事者、常議員、委員長等として推薦するに適した人材を確保するために、会派に加入する新入会員の増加のための方策や、一旦会派活動から離れた女性会員が再度会派活動に参加しやすくする途につき、各会派の実情に合わせてさらなる創意工夫をすべきである。

ただ、現状複数の会派において理事者、常



議員、委員長等として推薦する女性会員の人材確保に苦慮しているところもあり、各会派の個別の努力に頼るだけでは限界がある。そこで、大阪弁護士会は、女性弁護士の割合増加、常議員、委員長等の女性割合増加に加えて、各会派の活動方針を拘束しない範囲において、主体的に上記PTの提言を実現すべきである。

第5 刑事弁護

1 準抗告等申立て及び被疑者釈放活動に対する報酬支払制度の創設について

日本の刑事司法における問題点の一つに「人質司法」が掲げられる。すなわち、日本では、逮捕から23日にも及ぶ起訴前の身体拘束が当然視され、起訴後も身体拘束のもと、余罪調べ等が平然と行われてきた。否認し又は黙秘権を行使すれば、延々と身柄拘束が続き、保釈も許可されない。さらに身体拘束だけではなく、接見等禁止処分が広範に付される。このような人質司法と呼ばれる日本の長期に及ぶ身体拘束は、自白強要、そしてえん罪の温床となっていた。当該状況を打破するためには、刑事手続における身体不拘束原則（憲法34条、刑事訴訟法60条、199条以下）にもう一度立ち返り、個々の弁護人が、身体拘束からの解放を目指して積極的に活動する必要がある（弁護士職務基本規程47条）。

ところが、残念ながら、国選弁護人に対する日本司法支援センター（法テラス）の報酬支払基準は、身体不拘束に向けての弁護人の活動に見合った報酬体系となっていない。同報酬支払基準では、被疑者段階で勾留取消請求又は勾留決定に対する準抗告申立てを行い、実際の釈放に至った場合に5万円、起訴後の被告人国選の段階で実際の釈放に至った

場合（保釈許可を含む）に1万円が支払われるのみである。相当の労力をかけて勾留阻止（準抗告）申立てを行っても、これが認容されなければ支払は受けられない。勾留取消請求が認められても、検察官の準抗告申立てが認容され結局釈放に至らなかった場合にも支払は受けられない。その結果、被疑者が長期間勾留された状態で多数回接見を行う方が、勾留請求時点で直ちに釈放を得るより国選弁護報酬の額が増大するという矛盾が生じている。

「人質司法」を打破するためには、勿論のこと我々弁護士が被疑者の長期勾留を容認せず、被疑者弁護活動の最初期より身体拘束からの解放を目指して積極的に活動するという意識を持つことが必要である。しかしそれだけではなく、被疑者釈放活動に対する財政的な支援も、国選弁護報酬の低廉さを補う趣旨から検討されるべきである。

以上のような視点の下、今般、国選弁護報酬等の1%相当額の刑事弁護負担金会費を原資とする刑事弁護特別会計について、これまで鑑定費用や交通費など弁護活動の経費の支弁に限定して援助金（以下「刑事弁護援助金」という）が支出されていたが、大阪弁護士会特別会計規則を改正し、刑事弁護援助金に加え、新たに刑事弁護報酬金を予算として計上し、そこから勾留阻止活動を行った弁護士に対する報酬を支払う制度（以下、本項において「本報酬支払制度」という）が新設されることとなった。具体的には、①被疑者勾留・勾留延長決定、少年被疑者の勾留に代わる観護措置に対する準抗告又は取消請求申立て1件につき、申立報酬として1万円（税別）を、②前記①の各申立てが認容され、勾留又は勾留に代わる観護措置が取り消された場合、成果報酬として3万円（同）を、支払う。支払



対象は、刑事弁護負担金会費を原資とすることから、国選事件に限り、また予算の効率的運用による制度の持続性を担保するため、本報酬支払制度の予算額を1年度あたり1500万円と定めると共に、会員間の公平を図るために、会員ごとの報酬請求件数の上限を申立報酬、成果報酬共に1年度あたり5件に限定する。

本来上記報酬は、国選弁護報酬として支払われるべきであり、本報酬支払制度はあくまで、国選弁護制度により正当な弁護活動に対する支給が実現するまでの暫定的、過渡的な取組である。そこで、本報酬支払制度は3か年の時限措置として実施し、3年後には本報酬支払制度の見直しを行うこととしている。この3年間、本報酬支払制度を十分に活用して、身体拘束からの解放を目指す弁護活動をより積極的に行い、人質司法の打破を目指すと共に、国選弁護制度の改革を強く求めていくこと必要である。

2 取調べへの立会いについての法律援助事業

刑事事件において被疑者の供述の自由を確保し虚偽自白をなくすことは、捜査段階における刑事弁護の重要な使命である。そのためには、被疑者の取調べに弁護人が立ち会い、適宜被疑者に対してアドバイスを行うと共に、取調官による不当な利益誘導や恫喝などを伴った取調べがなされないように監視することが求められる。

現状において、捜査機関が逮捕・勾留中の被疑者の取調べに弁護人を同席させた例はほとんど存しないが、在宅事案における任意の取調べへの弁護人立会いは認められる例もある。そこで、任意の取調べへの弁護人立会いを促進し実務上定着させることが、将来の全

面的な取調べへの弁護人立会の実現に繋がる。しかしながら、在宅事件については、現在のところ、国選弁護制度及び法律援助事業の対象外であり（大阪弁護士会においては「在宅高齢者・障害者刑事被疑者弁護援助事業」を除く）、資力の乏しい被疑者については、弁護費用の工面ができないため、取調べへの立会いという弁護活動は現実的には困難である。また、国選事件であっても、弁護人による身体拘束からの解放に向けての弁護活動が奏功し、被疑者が釈放されれば、同時に国選弁護人としての地位を失うため、その後の任意捜査における取調べ立会いを行うには、被疑者が私選で弁護人を依頼しなければならないが、元々資力の乏しい被疑者に私選弁護費用を賄わせるのには限界がある。

そこで、資力の乏しい在宅被疑者の防御権の保障と、取調べへの弁護人立会の推進という観点から、今後新たに、在宅被疑者に関する取調べへの立会い（実際の立会いだけでなく、被疑者の取調べに同行し、取調べの間同所において待機し、適宜被疑者へのアドバイスを行う準立会いを含む）について、大阪弁護士会の法律援助事業基金から弁護費用を支給する新たな法律援助事業の構築が検討されるべきである。

以上の観点から、2020年（令和2年）1月、法律援助事業・日本司法支援センター対応委員会内において、新たに「取調べ立会い法律援助（仮称）創設PT」を立ち上げるに至った。同PTでは、今後半年を目処に、在宅事件の取調べ立会いに対して弁護費用を支給する新たな法律援助制度を発足させるべく検討を行う予定である。

無論、被疑者の防御権に資する取調べ立会いに対する報酬は、本来は国選弁護報酬によって賄われるべきである。そこで、上記新た



な法律援助事業の発足後は、個々の弁護士が取調べの立会いに向けての弁護活動を活発化させ、在宅被疑者についても国選弁護人が選任されるよう、国選弁護の範囲拡充を目指していくべきである。

第6 弁護士の職域拡大

1 はじめに

近年の法曹人口の急増、訴訟事件の減少により、従来の弁護士の業務内容だけでは、弁護士の経済的基盤は決して盤石とはいえなくなってきた。

一方、通信技術の発展とそれに伴うグローバル化の進行、AI技術の台頭、企業・地方自治体共に年々高まるコンプライアンス意識など、社会情勢が変化する速度は著しい。市民や企業が未知の分野に接する際、法の専門家である弁護士が内外から支援する機会・需要は、形を変えて、必ず存在している。

このような社会情勢の変化、弁護士に対する新たな需要の発生を迅速に察知し、組織として弁護士の業務改革に取り組むことは、経済的基盤の強化などの会員サポートの観点だけでなく、弁護士の使命たる基本的人権の擁護及び社会正義の実現の観点からも極めて重要である。

したがって職域拡大を含めた業務改革は、大阪弁護士会の取り組むべき施策として、極めて重要なものの一つであるといえる。

2 行政連携

近年、地方自治体のコンプライアンス意識は高まっており、特に、2020年（令和2年）の地方自治法改正により、各地方自治体が内部統制に関する指針を公表することを求められていることから、今後も、各地方自治体に

において、法の専門家である弁護士と連携する機運はますます高まっていくと予想される。

大阪弁護士会は、既に行政連携センターを発足し、大阪府内の地方自治体の長と順次面談し、弁護士による地方自治体支援の重要性を広報すると共に、実際に、地方自治体の職員研修、コンプライアンス窓口の設置、債権管理・回収支援、民法改正や空家等対策などの新たな制度への対応マニュアルの作成といった具体的な案件の推薦依頼に日々対応している。個々の推薦案件を担当する「行政側」の弁護士が増加することにより、例えば地方自治体の債権管理の場面でも、債務者たる市民の生活状況をヒアリングし、貧困等の事情があれば、履行延期特約や滞納処分の停止等といった適切な対応を選択するよう地方自治体に助言することも可能となる。行政連携は、行政サービスの質の向上にもつながる重要な施策といえる。

大阪弁護士会は、このような行政連携の施策がさらに活発化するよう取り組むと共に、地方自治体の提示する弁護士報酬をそのまま受け入れるだけでなく、地方自治体特有の事情（予算時期、少額随意契約でしか対応できない事案なのか、特命随意契約であると説明できる事案なのか等）を理解した上で、積極的に金額交渉を行い、行政連携が地方自治体にとっても、個々の会員にとっても有益なものとなるよう取り組むことが望ましい。

3 組織内弁護士への支援

日本組織内弁護士協会（JILA）の調査によると、国内の組織内弁護士の総数は、2020年（令和2年）6月30日時点で2629名である。約10年前の2011年（平成23年）6月30日時点での組織内弁護士の総数が587名であったことと比較すると、直近10年で約5倍に達して



おり、飛躍的な増加傾向といえる。

これは、企業等側が年々高まるコンプライアンス意識への対応を法の専門家である弁護士に求めた結果であり、組織内弁護士は企業等の事業活動の適法性及び社会的妥当性の確保に大きな役割を担い、組織内部から基本的人権の擁護と社会正義の実現を果たすことになる。その上、司法修習生の就職先又は法律事務所で勤務する弁護士の転職先として組織内弁護士という選択肢が生まれたという意味で、まさに弁護士の職域が拡大したと評価することができる。

他方、組織内弁護士は、企業等との雇用関係に基づく勤務形態であることから、勤務時間内は雇用先の指揮監督に服することとなり、そのため、企業等で勤務する弁護士が、各種研修、委員会等活動、特定公益活動への参加が困難な場合があるという問題が生じている。

これに対し、大阪弁護士会では、Eラーニングの充実を図ったり、委員会等についてオンライン形式による参加を出席として認めるなどの対応を行ってきた。

大阪弁護士会は、引き続きこれらの対応を進めていく一方で、組織内弁護士が、例えば常議員に就任したり、国選弁護事件を受任するといった活動の意義を雇用先企業等に理解してもらえるよう、積極的に情報発信を行っていくべきである。

4 弁護士費用保険の拡充

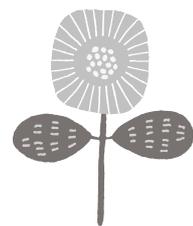
中小企業、ベンチャー企業は、多くの法律問題を抱えながらも、主に費用面で、弁護士へのアクセスを躊躇する場合が多い。

この点を解決すべく、大阪弁護士会において、中小企業を念頭に置いた法人向け弁護士費用保険についての検討が行われている。し

かしながら、当該保険商品については、不正利用の防止策、保険適用されるべき中小企業の権利侵害をどのようにして認定すべきか、弁護士に支払うべき報酬体系をどのように設定すべきか、といった課題の検討が続いており、未だ商品化に至っていない。

一方、主に交通事故に関する損害賠償保険については、今日においては、ほぼ全ての保険に弁護士費用特約が付されるに至っており、業務改革の取組としての大きな成功例の一つといえる。

大阪弁護士会においては、引き続き弁護士費用保険の拡充に取り組むと共に、当該各保険が、個々の会員にとって使いやすいものとなるよう（例えば、保険会社に提出する書類の簡略化や、明確な報酬計算のルールの設定）、保険会社と協議を継続していくべきである。



節目を迎えて

弁護士登録10年、20年、30年、40年、60年の会員より

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響から会派行事も十分に行うことができず、会員間のコミュニケーションも減少する結果となってしまいました。このような状況の中で少しでも会員の皆様にとって繋がりを感じられる広報誌にすべく、弁護士登録10年毎の節目にあたる会員の方々から、これまでの弁護士生活の振り返りや近況など自由にエッセイの形でご寄稿いただくことといたしました(法友146号編集委員)。

光陰矢の如し

高澤嘉昭 (13期)

昔の人は良く言ったもので、正に現在86歳の私の今の心境です。

昭和46年4月、10年間の裁判所勤務を経て大阪弁護士会へ入会し、独立開業しましたが、その後今年で弁護士50年、法曹生活60年を経ます。



開業に際し、かねてからの知り合いだった法友倶楽部の故宮崎乾郎弁護士や同期の故坂井尚美弁護士らのお世話を受けましたが、両弁護士の勧誘もあり、同時に法友倶楽部へ入会した次第です。

当時、大阪弁護士会には戦前からの5会派の他に新興の2会派があり、各会派にとって、会長選挙の他、副会長(当時定員5名)選挙の対策(集票)が重要な活動事項でした。私もそれなりにそれに関与させて頂きましたが、今迄の私の法友倶楽部への貢献はその程度のもので、その点申し訳ないと思っています。

インド独立運動の指導者、宗教家、哲学者であり、かつ首相であった故マハトマ・ガンジー翁は多くの名言・格言を残しましたが、その一つに「明日死ぬと思って生きなさい。そして、永遠に生きるとして学びなさい」との格言があります。私も体力の衰えには抗し難いところではあるものの、週日には毎日事務所への電車通勤、一方休日にはできるだけゴルフをするようにしていますが、この格言を胸にして今後も過ごしたいと思っています。

あっという間の40年

上田裕康 (33期)

弁護士登録から40年が経過したことが信じられない気持ちである。

「あっ」という間に40年が過ぎてしまった。本当に40年も弁護士をやっていたっけという感覚である。40年間、常に挑戦を続け、立ち止まることがなか



った。このために、時間が過ぎるのが速いように感じるのかも知れない。

2017年には、長くパートナーをしていた大江橋法律事務所から、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に移籍した。いわゆる四大大事務所でもっと面白い仕事をしたいと思い、還暦を過ぎてからの冒険ともいえるような移籍であったが、現在、大江橋法律事務所では扱えないような規模・専門性の高い事件を担当しており、非常にエキサイティングな日々を送っている。私の挑戦はまだまだ続くかなと思っている。

私の仕事は、事業再生系が中心であるが、今の事務所では、さらに活動範囲が拡がり、国際仲裁、ホワイトカラークライム、上場企業の早期事業再生等も扱っている。

ところで、事業再生の観点からこの40年を振り返ると、和議法の時代から、民事再生法の時代へと大きな変革があった。大規模な会社の事業再生といえば、会社更生法による処理しかなかったが、今は、上場会社の再生に、事業再生ADR手続が広く利用されており、法的手続から私的整理へという潮流がある。しかしながら、事業再生ADRの処理においては、全金融機関債権者の合意の取り付けというハードルがあり、私的整理と法的整理との連続性について検討が続けられている。COVID-19の問題があって、本来解決すべき問題が表面に現れずにマグマのように滞留している状況にある。このマグマが噴火したときには、事業再生ADRでは到底対応しきれず、会社更生法等の法的手続による処理が必要となる時代の到来も予想される。

40年経った今でも、気持ちは20代である。まだ、もう少し挑戦して、多少なりとも世の中の為になるような仕事をし、そして、その後、自分の人生をゆっくりと振り返りたいと

思っている。法友倶楽部の諸先輩をはじめ、この40年間の弁護士生活でお世話になった全ての方に感謝の気持ちを伝えさせていただきたい。私の一人の力では、ここまで成長することはできなかった。40年間ありがとうございました。これからもよろしく願います。

人生意気に感ず

北野幸一 (33期)

私は、現在、月曜から土曜まで毎日、西天満ファイブビルの事務所です。従来と同様の執務を続け、そのため、規則正しい生活を送ることができております。



事件は、娘の陽子弁護士と共同受任し、事件の把握に必要な打ち合わせを共同で行い、事件の合議を行います。準備書面の作成や尋問準備は、単独で行いますが、重要な事実論や法律論、あるいは尋問事項について意見交換し、2人で出廷致します。当初は、教育目的で行っていたのですが、いつしか、事件像の把握、取り組むべき業務内容の抽出、争点や論点の変化の把握、事件の見通しなどを相談すべきパートナーになっております。他方、陽子弁護士を主任とする事件が圧倒的に多いところ、事件の方針を決めたあとは、事件の情報交換を密にし、見通しを合議するなどして、事件を処理しております。

平成13年12月、内閣に司法制度改革推進本部が発足し、100年に1度と言われた司法制度改革が始まったことはご承知のとおりです。私は、その数年前から弁護士会活動の多重債務者として多忙を極めたのち、日弁連と

最高裁及び法務省との弁護士任官を進める平成3年合意は事前打診方式にすぎないとして、近弁連方式（近弁連の推薦基準に基づく推薦者の採用を求める方式）の策定を手伝い、平成14年11月15日、テーマを弁護士任官の実践に特化した日弁連第19回司法シンポジウムで同方式を報告し、同方式は、全国の常勤及び非常勤裁判官推薦手続として用いられております。又、司法制度改革において、非常勤裁判官制度が採用されたので、運用について最高裁に赴き、平成16年1月の第1期任官者、同年10月の第2期任官者のほか、その後も、非常勤裁判官の選出を手伝いました。その間、平成12年2月、ハワイ州の司法制度全般を調査する機会に恵まれ、平成14年11月、マサチューセッツ州の裁判官指名委員会において、弁護士から裁判官への選考手続の実情を調査したことなどが思い出として残っております。

平成19年11月、陽子弁護士が当事務所に合流し、私は、平成21年6月頃には、大弁、近弁連及び日弁の各種委員会活動から解放され、弁護士業務に専念し、家族と全国各地を旅行して元気に過ごしてきましたが、令和2年の新型コロナ禍のため自粛を余儀なくされておりますので、免疫を獲得して、家族旅行を始めたいと思っております。

雑感

後岡良知 (33期)

弁護士登録して40年になる。色々あったが、振り返るのは、もう少し先にしたい。

ただ、このコロナ禍でリモートワークが浸透していくのを見てい



て、この40年のIT化の進歩が、我々の仕事にも大きな変化をもたらしたことを思う。中でも思うのは、弁護士の仕事の基礎をなすとも言える、書面の作成の仕方の変化とそれによる功罪である。

私が弁護士登録した頃は、書面は、まず手書きで原稿を作成し、推敲に推敲を重ね完成させてから、和文タイプで1文字、1文字打ってもらって仕上げていた。長文にはできないので、必要十分な内容を、簡潔な文章で書くことに労を割いた。

その後、ワープロが普及し、いくらでも書き直しながら、文章が作成できるようになった。気にせず、容易に色々な主張が出来るようになった良い面もあるが、他方で、長々と、十分に主張が整理されていない書面も増えた。もちろん、自らも含めての反省である。

しかし、弁護士の仕事は、要点を整理した簡潔な文章を書くことが原点であろう。そして、そのことによって、依頼者の権利をきちんと擁護することができるのである。

IT化の流れの中で、今後めまぐるしく環境は変化するであろうが、それにのみ込まれないよう、原点回帰の気持ちを持ち続け、まだ、少し仕事を続けたいと思うこの頃である。

30年を振り返って

小池康弘 (43期)

平成3年登録、弁護士になって30年が経過しました。まだ弁護士人生を振り返る年齢ではないと思いつつも、一応の節目なので振り返ってみます。



まず、最初の10年は弁護士としての基礎固めの時代です。大原法律事務所で7年間イン弁としてお世話になり、多種多様な事件を担当させてもらいました。そして、平成10年に独立しました。大原法律事務所の居心地が良かったせいでこの当時としてはゆっくり目の独立でした。このころ、法友倶楽部の先輩にお声がけいただき整理回収機構の仕事をするようになり、普通の弁護士ではできないような貴重な経験をさせていただきました。

プライベートでは平成6年に結婚し、平成7年と平成10年に娘が生まれました。このころはゴルフにはまっており、法友倶楽部のゴルフ大会にも毎回参加していました。弁護士業務と私生活ともに充実していました。

次の10年は、仕事中心の時代です。このころ、これまた法友倶楽部の先輩にお声がけいただき超大型管財事件に携わることができました。加えて、自身の破産管財事件も多数あり、弁護士業務が多忙を極めた時期でした。

そして、平成16年に大原健司先生に誘っていただき大原・小池法律事務所を開設し、上場企業の会社法務の仕事にも携わることもできました。

業務が超多忙のゆえ、あれだけはまってい

たゴルフもこのころからフェードアウトしていき、文字通り仕事中心の生活となりました。これまでの30年のうち一番弁護士業務をしていた時期です。

その次の10年は会務の時代です。平成24年度に副会長になり、会務にどっぷりと浸かりました。平成25年からは相談センターのLACの仕事を中心に日弁のLAC委員会を含め多くの委員会に所属していますし、平成28年度、同29年度は、企画調査室室長を務めました。さらに、令和元年には日弁の常務理事として日弁の意思決定に参画することができました。おまけに令和元年から23条照会審査室の副室長もしています。このように、この10年は弁護士会に軸足を置いた10年でした。

プライベートでは、平成24年2月に初めてフルマラソンを経験し、それ以降も走り続けています。

この10年は会務に重心を置きながらも弁護士業務もそこそここなし、スポーツジムに通い、ランニングもして、家族旅行も楽しむことができ、すべてにおいて大変充実した時期でした。

さて、コロナ禍で始まった31年目。これからの10年はどうなることやら。

まずは、10年後に「楽しかった弁護士生活40年」という原稿を書くことを目標に頑張っていきたいと思います。

法友倶楽部に感謝の30年

近藤行弘 (43期)

振り返れば弁護士生活が30年も経過してしまっただけである。まさに「光陰矢の如し」である。この機会に普段では振り返ることのない来し方に思いを馳せてみた。



すると、「個」に過ぎない自分が法友倶楽部によって、自分らしく個性を発揮し開花させて頂いたことに気づいた。そう考えると法友倶楽部に対し感謝の気持ちが込み上げてきた。

弁護士登録当初は、会派活動にも弁護士会の活動にもほぼ没交渉であったが、ジュニア部卒業前年の1999（平成11）年には小寺執行部で会計担当の副幹事長に就かせて頂いたのを皮切りに、その後は会派の研修委員長等や三好・大川両執行部の副幹事長にも就かせて頂き、多くの尊敬すべき先輩・後輩との交流と視野を広げることができた。更には弁護士会においても各種委員会の正副委員長、常議員会副議長を経て、2011（平成23）年度の副会長も経験することができた。そして、登録30周年を迎えた現在では、日弁連「弁護士職務の適正化に関する委員会」の副委員長として、部会長就任時に立ち上げに関与した「会員サポート窓口制度」の運営を担当している。私は、このように弁護士会の活動としては自身のライフワークと位置付けている「弁護士に寄り添う制度」の維持・充実に携わらせて頂いている。

これらの活動は、私が「個」にとどまって弁護士業務のみに終始しておれば到底成し遂

げることではできなかったはずである。法友倶楽部に所属し、時には窮屈に思えた（笑）先輩・後輩との交流があったればこそ実現できたことである。まさに、「個」としての私が法友倶楽部によって自身の個性を開花させて頂いたのである。このように考えると、時間の経過だけを見ると中堅から一応ベテランの域に達したと言われる現在においても法友倶楽部には感謝の気持ちを抱かざるを得ない。

次の指標は登録40周年である。私は、その時に向け、法友倶楽部をはじめ私を成長に導いて下さった方々に恩返しする活動をしなくてはならないと決意を新たにしている。そして、10年後の登録40周年を迎えた時、登録30周年の今の自分に恥じない誇れる自分に成長できたと胸を張って「宣言」できるように日々精進を重ねていきたい。

先輩・同期・後輩に 恵まれた30年

橋田 浩 (43期)

平成3年4月の弁護士登録からの30年を振り返ると、先輩のみならず、同期、後輩弁護士に恵まれ非常に充実した30年であったと痛感する。



最も繋がりが強いのはやはり野球である。登録直後に当時の監督から声をかけていただき大阪弁護士野球団に入団してから30年間、プレーヤーとしてほぼ毎週土曜日に試合や練習に励んできた。この間、日弁連野球全国大会で4度の優勝を経験した。このうち平成21年の仙台大会では優勝監督となり、同23年の新潟大会と同24年の宮崎大会では2年連続決

勝戦を完封し胴上げ投手となった。入団間もない頃は懇親会の席で先輩弁護士から弁護士としてのあり方や事件処理の経験談など貴重な話を聞くことができた。参考になった。約20年前からは私が最年長選手となり、今では私より20~30歳若い若手と一緒に全国制覇を目指して切磋琢磨している。仕事の面でも野球団に所属しているという繋がりで何度か声をかけていただいた。民営化した元国営企業が初めて行う株主総会の準備（リハーサル）やオリックスと近鉄バッファローズの合併に伴うプロ野球界再編、1リーグ化を止める活動などがとくに印象に残っているものであり、これらに関与させていただき得がたい経験を積むことができた。

同期から誘われて事件を共同で担当し、貴重な経験を積んだものも少なくない。独立直後に同期に誘われて関与することになった住宅金融債権管理機構（現整理回収機構）の事件では債権回収のノウハウを学ぶことができた。また、破綻した金融機関の出資金に関する訴訟では、7人の弁護団を3チームに分け、220~230人の証人、原告本人尋問を分担した。短期間で大量の尋問を行うという機会はなかなかないことであり、この事件を通じて尋問のコツを身につけることができたように思っている。

最後は委員会活動である。いろいろな委員会に関わってきたが、一番大きいものはやはり債権法改正である。私は日弁連の司法制度調査会の民事部会に所属していたことから、大阪弁護士会で最も早く債権法改正に関わり始め、その後、民法改正問題特別委員会の副委員長、日弁連のバックアップチームの委員として改正法の成立と成立後の会内外での研修や関連書籍の出版に関わることができた。たいへん優秀な先輩、同期、後輩弁護士との

議論は非常にタイトではあったが充実したものであった。

このように、弁護士登録以来の私の30年間は、仕事、委員会、遊びのいずれの面においてもたいへん充実したものであった。これは先輩、同期、後輩弁護士に恵まれたからであり、素晴らしい出会いに感謝するところである。あと何年この仕事を続けるかわからないが、今後もこれまで同様に先輩、同期、後輩弁護士に恵まれ、充実したものであることを願っている。

30周年を迎えて

平井利明（43期）

弁護士登録から30年とのこと。振り返ると、バブルの余韻の残る深夜にタクシーが捕まらず仕方なく更に2時間飲みに行くことが多々あったり、引き続き大量倒産発生時代には企業関連の保全措置にか

かわったり（びわ湖にてクルーザーを引き上げたり、放送中継車両を引き上げたりなど）、破産管財人等の仕事を沢山任せてもらったり、会社では株主総会の指導をしたり、執行関連で海上保安庁の船に乗って目的物の確保にいたり、逆恨みと男女の関係が交わる巨額手形変造事案の処理に関わったり、結婚し子供達ができたり、複数の大学の教員やロースクールの教員を務めさせていただき、東証一部企業の社外監査役も務めさせていただいたり、講演したり、雑誌等の記事書いたり、親の死に立ち会うことがあったり、マラソンの世界に足を踏み入れてしまい細々と大会に参加することや、30期差の子供が東京で弁護士活動



を始めることになったりなど、色々あったことを思うのだが、さて、これから先の30年はどんなことが待っているのでしょうか？

最初の10年、後の10年

林 裕之 (53期)

弁護士になって、20年が経ちました。

私は2000年のミレニアム登録で、52期と共に就職2000年問題の世代ですが、運良く太田忠義弁護士（14期）と柴田龍彦弁護士（38期）の経営する事務所に入所することができました。

登録当初は、イソ弁らしく、夢中で事件処理をしました。盆も正月も仕事してました。両パートナーが懇切丁寧に指導してくれましたので（14期の大先生にてにをはまで添削していただき、ありがたい限りです）、この数年間に弁護士としての土台ができたように思います。また、まだ若かったせいか、酒は毎日のように午後10時頃から飲み始め、朝までいくことも度々ありました。とにかく、めまぐるしい日々で、心身ともに充実していました。

2008年、事務所のパートナーにさせていただきました。この頃、太田弁護士の仕事量が減ってきており、柴田弁護士と私とで大半の事件処理をするようになってきました。そして、柴田弁護士とは、事務所の将来について、度々話し合っていました。

ところが、登録10年を過ぎた2011年1月、柴田弁護士が亡くなりました。

突然、仕事量が2倍になります。故人を惜しむ時間すらなく、依頼者・関係者への説明

とお詫び、期日の延期の連絡と調整、ご遺族のフォロー、そしてなにより待たなしの膨大な事件処理……苦しい時期でした。

この時、一番大事にしたことが、事件処理に手を抜かないことでした。深夜に及んでも、準備書面のクオリティを落とさないようにしました。そのため、アソシエイトの皆さんには、大変な負担となったと思います。全く根拠はありませんが、亡柴田弁護士を引き継ぎ、太田弁護士と共に事務所を切り盛りするために、どうしても必要なことだと思ったのです。

その後、なんとか事務所も落ち着き、顧問先も全社維持することができ、副会長までやらせてもらいました。ただ、無計画にやってきましたので、弁護士として、事務所経営者として、まだまだ未熟者だと感じる日々です。

「事務所名に柴田さんの名前残してるんやねえ」。亡柴田弁護士の偉功とありがたさを感じると共に、当事務所の名を汚してはいけません。実はこんなことを思っています。

次の「わくわく」は何だ？ (弁護士稼業20年)

森 直也 (53期)

1 子供の頃から、集中力がなく飽き性だと言われてきた。

自分が興味を持つことに対しては、とことん突き詰めるが、一方飽きてしまうと、急速

に興味もやる気も失せてしまう。そんな気質は、今に至るまであまり変わっていない。

そんな僕が、弁護士登録20年。よく飽きな



いでやってこられたと思う。それはひとえに、弁護士稼業とそれに纏わるいろんな出来事が、僕を時にわくわく、時にどきどきさせ続けてくれているからだと思う。

2 縁があって39期の西尾忠夫先生、濱川登先生に拾って頂き「F&J法律事務所（旧昴法律事務所）」の初いそ弁として、2000年に弁護士稼業をスタートした。同事務所は、もうお一方のパートナー（故森島徹先生）の同期仲良し3人組が和気藹々と仕事をしている楽しい事務所だった。仕事もそれぞれの先生方で微妙に異なり、事件の種類も豊富。故に飽きることなく、僕は弁護士稼業のイロハを学ばせてもらった。

当初から「3年で独立します！」なんて生意気なことを言っていたが、その言葉通り丸3年で先生方のお許しを得て独立した。2003年「森直也法律事務所」開設。独立の原動力となったのは、刑事事件だった。登録後刑事弁護委員会に所属した僕は、いろいろな先輩方にお声かけ頂いて、個人事件としてたくさん刑事事件を受任した。当時はとにかく経験を積みたくて、国選事件では「毎回違う罪名を取り続ける」ことを標榜し、実践していた。おかげでだんだん取る事件がなくなり、しまいには「動物愛護法違反」なんて事件を取って見たら、犬の虐待をしている人の弁護で、このときは参った。自分も愛犬家だったからである。

登録2年目のある土曜日。事務所で仕事をしていた僕に、刑弁委の秋田真志弁護士から電話が入った。「これから三井環さんの接見に行くんだけど、一緒に行く？」。まるでお茶でも飲みに行かないか、みたいな口調だった。僕は即座に「行きます！ 行かせてください！」と答え、取るものも取りあえず事務所を飛び出した。これが「三井事件」との関

わりのスタートだった。現職の高検公安部長が収賄等で逮捕されるという、前代未聞の事件。しかも当時三井さんは検察庁の裏金問題を、現職のまま実名でマスコミに告発しようとしていた、その矢先の逮捕。口封じの逮捕ではないかと世間を騒がせていた。逮捕後、故石松武雄さんを団長、小坂井久さんを主任、さらには後藤貞人さん、高見秀一さん、森下弘さんら大阪弁護士会の刑事弁護のプロが多数集まり弁護団が結成されていた。そんなお歴々の中で、僕は事務局長の役職をあてがわれた。

その後の三井弁護団での活動は、僕の弁護士としての背骨を作ってくれた。些事であっても決して手を抜かない、諦めない姿勢。最後の最後まで説得的な文章を作るための努力。刑事弁護は面白い！ そう感じさせてくれるに足る事件だった。その後、ファイル共有ソフト「Winny」の作者・金子勇氏が著作権法違反幫助事件で逮捕された事件（高裁で逆転無罪）、岸和田15歳児童虐待事件（主任）、東大阪集団暴行事件（主任）など、重大事件の弁護人を務めた。どの事件もそれなりに「重い」事件だったが、刑事事件は弁護士稼業の尽きぬ楽しさを僕に与えてくれた。

一方、1人で事務所経営するのに「飽きた」僕は、同期の中野希美弁護士らと2006年新たに「WILL法律事務所」を立ち上げた。WILLは、未来への希望。新たなことが始まる予感にわくわくした。

2006年、今は亡き小寺一矢弁護士に誘われて、関西テレビ「痛快！エブリデイ」にレギュラー出演することになった。これがTV業界との関わりははじめ。その後同番組は2年で終了したが、今度は毎日放送「ちちんぷいぷい」に誘われ、2008年12月からレギュラー出演。その後13年にわたって「ちちんぷいぷい」

「VOICE」「ニュースミント」などの番組に出演し続けた。テレビの仕事は、時に弁護士業務に飽きそうになる僕に、新たな「わくわく」を与えてくれた。

2020年、弁護士登録20年を迎えた僕は、法友倶楽部の推薦を受け、大阪弁護士会副会長に就任することとなった。これはもう究極に僕を「わくわくどきどき」させてくれる仕事だった。事務所のぬるま湯から出て、これまでと全く異なる会運営の仕事に、ほぼ初対面の他の副会長と協同して取り組む。新しい制度を立ち上げるために規則を改正し、常議員会で説得する。コロナ禍でのイレギュラーな対応に終始はしたが、役員業務は僕の「飽き」を潤すには十分な仕事だった。

その役員も、2021年3月で退任となった。時を同じくして、毎日放送の改変により、テレビ出演も3月で終了することとなった。そうして迎える弁護士21年目。僕は既に「わくわく」して「どきどき」している。これから僕の飽き性を解消してくれるような新しい出会いや、新しい仕事が、僕を待っていると思うからだ。それは何だろう。全く取り組んだことのない新しい分野の事件かもしれない。全然違う業界に出向いていくのかもしれない。新しく出会う人、出会う場所、出会う仕事。そのひとつひとつに好奇心を持ちながら取り組もう。

次の「わくわく」は、何だ？

10年を振り返って

大坂章仁 (63期)

淡路島の工業高校で旋盤や溶接をしていたころ、なぜか法律に興味を持って法学部に進学し、いつの間にか法律を扱う仕事を10年も続けることができました。田舎育ちのせいか、途中まで畑違いの高校にいたせいか、いまでも司法試験に合格していなかったら何をしていただろうという考えが頭をよぎります。



このような経歴もあって、弁護士らしい弁護士とは違う弁護士になればと思い、「素人のように発想して、玄人として判断する」をモットーに仕事をしてきました。10年を振り返ってみると、失敗もありましたが、「ほんまにそうかな？」と素人感覚で発想して依頼者と良い関係を築くことができ、結果にもつながるようにもなりました。「弁護士らしくないですね」と言われると、ちょっと嬉しくなります。

仕事への取組み方は、先輩弁護士の動きや添削から学ばせていただいたと常々感じています。1年目のころに交通事故の事案で書いた準備書面は、期限ギリギリにもかかわらず翌日に私の机の上であり、「カルテをちゃんと読みなさい」と膨大なカルテを分析して赤ペンが入れられていました。先輩は他の起案をたくさん抱えていたにもかかわらずです。「もうこのくらいでいいかな……」と思った時に、この先輩とのやりとりを思い出して、「もうちょっと……」と眠気を振り払って記録と睨めっこをしていると思わぬ発見をする

ことが何度もあり、助けられています。

プライベートでは、娘が7歳になり、友達と遊びに行くようになりましたので、少し楽ですが、叱り方には試行錯誤です。10年後は口も聞いてもらえないかもしれなので、今のうちに共通の話題を作るべく、歴史の話を刷り込んでいます。妻が宝塚歌劇団に大いにのめり込んでいるおかげで、ゴルフに行く後ろめたさが少し和らぎました。5、6年前のHGCでは大先輩に「君はうまくなるで～」と言っていたいただきましたが、相変わらず100前後を一進一退です。

この10年は、まさに泥臭く、回り道もたくさんありましたが、家族や先輩に支えられて大過なく過ごすことができました。10年後は、まず健康であること、そして、仕事の大小を問わず地道にコツコツ行ったことが大きな変化に繋がっていると報告できるように、毎日体重計に乗り、記録と睨めっこします。

弁護士10年

小林俊統 (63期)

法友倶楽部の皆様、
こんにちは。

平成22年の秋に登録してから、早いもので弁護士11年目に突入しました。

本当に10年分の経験を通じて実力を身に着けたであろうかと自問自答し、不安になることもしばしばですが、良き職場に恵まれ、周囲に支えられながら、今日までやってくることができたと切に感じております。

弁護士として様々な事件に取り組んできて常々感じることは、「事実は小説より奇なり」



ということです。相談や打ち合わせを通じて、本当にこのようなトラブルが現実が発生するものなんだなあと思議に感じる場面が結構ありました。

最後に、私事で大変恐縮ではございますが、昨年の10月に良縁あって結婚致しました。

私生活も仕事も充実するように今まで以上に励んでいく所存でございます。

今後ともよろしく願いいたします。

新型コロナを迎えた10年目

阪上 剛 (63期)

いつの間にか弁護士歴10年になっていたのですね。本当にあつという間でした。

おそらく、皆さん同じことをおっしゃるでしょうが、昨年は新型



コロナ色的一年でした。熱海の同期会も中止となり、法友の旅行も追い出しコンパもなし。恒例行事が何もないままで、10年という節目を迎えた感慨は乏しいのが残念です。よもやよもや、こんな時代になろうとは。

さて、この10年で何が変わったのかと自分を振り返ってみました。当然ながら、まだまだ力不足を感じる毎日で、弁護士として成長した実感はありません。これだけ社会が激変している現状で、無事に弁護士を続けていられるのですから、よくよく周りの人に恵まれ、助けられてきたということでしょう。本当に感謝しかありません。次の10年は、少しでもいいので支える側に回ることを目標にしたいと思います。

昨年度は、交通事故委員会の委員長という

大役を拝命しましたのが何よりも大きな出来事でした。これまた多くの行事が新型コロナのため中止になり、委員長として表に立つ機会は少なかったものの、Web会議への移行を進めるなど委員会運営でのコロナ対策に取り組みました。人が集まりにくい大変な時期ではありましたが、森直也副会長にも支えていただきながら、研修や判例分析作業は例年通り実施できました。10年目にとっても良い勉強をさせてもらうことができたと思います。

私生活ではこの10年で大きな変化がありました。結婚しましたし、子供が2人生まれました。家では3歳の長男と1歳の二男が元気に走り回っています。子供にご飯を食べさせたり寝かしつけたり、私がそんな生活をするとは、そしてそれを楽しいと感じるとは、全く想像もしていませんでした。

この先なにがあるのか分かりません。でも、今の私は、10年前なら想像もできなかった楽しさを感じています。だから、きっと10年後も、今では想像できないような楽しいことがあるに違いない。そう思えるようになったのは妻と子供たちのおかげでしょう。

そう言えば、ゴルフをはじめたのも10年ほど前でしたが、スコアはほとんど変わっていません。これだけは10年後も変わらない気がします。

登録10年を迎えて…

里村洋平 (63期)

この記事の執筆のご連絡をいただいた時、ついに自分にもこの記事を書く時がきたかという感じでした。各会派の先生方の登録10年の記事を毎年拝見して



いる中で、「10年はあっという間だった」「1年目の頃に想像していた10年後の自分は何でも知っていて仕事がバリバリできるようになっていると思っていた」といった記載を目にしていたのですが、まさにその通りといった感じでした。本当にあっという間で、自分では成長したという実感はありませんが、実家の倉庫に積み上げられた終結事件のファイルの山を見ると、その時々大変な思いをしながら駆け抜けてきたなという風に思います。つらい時に沢山の方々に助けていただいたからこそ、今まで続けてくることができたと思っています。この場をお借りしてお礼申し上げます。

会派との関係では、登録1年目は様々な行事に参加させていただいていたものの、(例に漏れず?) 2年目からはほとんど参加することがなくなり、ジュニア部の代表幹事としてカムバックした際には、64期の方々以外はほとんど知らない状態でした(当然、皆さんも私のことを知らない状態でした)。ただ、ジュニア部の代表幹事をさせていただいたことをきっかけに沢山の知り合いができ、私にとって貴重な経験になったと感じています。

10年が経ちましたが、弁護士としての実力は大きく上がっておらず(寧ろ、フレッシュ

故にできていたことができなくなったような気がします……)、変わったことと言えば、登録時よりも10キロ以上増えた体重くらいです。今年ダイエットに励みたいと思っています。

コロナの影響で追いコンが延期になっているため、ジュニアを卒業したという実感はまだありませんが、コロナが明けた際には62期の先生方との合同追いコンを楽しみにしています。

性懲りもなく、今描く10年後の自分は「何でも知っていて仕事がバリバリできるようになっている」と思っているの、そうになれるように研鑽に励みたいと思います。今後とも、ご指導のほど何卒宜しくお願いいたします。

登録10年の節目

島 優人 (63期)

気付けば10年。独立からも今夏で5年となり、時間の過ぎ方が加速度的に速く感じるようになります。家族に支えてもらい、また、事務所の同僚、事務員に助けられながら、乗り越えてきた10年です。登録した頃の感じた、「登録10年の弁護士」像とは、かなり違うように思いますが、今後も一步一步、地道に頑張っていきたいと素直に思います。



近頃は長引くコロナ禍において、働き方や暮らし方について考えさせられ悩みも多いですが、一方でそのような不透明な水の中を泳ぐ感覚も楽しめるように、飄々とした大先輩の先生方を見習っていきたいです。

会派の活動や委員会など、いろいろな役割をいただいているにもかかわらず、忙しさに

感けて幽霊会員のようになってしまうのですが、ビアパーティーだけは、事務員と家族を連れて意地でも参加しようと決めていました。去年はコロナのために、その楽しみもなくなってしまいました。毎年夏の大切な交流の場です。ゴルフはご無沙汰してしまっているのですが、娘が「スケートしたい」とかいろいろ申しますので、親睦イベントなども再度参加させていただけるのを楽しみにしております。

登録20年はどうなっているか。何をにしても健康がいちばんです。家族も自分も、身体の健康と精神衛生に留意しようと思っています。

「20年」ではウィットに富んだ記事を書けるような弁護士になりたいです。紙面を割いていただき、ありがとうございました。今後とも何卒よろしくお願いいたします。

10年を振り返って

増田 力 (63期)

気付けば弁護士になり、10年が過ぎました。思えば1年目は、今考えれば本当にも良いようなことで悩んで時間だけが過ぎてしまったこともありましたが、10年が過ぎてそれなりに要領も良くなりました(たぶんですが……)。



1年目に先輩弁護士を見て、自分は10年後にこんなに立派になれているのかと疑問を持っていましたが、10年が過ぎて、周囲からは自分がああとき見た先輩弁護士のように映っているのか、やっぱり疑問のままです。

いつまでも若手と想っていたらいつの間に

か10年が過ぎて、おそらくまた10年後に同じこと思うのかなと考えつつ、溜まった起案の合間にこの原稿を書いています。

10年間を振り返ると、主な思い出は弁護団事件と刑事事件です。

刑事事件では無罪判決も経験できましたし、再度の執行猶予もありました。葬儀への出席のために執行停止を申し立てて一緒に葬儀に出席したりもしました。接見先の警察署の近くで美味しいお店を見つけるのが楽しみで、いろいろと探したりしています（今回の被疑者は〇〇警察署だからあの焼肉屋に何回か行けるな、とかも考えてしまいます）。

自分自身では、あまり成長を実感しているとは言い難い10年間の振り返りですが、たぶんそれなりには成長していると信じて（思い込んで？）、これからも頑張っていきたいと思います！

10年間を振り返って

三井良平 (63期)

この度は投稿の機会をいただき、誠にありがとうございます。10年間の弁護士業務などを振り返らせていただきます。

平成22年12月に弁護士登録し、河上泰廣法律事務所に入所しました。河上先生が法友倶楽部に所属されているご縁で、私自身も加入しました。入会最初の会派旅行は、先輩方にかわいがっていただき、今でも良い思い出です。会派同期の人たちとは、仕事の悩みから世間話まで忌憚なく話し合えるようになり、大きな励みになりました。



河上事務所では、一般民事、家事、交通事故、刑事、顧問先対応等々多種多様な事案を担当しました。河上事務所の先生方からは、事件処理から、依頼者との向き合い方、裁判所での振る舞いなど基礎基本から教えていただきました。「弁護士」としての血肉になっています。

平成27年9月に、独立開業しました。最初は電話受付だけを母に担当してもらい、法律事務は自分で全てやっていました。執務スペースはガラガラ、電話も少なく、寂しい状態でした。営業向けの会話は苦手ですが、相談者ひとりひとりに真面目に接することに務めました。

平成29年1月に河上事務所の弟弁であった八木稔郎先生が合流し、同じころ事務員1名を採用しました。母を含め4人態勢となりました。平成30年9月には事務員をもう1名採用し、現在に至ります。八木先生とは昼食を共にし、事件処理を協議するなど、二人三脚で事務所経営を続けています。

気付けば弁護士業務を10年経験したことになりますが、まだまだ半人前。未経験の事件類型、専門性の高い事案など無知だなと感じることも多いです。これからも日々精進しなければいけないと考えています。

私生活では、令和2年2月2日に挙式を行いました。河上事務所時代の先生方や会派同期の皆さんにもお越しいただきました。本当にありがとうございました。昨年中は引っ越し、家具家電の買い揃え等で右往左往しましたが、ようやく落ち着きつつあります。

以上簡単に振り返りましたが、これまで支えていただいた諸先輩、同期、後輩の皆様には深く感謝申し上げますとともに、今後ともご指導ご鞭撻いただきたくよろしくお願い申し上げます。

令和3年度 法友倶楽部 常任幹事自己紹介

令和3年度、法友倶楽部の幹事長の林裕之と申します。

幹事長 林 裕之 (53期)



令和3年度、法友倶楽部の幹事長を務めさせていただきます林裕之と申します。

皆さまに何度も聞きました。「本当に僕でいいんですか？ 大丈夫ですか？」。令和3年度の法友倶楽部、運命共同体である皆さまと共に幹事長として舵を取らせていただきます。

幹事長を支えていただく副幹事長を紹介します。筆頭副幹事長の大役をお引き受けいただいたのは54期の井崎康孝先生で、法友倶楽部を背負って立つ逸材です。朴訥です。

続いて、庶務担当副幹事長は56期の尾島史賢先生、61期の宮部千晶先生、62期の一津屋香織先生、63期の増田力先生です。そして会計担当副幹事長は、65期の北口正幸先生です。次年度執行部には、女性2名に入っていました。両名ともにお子様が小さいため、夜の行事への参加は遠慮させていただきますが、そのような環境でも会派執行部が務まること、会派活動に積極的に参加できることを示していければよいと思います。

今年度に引き続き次年度も新型コロナウイルスに関連する様々な制約の下での活動にな

ります。従前から続く活動に加えて、延期となっている法友倶楽部創立90周年記念事業があります。いずれもなかなか通常どおりの開催とはいかないかもしれませんが、その時々々の状況を見ながらできるだけ開催する方向で検討したいと思います。また、他方で、コロナ禍であるからこそできることもあると思いますので、新しい企画にも積極的に取り組んでいきたいと思っています。いつの時代、どのような状況でも人と人とのつながり、交流が大切です。こんな状況のせい、そのことを特に強く感じます。文面だけでなく、その人の顔が見える、人柄が分かるからこそ、リスペクトが生まれ、同じ文面でも伝わり方が変わってきます。抽象的ですが、ソーシャルディスタンスを取りながら、心は「密」になるような企画を考えていきたいと思っています。もちろん、楽しい、ためになる、気軽に参加できる、という欲張りな企画です。皆さまにおかれても、要望、アイデア等ありましたら、どしどしお願いいたします。

また、政策集団である法友倶楽部ですから、法友倶楽部推薦の次年度副会長である中嶋勝規先生を支えていくことも重要です。中嶋先生も選挙公報等で問題意識を示していただいておりますが、大阪弁護士会には多岐にわたる問題が山積しており、中嶋先生におかれても大変なご苦勞をされると思います。法友倶楽部としては、中嶋先生に言うべきことを言い、時には中嶋先生を助け、さらに言うべきことは長時間・多数回にわたって言い続け、法友倶楽部が一枚岩となって、中嶋先生

を全力で支えていきたいと思っていますので、皆さまよろしくお願ひします。

次年度執行部としては、「楽しみながら」をモットーに一丸となって会派運営を進めて参る所存ですので、皆さまのご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

林幹事長を精一杯 お支えします

副幹事長 井崎 康孝 (54期)



令和3年度副幹事長を拝命した54期の井崎康孝です。平成25年に近藤行弘幹事長の下で庶務担当副幹事長を務めたことがありますが、今回は期の順では

筆頭になるようですので、一層気が引き締まる思いです。

弁護士になりたての頃、ベテランの先生から「弁護士は大体10年周期で転機が訪れる」と教わりました。私は今年でちょうど20年になります。10年前は、ジュニア部代表幹事を務めたうえ、事務所を開業しました。今年、筆頭副幹事長を仰せつかることとなりました。初めて勤務弁護士を迎えることとなりました。いま振り返ると、まさに教わったとおりだったと思います。そして、このように転機を迎えられたのも、法友倶楽部とともに自分を成長させてもらったお陰であるとおつくづく思います。あるいは逆に、法友から転機をいただいたお蔭で、自分が成長できたのかもしれない。

と偉そうなことを言いながらも、実は私は、ジュニア部時代の中頃は、法友の完全な

幽霊会員でした。参加したいという気持ちは常にどこかにあったと思うのですが、仕事をこなすので精一杯で、時間的にも体力的にも参加する余裕がほとんどありませんでした。その後、同期の中嶋勝規さんがジュニア部代表幹事に就任したころから徐々に法友復帰を果たしました。いま思えば、このときの復帰がなければ、いまとは全く異なる弁護士人生になっていたと思います。おそらく、今よりも、経験も、仕事の幅も、人間関係も、ずっと狭いものになっていたと思います。

今年度、林幹事長の下で微力ながらも尽くしたいのは、一重に、かつての私のように、何となく法友に参加したい気持ちはある、でもなかなかその時間や切っ掛けが持てないという方に、一人でも多く参加いただけるような機会を工夫して設けることです。月並みな目標かもしれませんが、長引くコロナの状況下で、改めてそう思います。

林幹事長は、「ソーシャルディスタンスを取りながら、心は『密』になるような企画」を目指しておられます。林幹事長らしい、明るく、温かい、素敵なスローガンだと思います。このような異常事態の下でも、いや、このような異常事態の下だからこそ、型にはまらない林幹事長のアイデアとリーダーシップを遺憾なく発揮してもらえるのではないかと、間近の立場ながらも期待しています。

そのような林幹事長を1年間精一杯お支えして頑張る所存ですので、よろしくお願ひ申し上げます。

実は初めてなんです……

副幹事長 尾島 史賢 (56期)



令和3年度林執行部の常幹に就任いたしました尾島史賢です。実は、常幹に就任するのは今回が初めてなんです。法友倶楽部内では

研修委員長や法曹交流委員長(2回)、その前に遡れば、ジュニア部代表幹事もやらせていただきましたが、常幹にはお声がかかりませんでした。しかし、今回、林裕之令和元年度大阪弁護士会元副会長よりご指名を受け、有難く拝命しました。私は、総会や行事にもそれなりに(?)顔を出させていただいていますので、法友倶楽部の先生方の顔は割と分かる方だと思っていたのですが、このコロナ禍で会員の先生方とお会いする機会が激減し、特に若手会員の顔と名前が一致しなくなってきています。私を見かけたら遠慮なく声を掛けてください(見た目ほど怖くはありません)。常幹としては、会派の存在意義や、会派における交流(親睦)の持ち方、会派内研修の必要性や内容、法曹交流の在り方など今だからこそ議論できることが多くあると思いますので、みなさんと議論を重ねていきたいと思っています。個人的には、会派内研修や法曹交流は最小限でよいのではないかと考えています。若手会員に対しては、会派内OJTの機会提供など会派だからこそできることがあると思います。法友倶楽部の会員で良かったと思っていただけるよう1年間林幹事長筆頭に中嶋副会長を支えて参りたいと思います。1年間よろしく願いいたします。

1年間よろしく願います

副幹事長 宮部 千晶 (61期)



この度、令和3年度の副幹事長を務めさせていただくことになりました61期の宮部千晶です。1年間よろしく願います。

昨年1月に独立しました。のんびりやっていこうと思っていたところに、緊急事態宣言が出て、なんやかんやで忙しくなり、去年は年末までバタバタとしていました。今年こそはゆっくりしたいと思っていた矢先に、副幹事長のお話をいただきました。夜の会合は無理だとお伝えしたところ、令和3年度もおそらく夜の会合はなく、あってもWEBでの開催となるだろうということでしたので、お引き受けすることにしました。一年間頑張ります。

とはいうものの、法友倶楽部の活動に参加するのは、久しぶりです。井崎先生がジュニア部の代表幹事をされていた際に会計を担当して、その後は、研修委員会に参加させていただいたこともありますが、ここ5年くらいはビアパーティーくらいしか参加できていません(すみません)。にもかかわらず、法友倶楽部の先生方とは親しくさせていただき、法友倶楽部への帰属意識は薄れることはありません。これからも法友倶楽部は私にとって心の拠り所です(やや盛ってます)。

4月からは、これまでの感謝を込めて、林幹事長のもとで頑張りたいと思います。

どうぞよろしく願います。

1年間よろしくお願ひ致します

副幹事長 一津屋香織 (62期)



この度、令和3年度の常任幹事を務めさせて頂くことになりました一津屋香織と申します。

今回林幹事長より幽霊会員代表のような私にお声がかかり、「何故私なんですか?」「私、何も務められないです」とやんわりと、いやある程度強く、お伝えしたのですが、林先生からの「モーマントイ!」の一言で私のような者が大役を務めさせていただくことになり、絶賛恐縮中です。

不安ではありますが、最近は仕事と子育てばかりで他の先生方との交流もほとんど持っていませんでしたので、これも1つのご縁だと思って、楽しく親睦を深めることが出来たらと思っています。

そして、林幹事長がおっしゃるとおり、家の事情等で夜の行事への参加を含め活動制限ある会員でも会派執行部が務まることを体現できるよう、昼の活動をメインとして、仕事や子育てとのバランスを見ながら、頼るところは「モーマントイ!」と豪語して下さった林幹事長に頼って、1年間常任幹事の先生方と共に中嶋副会長を支えていきたいとおもいます。

1年間どうぞ宜しくお願ひ致します。

楽しく活動するために

副幹事長 増田 力 (63期)



令和3年度常幹を拝命しました新63期の増田力です。登録初年、2年目は会派活動にも多く参加させていただいていましたが、その後

後は少し会派活動とは疎遠になっておりました。令和元年度に、ジュニア部の代表幹事をさせていただき、再び会派活動に参加するようになり、会派での触れ合いの楽しさを思い出すことが出来ました。

初年度のころ、法友倶楽部の多くの先生に支えられたお陰で、弁護士としての基本姿勢を学ぶことができ、昨年は登録から無事に10年を迎えることが出来ました。

会派活動は、楽しく、かつ、為になるものであって欲しいと考えていますし、そうしてもらえるような活動をしていきたいと思っています。

新入会員の方にも楽しく参加してもらえようような雰囲気づくりを心掛けたいと思いますので、是非、気軽に参加してもらえたらと思います。

林幹事長を支えつつ、会員の方々には、法友倶楽部は楽しいと思ってもらえるよう、活動していきたいと思っておりますので、1年間よろしくお願ひいたします。

1年間よろしく願い申し上げます

会計担当副幹事長 北口 正幸 (65期)



令和3年度会計担当副幹事長を拝命しました65期の北口正幸と申します。ジュニア部から「会計士だから会計担当ね」という安易な理由で送り出されました（私は、弁護士になる前、公認会計士をしておりました。しかし、弁護士開業以来もう8年ほど、会計や監査の実務からはすっかり遠ざかり、会計士としてはほぼポンコツなのですが、それは、ここだけの話ということで……）。

私は、即独しましたので、開業当初はまわりに相談できる先輩や同期がおらず、法友倶

楽部の皆様には大変お世話になりました。私が弁護士としてなんとか生き残れているのも法友倶楽部のおかげです。ですので、今年一年は、恩返しのつもりで務めさせていただきますと思っております。

とはいえ、私も最近では法友倶楽部の活動にもあまり参加できておらず、常幹が何をやる人か全然わかりませんので、抱負などといった大それたものは全くございません。林幹事長以下、他の常幹の先生方の後について行くのみでございます。ただし、担当の会計については、会員の皆様に一片の疑念も抱かせぬよう、公認会計士の資格に賭けても確実に務めさせていただく所存です。

会員の皆様には、色々とお世話になることが多いと存じますが、とりあえず、会費の期限内納入にご協力をいただけますれば、大変助かります。どうぞ1年間よろしく願い申し上げます。

オートクラインって何？ 編集委員 辻村 幸宏

認定プロフェッショナルコーチの資格を持つ私から、コーチングの用語である「オートクライン」についてお話しします。

もともとは医学用語で、ある細胞Aが情報を発信して別の細胞Bの受容器がこれを受け取ることを「パラクライン」、ある細胞Aが情報を発信しつつ自ら受容器を出して自ら受け取ることを「オートクライン」というのですが、このようなことはコミュニケーションの世界でも起こります。事務所で事件処理についてヒントを得ようとしてボスや先輩に事案の説明と質問をしている最中に、自分では見えていなかった答えが見つかるようなこと

がありませんか？（そんなとき、あ、もう結構です、と言って現場を去りたい衝動に駆られても我慢しましょう）こういう現象がオートクラインです。

人は、自分の考えや情報を内に持っているだけでは認識できず、気づきを得るためには話す相手が必要だ、ということです。そして、この事実は、話すことと同じくらい、「聞く」という行為がいかに重要であるかを気づかせてくれます。

若手は事件について、事務所内でどんどん話し、先輩方はどんどん聞いてあげましょう。ちょっと手間かもしれませんが、そうした営為が事務所の力を上げていく原動力になるのです。

令和3年度ジュニア部代表幹事 就任のご挨拶

門林 俊夫(65期) 永井誠一郎(66期)



門林俊夫



永井誠一郎

1 はじめに

令和3年度のジュニア部代表幹事を務めさせていただくことになりました門林俊夫と永井誠一郎と申します。令和2年初旬からの新型コロナウイルス感染拡大が終息しない状況下にあります。会計幹事を担当してくれる松永卓也さん(72期)と共に、コロナ禍の閉塞感を解消する一助となるよう、ジュニア部の活動を盛り上げていきたいと思っています。

2 ジュニア部の活動について

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大により社会全体が活動自粛を求められる事態となり、ジュニア部でも例年通りの行事が開催できない状況が続きました。そのため、昨年度以前からの積み残しがあり、62期と63期の先生方の追いコンも未だ開催できておらず、ジュニア部旅行も2年連続で中止となっています。

新型コロナウイルスの感染拡大が今年度中に急激に改善するとは思えませんので、これまで2月か3月に実施していた追いコンやジュニア部旅行を暖かい時期に変更するなど、恒例行事の実施時期を見直す決断をする必要があるかもしれません。追いコンについては、前年度の代表幹事とも相談しながら、今年度中の開催を模索したいと思います。

活動内容に限られる中で、特に重視したいのは1年目の新入会員や昨年会派活動に参加することができなかった2年目の方に何かしらコミットしてもらえよう企画を立ち上

げることです。せっかく法友倶楽部に入会してくれたにもかかわらず、活動に参加する機会もないまま過ごさせるわけにはいきません。期の近い先輩や同期に悩みを聞いてもらったり、交流を楽しむ場としてジュニア部が非常に役立つことをできるだけ早く体感してもらいたいと思います。

ジュニア部の中には、ゴルフ部もあります。法友倶楽部は会派対抗若手ゴルフ大会4連覇中と全盛期を迎えています。11月の本番に向けて春頃から月1回程度、練習ラウンドを開催しています。屋外スポーツなので、昨年度も定期的に練習会を開催できました。これが実に気楽で参加しやすい雰囲気、初心者も大歓迎です。どれだけスコアを叩いたり、迷惑をかけても怒るような人はいません。車がなくても優しい先輩がゴルフ場まで連れていってくれます。ゴルフに少しでも興味がある方はいつでもご連絡ください。

3 最後に

新型コロナウイルス感染拡大の影響はしばらく続くことが予想されますので、ジュニア部の活動も、ソーシャルディスタンスを確保できるものやリモート(オンライン)で参加できるものなど、その方法や内容を模索する必要がありますと考えています。ジュニア部の皆さんの知恵を借りながら、コロナ禍でも楽しめるジュニア部を目指したいと思いますので、ご指導・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

コロナ禍の下でも開催 先進者顕彰会

(2021年1月5日)

2020年度 法友倶楽部幹事長 大 橋 さゆり (51期)

通常ならば、例年1月5日は、会館2階ホール全体を使い、「先進者顕彰会」と、続いて「新年祝賀会・先進者顕彰会祝賀会」が開かれます。

豪華なENのお料理とお酒を手に、賑やかに挨拶を交わし談笑の時を過ごす、「新年祝賀会」。

……ところが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大の時勢に鑑み、祝宴は差し控ざるを得ないことになりました。

しかし、川下清会長は、「先進者顕彰会だけは、先輩のためにどうしても開催したい」と熱い思いを貫かれ、こちらは開催の運びとなりました。

「先進者顕彰会」とは？

大阪弁護士会顕彰規則1条に定めるところにより、以下の要件を満たす会員の方が、毎年、先進者として会長から表彰を受けられ、記念品を贈呈されます。

「弁護士である会員（以下「会員」という）であって、表彰する年度の十二月末日現在、弁護士、裁判官又は検察官にあった期間が通算して四十年に達し、かつ、二十年以上本会の会員である者」

今年度は、概ね32期の方々が該当会員でありまして、総勢40名の方が被顕彰会員でいらっしゃいました。法友倶楽部では、小松陽一郎会員、橋本頼裕会員、松尾敬一会員、そし

て森英子会員の4名の皆さまです。

今年度の「先進者顕彰会」

今年度は、オンラインは利用せず、会場のみでの開催となりました。

会場へお越しになるのを躊躇された方々もおられたと思われ、ご参加は14名に留まりました。

そして会場参加を認められたのも、各会派代表の幹事長のみでした。

今年度執行部と、各会派幹事長と、14名の被顕彰会員の方々。

なるべく短い時間での切り上げにも配慮され、終了と共に皆さま早々に退出なさいましたので、実は法友でご出席の橋本先生、森先生との記念写真を撮る暇もありませんでした。

大事な顕彰の機会への参加ですから、私は訪問着を着用して華を添えようと気合いを入れましたが、その証拠写真もありません。

法曹経験40年、大阪弁護士会在会20年という貴重な節目を迎えていただいた先輩の皆さま方に、会の代表の一人の役をいただき、拍手をお送りし、横瀧洋会員の軽妙な答辞をお聞きできたことは、私にとっても忘れがたい記憶となりました。

謹んでご報告申し上げます。

若手会会派対抗ゴルフ、 四連覇しました。

東 達也 (63期)

令和2年11月28日(土曜)、オリムピックゴルフ倶楽部で、若手会の会派対抗ゴルフが開催されました。

法友倶楽部ジュニア部では、若手会対抗ゴルフでの優勝を目標に、若手会ゴルフ部を立ち上げ、これまで三連覇を果たしてきました。今回も、なんとか優勝を勝ち取ることができ、四連覇達成となりました。

今回が最後の参加となりましたので、私から優勝報告をさせていただきます。

今回の最大の問題は、なんといっても、新型コロナウイルスにあったと思います。

例年、若手会ゴルフ部では、年明けから年末の若手会対抗ゴルフに向けて、毎月、練習ラウンドを行っていました。

ところが、昨年は、2月3月頃から新型コロナウイルスが猛威を振るい、4月には緊急事態宣言が発出され、ありとあらゆるものが停止し、予定されていたゴルフ等はすべてキャンセルとなりました。毎年5月に開催されていた各期対抗ゴルフコンペも中止となりました。

6月頃には、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてきたため、このまま状況が良くなるのではないかと考えていた矢先、7月頃には、再び、感染者数が急増する第2波が到来しました。

各期対抗ゴルフコンペが中止となり、その他会派のゴルフコンペ等も軒並み中止となっ

ていましたので、今年度の会派対抗ゴルフも中止した方が良くはないか、仮に開催したとしても、参加者がほとんどいないのではないかと懸念が生じました。

ところが他会派の若手会とも調整した結果、万全の新型コロナウイルス感染予防の対策を行ったうえで開催することが決定されました。

私が、このような段取りをしたように書いていますが、そうではなく、他会派との調整や、ゴルフコースの選定・運営については、すべて後輩である都裕記先生が中心となって行ってくれました。本来は、今年度が若手会の最終年ですので、私が行うべきだったのですが、全くもって、任せきりになっており、本当に、不甲斐ない先輩で申し訳ない。この場を借りて、ありがとう！今年度、開催することができたのは、都先生をはじめとした後輩の皆様のおかげです。

さて、いざ、開催することとなり、ゴルフコースもオリムピックゴルフ倶楽部と決まりました。また今回は、来場時の受付は行わない、一緒にラウンドする組以外の者との接触は極力避ける、ラウンド後の会食、順位発表等は行わないこととし(私は関わってなかったので、「行わないこととした」そうです……)、参加者は、自身のスタート時間までにゴルフ場に来て、ゴルフをし、終われば、すぐに帰るということが徹底されるようにな

りました。

このような状況の中でしたが、当初、私が懸念していたようなことは無く、法友倶楽部から14人、一水会から9人、法曹公正会から8人、法曹同志会から4人、春秋会から5人、友新会から5人の合計45人もの参加者が集まりました。参加者が多く集まり、無事に開催できたことは本当に良かったと思います。

厳戒態勢の中、ラウンドが始まりました。私は、若手会最終年ということもあってか、最終組で、同期3人とラウンドすることになりました。

気合が入っていなかったわけではないですが、スタート前の集まりもなく、ただゴルフ場に来て、気の知れた同期とラウンドする状態でしたので、ただただ、楽しかったという感想です。本当は、もっとスコアにこだわらないといけなかったと思うのですが、それでも、なんとか92でまとめることができたので、最低限の仕事はできたかなと思います。

というのは、法友若手会ゴルフ部は、部として成長しており、エースである片岸先生、急成長を遂げている都先生、ロングヒッターの山内先生、安定したゴルフで期待に応えてくれる女性陣3人（天井先生、高尾先生、東井先生）など、紹介しだすとキリがない有能なメンバーで構成されており、さらに新鋭のゴルファーが、どんどん育ってきています。このような、みんなの力があれば、当然、優勝できると思っていました。

ラウンドが終わって、早々に帰ろうとしたところ、法友のメンバーと会い、あまりスコアが良くなかったなどという話を聞きました。また他会派の中に、前半39や41の人がいるなどという話も聞きました。

ただ、ゴルフは、プロでも毎回、同じスコアを出すことができるわけではなく、その日

の調子で上下するものですので、前半が良くても、後半が良いとは限らないこと、また会派対抗は上位4名のグロス合計（本来は上位5名ですが、同志会が4名参加のため、上位4名となりました）という団体戦ですので、総合力で勝る法友が負けることはないと感じていました。

ラウンド後の会食・順位発表が無かったため、結果は、LINEで法友メンバーに知らされました。結果は、見事、優勝！ 四連覇達成となりました。個人的にも、法友内で2位の成績でしたので、最終年も、優勝に貢献することができて良かったと思います。

ただ結果の詳細を見てみると、準優勝の一水会は合計373であり、法友は366でした。その差は、わずか7打。過去三連覇での成績を見てみると、20打差、24打差、17打差ですので、他会派が、これ以上、法友の優勝を許すことはできないと、本腰を入れてきたことが分かります。

今後、五連覇、六連覇していくことは容易ではないと思いますが、法友若手会ゴルフ部の結束力は、他会派の若手会には無い最大の武器だと思いますので、今後も、みんなで切磋琢磨して成長していくこと間違いなしと思います。

新型コロナウイルスの影響で次回の若手会会派対抗ゴルフの開催がどのようになるか分かりませんが、開催となれば、法友のメンバーは、必ず活躍すると確信しておりますので、頑張ってください。

最後に、これまで法友若手会ゴルフ部のメンバーの皆様とゴルフできたこと、大変、感謝しております。ありがとうございました。

冬季総会のご報告

令和2年度 法友倶楽部副幹事長 谷岡 茉耶 (64期)

令和2年12月22日13時30分より、大阪弁護士会館2階ホールにて、令和2年度冬季総会が開催されました。コロナ禍のため会場出席とウェブ出席を併用し、会場出席30名、ウェブ出席49名の、合計79名の会員にご出席いただきました。また、例年は式典の部と懇親の部がございますが、今年度は、やむなく懇親の部は実施しないことにいたしました。



審議事項として、次年度の大阪弁護士会副会長候補者として中嶋勝規会員を推せんし、選挙対策本部長として福原哲晃会員を選出すること、次年度法友倶楽部幹事長として林裕之会員を選出することが付議され、満場一致で承認されました。続けて、次年度法友倶楽部幹事の選出を令和3年度の常任幹事会に一任することについて承認がなされました。また、林裕之会員から、令和3年度政策承認の件について議案説明があり、それに対して、原案に弁護士業務改革を加えるべきとの意見が出されました。出席会員の過半数の賛成により同議案は承認されたものの、上記ご意見を踏まえ、同議案は政策部会において再検討することになりました。最後に、推せん委員会に関する細則3条1項改正の件について、大橋さゆり幹事長より議案説明があり、満場一致で承認されました。

報告事項として、大橋さゆり幹事長より、



第9回定例幹事会において令和2年度法友倶楽部調査委員会設置要綱(案)を承認する決議がなされたとの報告がありました。

林会員からは次年度常任幹事の先生方をご紹介いただき、会場出席をされていた次年度就任予定の井崎康孝会員、北口正幸会員よりご挨拶をいただきました。また、小坂谷聡副幹事長より新入会員の紹介がありました。続けて、竹岡富美男会員より中嶋勝規会員への激励のお言葉があり、弁護士業務改革を政策に加えるべきとのご意見もいただきました。

最後に、若林正伸会員により閉会の辞が述べられました。

上記のとおり、コロナ禍で会場出席、ウェブ出席の併用になりましたが、結果



として多くの方に出席いただき、冬季総会で行うべき審議を滞りなく行うことが出来ました。これもひとえにご出席いただいた会員の皆様のおかげかと存じます。ありがとうございました。

副会長当選祝賀会兼新年会

令和2年度 法友倶楽部副幹事長 天井友香 (67期)

令和3年1月15日、弁護士会館地下1階『EN』のリアル会場とZoomとを併用する形式で、法友倶楽部主催の副会長当選祝賀会及び新年会を開催いたしました。

当日は次年度副会長立候補期間最終日でありましたが、無事に無投票で法友倶楽部推薦の中嶋勝規先生(54期)の次年度副会長当選が確定いたしました。

例年であれば、飲めや歌えやの大宴会(?)となるはずですが、今年度は、開催日の直前に大阪府にも緊急事態宣言が発令されたことから、直前まで開催方法について検討し、リアル出席は最低限の人数に抑え、飲食はなし、他の先生方にはwebでご参加いただく形式をとることとなりました。本来であれば多くの先生方にリアルでご参加いただきたかったところでしたが苦渋の決断でした。楽しみにしていただいていた先生方、申し訳ありませんでした。

初めに大橋幹事長よりご挨拶いただき、別会場での記者会見に出席されている中嶋先生ご到着までの間、推薦人の先生方を始めご参加いただいた先生方からご挨拶や中嶋先生とのエピソードなどをご披露いただきました。



19時すぎいよいよ中嶋先生がご到着され、副会長当選のご挨拶をいただき、次年度副会長の中ではもっとも年齢も期も下であるが、それに臆せずしっかりと会長を支えていきたいと心強いお言葉と次年度への抱負を語っていただき、リアル会場、webともに中嶋先生への応援ムードはさらに高まりました。

19時20分ころには、一水会の金井美智子幹事長のご案内のもと、田中宏次年度会長、久保井聡明次年度副会長にもご参加いただき、次年度執行部への熱い意気込みを語っていただきました。

会場内の次年度執行部の先生方への応援ムード冷めやらぬうちに、大変名残惜しくありましたが、19時半をもって終了いたしました。

最後になりましたが、中嶋先生、改めて副会長当選おめでとうございます！ 中嶋先生は私たち法友倶楽部の後輩にとってとても頼れるお兄さんです。そのリーダーシップを発揮され、次年度執行部で大いに活躍されることを期待しております。次年度会長・副会長の先生方のご健勝・ご活躍を心より祈念しております!!

令和2年度

法友倶楽部内委員会活動報告

広報委員会の活動報告

満村 和宏 (41期)



昨年度は、会誌の発行回数を減らすことと、簡易版を発行すること並びにポータルサイトの立ち上げの可否を検討しました。

本年度は、これらの検討結果を具体化することが求められました。発行回数と簡易版については、コロナ感染症の拡大の影響を受けて、あらゆる行事の開催の見直しが行われた結果、そもそも掲載するコンテンツが揃わないという状況となったため、やむを得ず簡易版を発行することとなりました。名称は「法友かわらばん」に決まりました。8月と11月に発行しました。結果的に、速報性が確認出来たし、記事を絞ったことで読みやすくなったのではないかと自負しています。

ポータルサイトについては、幹事長の諮問を受けて、広報の枠を超えて、会派情報の提供を中心に、会員名簿を利用して会員自身の情報提供ページにすることを含め、ホームページとして立ち上げることを検討することになりました。これは、90周年事業の一環とし

での位置付けもあるので、90周年記念事業実行委員会の記念誌アルバム部会と合同でPTを立ちあげて検討を進めてきました。具体的に立ちあげるまでには、もう少し検討を加える必要がありますが、紙ベースの広報から、インターネットを利用した情報提供に移行するための序開きになるのではないかと思います。

最後の仕事は、3月に発行する本誌です。「政策・われわれが当面する課題」、「中嶋次年度大阪弁護士会副会長応援特集」を中心に、充実した記事を提供することが出来ていることを祈念して、活動報告とさせていただきます。

追伸 広報委員会の皆さんには、今年も大変活躍して頂きました。心より感謝申し上げます。



企画委員会活動報告

土谷 喜輝 (46期)



年度によっては、企画委員会主催でシンポジウムを行うこともありますが、今年度は90周年記念行事が予定されていたことから（コロナ禍のため

残念ながら開催できませんでしたが）、シンポジウム等、委員の負担になるようなことは行わないようにしていました。今年度、企画委員会で行ったのは、ウェブシステムを活用した会議に関する意見書の提出ですので、以下、その概要を説明します。

1 執行部からの諮問

執行部からは、コロナ対策という一時的な理由ではなく、家事・育児や介護をしながらの参加、あるいは郊外の事務所からの参加のためにも必要性があるとの理由から、「ウェブシステムを利用した会議の運営に必要となる、物的・技術的な又は規則上の改善策」について諮問を受けました。

2 委員会での議論

ウェブ会議で企画委員会を3回開催し、またメーリングリストでも意見を募り、活発な議論をしていただきました。

法友倶楽部の各種会議について、ウェブ会議との併用を積極的に行っていくべきという意見は一致していましたが、総会において「10名以下の無記名不完全連記投票により選出する」（推せん委員会に関する細則3条1項）こととされている推せん委員の選任手続

をどうするかということについて、様々な意見が出されました。この点、推せん委員会の形骸化や全会員の意見を反映して候補予定者を選任すべきなどという理由から、推せん委員会を廃止すべきという意見も多く出されました。しかし、今回の意見書では、仮に推せん委員会を廃止する場合の候補者の選任方法を提案するに留め、推せん委員会を維持する前提で意見書を提出しました

3 細則から「無記名」を削除

企画委員会からは、推せん委員会に関する細則3条1項に定められている「無記名」という文言を削除するという細則改正の意見を出しました。

細則から「無記名」を削除したのは、ウェブ会議を併用し、かつ二重投票を防止しようとする完全な無記名投票を維持するのは、費用をかけて業者に依頼するなどしない限り困難なためです。細則から「無記名」を削除しても、総会のウェブ参加者による投票をメールで受ける担当者（二重投票のチェック）と開票作業をする担当者を分けることで誰に投票したかを特定されないようにすることは可能と考えられます。また、会場参加者の投票方法は従前どおり無記名投票を維持することも可能です。

4 今後の課題

総会不参加者も含めて事前投票制を導入することも検討されましたが、執行部に過度の負担を強いることになることから消極的な意見としました。今後、執行部の負担を増やさず、幅広い会員が投票に参加できるような制度の構築が検討されることを望みます。

法曹交流委員会活動報告

山崎 道雄 (60期)



をえず、その代わり、若手会員のサポートの検討に注力しました。

2 法友倶楽部では、若手会員をサポートする制度として、例年、法友倶楽部OJT制度を実施しています。これは、法友倶楽部内でチューター（親会会員）と受講者（若手会員）をマッチングし、会派内で弁護士業務のOJTを実現しようという試みであり、特に若手にとっては、業務拡大やスキルアップにつながる非常に有意義な制度です。

今年度は、あらためて法友倶楽部OJT制度の実施要綱を見直し、より利用しやすい制度となるように工夫を凝らし、メンバーリストを通じて運用開始の告知を行いました。

しかし、若手からのOJT希望は1件に留まり、また、当該1件についても、専門案件であったためチューターとのマッチングが実現できませんでした。

3 若手からのマッチング希望が少なかった要因としては、コロナ禍で、会員間で対面の交流をする機会が減ったこともあって、告知が不十分であった点が挙げられます。また、登録してすぐに独立したような若手

でない限りOJTの需要は低いのではないかという意見やOJTは若手に負担が強いのではないかという意見もありました。

そこで、種々の検討の結果、簡単な疑問点でも気軽に相談できたり、若手が直面している事件について若手から共同受任を依頼できるシステムを構築することも重要なのではないかとの結論に至り、今年度は、法友倶楽部OJT制度を補完するものとして、「若手会員サポート制度」を創設し、令和3年2月1日から運用を開始しました。

同制度は、若手会員において、親会会員から選任されたサポート担当に対し、担当事件に関する質問（初歩的なものを含む）や共同受任の要請を行うことができるという制度です。離婚・交通事故・債務整理等といった具合に分野ごとにサポート担当がいますので、若手会員は、事案毎に専門的知識のあるサポート担当の助力を得ることができます。

4 今後は、法友倶楽部OJT制度と共に若手会員サポート制度の告知にも注力し、次年度の法曹交流委員会にも同制度の維持と活性化の意義を引き継いでいきたいと考えております。

親睦委員会活動報告

井崎 康孝 (54期)



今年度の親睦委員会では、コロナに翻弄されながらも、委員で知恵を出し合いながら、以下の親睦行事を実施しました。

1 web親睦会 (6月4日)

コロナ下でもできそうな親睦行事として、まずは手っ取り早く、Zoomのミーティングを使った「web親睦会」を実施しました。参加場所(事務所、自宅等)は自由、途中参加・退席も自由としたところ、総勢30名以上、常時10数名の方に参加いただきました。

当時は緊急事態宣言が明けた直後ということもあり、各自が事務所の運営をどうしていたのか、家庭でどう過ごしていたのか、助成金は申請したか等、貴重な意見交換の場となりました。

2 早押しクイズ大会 (8月26日)

Zoomのミーティングで繋がりながら、「みんなで早押しクイズ」(通称:みんなはや)というスマートフォンアプリ(無料)でクイズの点数を競うという、「早押しクイズ大会」を実施しました。ご家族や事務職員も参加可能とし、20数名に参加いただきました。

Zoom+スマホ+アプリというややデジタルリテラシーが求められる参加条件もあってか、参加人数が予想したほど伸びなかったのは残念でしたが、実際に参加された皆さんからは、とても楽しかったと大好評をいただきました。

実施に当たり、委員には分かりやすいアプリの説明資料等も作っていただきましたので、もし次年度以降もコロナが続くようであれば、親睦行事の選択肢の1つとして引き継いでいただければ幸いです。

3 HGC (11月7日)

春は緊急事態宣言があり、夏は第二波に加え、マスクをしながらのプレーは熱中症の危険もあるため、ゴルフは見合わせていました。しかし、9月には第二波が収束し始め、やるなら今しかない!ということで、11月7日にHGCを実施しました。積極的な勧誘は控えましたが、それでも12名の方に参加いただきました。

いま振り返れば、このときが束の間のコロナの谷間でしたので、秋晴れの空の下で久しぶりのHGCを楽しめたのは幸運でした。

4 その他

令和3年2月5日にスケート教室を、同月11日からは他会派と合同でスキー旅行をそれぞれ予定していたのですが、残念ながら二度目の緊急事態宣言の影響でスケートは中止、スキーも法友倶楽部からは大部分の方がキャンセルされました。

次年度はコロナが収束し、充実した親睦活動を再開できることを心から祈念しています。

研修委員会活動報告

木村 尚巧 (55期)



本年度は、新型コロナウイルスの影響により、研修委員会自体も、すべてWEB会議の方式で実施しました。また、講師をお招きしてリアル研修

を実施することが困難でしたので、研修もWEB会議の方式で実施するという異例の事態になりました。

本年度の第1回研修は、令和2年5月22日に「新型コロナウイルス感染症に関する国の諸施策について」と題し、税理士の高田陸央先生にお話をいただきました。

新型コロナウイルス感染症による企業への影響を緩和するため、雇用調整助成金、持続化給付金、税制等について、国が様々な施策を打ち出していました。当初、それらの情報が整理できていない状況でした。そのような中で、国の諸施策について講師の先生から説明を受けることができ、大変有意義でした。

なお、本研修は、13時～14時という時間帯で設定しました。従来であれば、18時頃から弁護士会で集まってということでしたが、WEB会議であれば、お昼ごはんを食べた直後あたりが参加しやすいのではないかと（場合によってはお弁当を食べながら参加することもできるのではないかと）、ということで設定した時間帯でしたが、多くの方にご参加いただくことができました。

次に、第2回研修は、令和2年8月3日に「民事訴訟手続のIT化」と題し、62期の清水諒先生からお話をいただきました。

ご承知のとおり、裁判所がMicrosoft TeamsによるWEB会議を進めており、弁護士もこれに対応していく必要があります。民事訴訟手続のIT化の現在地、今後の流れ、IT化した場合の問題点等について、清水先生から詳しく、かつ分かりやすくご説明いただくことができました。

なお、本稿作成時点では、第3回研修が未実施ですが、法律事務所におけるIT化の実践について、座談会形式で実施する予定にしております。どのような便利なツールがあるか、弁護士業務にどのように活かせるか、といった点について、会員のレベルアップが図ることができればと考えております。

本年度はWEB研修だけでしたが、WEB研修であれば、講師に大阪に来てもらう必要がありませんので、講師の幅を広げることも可能ですし、また、日中の時間帯に研修を実施することも比較的容易です。次年度以降も、リアル研修とWEB研修の長所、短所を見据えながら、会員に役立つ研修企画を立てただけだと幸いです。

ジュニア部報告

— 変動する時代のジュニア部活動 —

松木俊明 (64期)

1. はじめに

本年度のジュニア部は、他の委員会や集まり等と同じく、新型コロナウイルス禍とともにあった一年でした。そのため、オフライン（対面）での例会を実施することが叶いませんでした。もっとも、オンライン会議システムの「Zoom」を利用した例会と会派対抗若手ゴルフコンペを開催することができましたので以下、御報告致します。

2. ジュニア部例会

(1) 4月例会

2020年度（令和2年度）第1回目となる4月例会はオンラインでの開催となりました。規約に基づき、65期より琴太一会員、64期より私こと松木俊明が代表幹事に選任されました。また、代表幹事の指名により、71期の岡村亜衣子会員をジュニア部会計として指名しました。

その後、企画案を出してもらうとともに、2020年度ジュニア部の活動方針として、「固定概念や常識等のしがらみを前提とした「できること」を探すのではなく、「やりたいこと」から考えて選択可能性を拡げるようにする。そして、各活動を通じて、いろんな場面で助け合い、語り合うことができる仲間を見つけることができる場にしていきたい」と説

明させていただきました。

(2) オンライン飲み会（6月）

4月例会での親睦・勉強企画の案をいただいたのですが、ご記憶の通り新型コロナウイルス感染拡大が収まらない状況下でしたので、オンラインでの交流企画を行いました。いわゆる「オンライン飲み会」です。オフィシャルなジュニア部例会でオンライン飲み会を開催するのは法友史上初ではないでしょうか。

画面越しにはよく見知った顔が写ります。スタート直後はオフライン（対面）にはない違和感がありましたが、すぐになれてきて話が弾んできました。

普段であれば子供がいるので夜の例会に参加できないという会員もオンラインでの企画なので参加できるという気づきもありました。

(3) 副会長候補の意見を聞く会（8月）

8月の例会では、2021年度（令和3年度）の副会長推せん候補者であられる中嶋勝規先生にお越しいただきました。こちらもオンラインでの開催となりました。

中嶋先生にざっくばらんにお話をいただき、中嶋先生の人柄と弁護士としての矜持に触れることができました。その上で、副会長になられた暁には、中嶋先生のシャープな切り口と馬力をもって、若手の意見を会務に反

映していただきたいこと、また、その前提として若手の意見を聞くために宴席を設けていただくことを強くお願いした次第です。

(4) パラアスリートに学ぶ会 (12月)

12月には、64期の田中章弘会員のご紹介で、パラアスリートとして東京パラリンピックに水泳での出場を目指して活動されている久保大樹選手を講師としてお招きしました。

こちらも残念ながらオンラインでの開催となりましたが、久保選手がもたれている、競技や生き方に関しての熱い想いが、画面越しでもしっかり伝わってきました。

(5) ジュニア部相談会 (2月)

年が明けての2021年2月には、主に新型コロナウイルス禍に弁護士登録された72期、73期の会員向けにジュニア部相談会を実施しました。緊急事態宣言下でつながりを作りにくくなっていることをどうにかしようと代表幹事、会計担当、2020年度法友倶楽部常幹のジュニア部所属メンバーと相談して実施を決定しました。

相談会では、参加者の皆さんの趣味から日常業務の悩み、他の人とは違った専門分野の作り方などの幅広い話題になりました。

新入会員の方向けの会の予定でしたが、終わってみると私自身学びの多い会となりました。

3. 会派対抗若手ゴルフコンペ

11月には会派対抗若手ゴルフコンペが開催されました。2019年度優勝会派である我々法友倶楽部が幹事会派として取り仕切りをすることになりました。

新型コロナウイルス禍のため、開催直前まで、開催してよいのか、開催するとしてどの

ような方式で開催することができるか等、各会派若手会代表と何度も議論を重ねました。

その結果、63期の里村会員、65期の山田会員、70期の東井会員、71期の都会員が中心となり、開催までこぎ着けることができました。その結果、我々法友倶楽部が見事優勝会派となりました。

4. 中止又は延期となった行事

他方で、2019年度から延期になっていた62期の先生方の追い出しコンパ、2021年3月に予定していた63期の先生方の追い出しコンパ、3月までに開催を予定していたジュニア旅行については延期となりました。

また、当初、2021年1月頃に開催を計画していた会派対抗親睦企画については中止となりました。

延期となっている行事については、次年度代表幹事にしっかり引き継ぐとともに、早期実施に向けて協力体制を取っていきます。

5. 次年度での関わりについて

このように、2020年度(令和2年度)は、冒頭で掲げた「やりたいこと」を思う存分はやれない年でした。しかし、「やりたいこと」で実現できたものもありました。例えば、オンラインでの各種企画、相談会、会派内部活動の新設などです。会派内部活動は既存のゴルフ部に加え、音楽部、アウトドア部が新設されました。

次年度の代表幹事の方には厳しい情勢の中ジュニア部を引っ張ってってもらうこととなります。ですが、是非引き続き「やりたいこと」を実現してもらいたいと思いますし、今年1年間思う存分活動できず溜まっているエネルギーを持って余していますので、しっかりサポートしていきたいと思います。

6. 総括

今年一年は全世界が未曾有の事態でした。代表幹事としての役割や、弁護士業務でも悩むことも多く、助けが必要なときもありました。そんな中、代表幹事の琴会員、会計担当の岡村会員、常幹のジュニアメンバーの田中会員、谷岡会員、天井会員、高尾会員をはじめ、会派で知り合った多くの仲間を支えてもらい、この一年を乗り切ることができました。

私自身は会派内で人生における大切な仲間ができました。ジュニア部の皆さんにおかれましては、次年度のジュニア部の活動に是非積極的に参加していただき、かけがえのない人生の仲間を作っていただければと思います。

最後になりましたが、親会の諸先輩方におかれましては、ジュニア部の活動に深い御理解と多大なるご支援をいただき、誠に有り難うございました。



花の会スピンオフ企画 「歩いてきた道を聞く」

松田 さとみ (59期)

新型コロナウイルス感染拡大の影響でなかなか会員が集まる機会をもつことが難しい今年度、花の会では大橋さゆり幹事長の呼びかけにより、12時～13時30分のランチタイムにZoomを利用したオンラインにて「歩いてきた道を聞く」と題し、女性会員にこれまで歩んできた道をざっくばらんに語っていただくイベントを開催しました。

第1弾 令和2年11月19日開催

大橋幹事長がインタビュアーとなって末永京子会員（50期）に大阪で弁護士登録をした理由や独立した経緯から現在に至るまでを語っていただきました。

第2弾 令和3年1月25日開催

小林邦子会員と尹英和会員（いずれも44期）にそれぞれ事務所から独立した経緯、注力してきた分野やヒヤリハット経験談などを同期ならではの息の合った掛け合いで語っていただきました。

いずれの回も参加者は50期代から70期代の会員10名前後でしたので、まさに先輩方が歩んできた道をざっくばらんに伺う内容となりました。弁護士になってよかったとしみじみ感じる話、そんなこともあるのだと驚かされる話、心にぐさっと突き刺さる話、私も一刻も早く対応しなければ……とドキッとさせられる話など貴重なお話を伺うことができました。

入会しました～よろしくお願ひします～



きったか かずよし
橘高 和芳 (52期)

たちばな総合法律事務所

生年月日 昭和49年8月30日
出身地 大阪府吹田市
出身高校 洛星高校
出身大学 京都大学
出身大学院 なし
職歴 弁護士、任期付公務員（国税不服審判所）
趣味・スポーツ 寺社巡り

法友倶楽部のみなさま。お久しぶりの方も、初めての方も、よろしくお願ひします。

平成12年から平成21年ころまで法友倶楽部にお世話になっていたのですが、当時在籍していた弁護士法人みおの京都支店開設に伴って京都へ登録替えした際に退会しました（きちんと退会手続をした記憶がなく、当時の執行部の先生にはご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした）。その後、京都で3年間、任期付公務員として3年の奉職を経て、平成27年に大阪へ登録替えをしました。

本来であれば、大阪登録替えと同時に法友倶楽部に入会申請をするべきところでしたが、出戻りの気後れもあって入会申請する勇気が出なかったところ、税務顧問先の新年会で、同社の法律顧問である53期の林裕之先生と再会し、入会の道を作ってくださいました。ありがとうございます。また、入会を認めていただいた大橋幹事長をはじめとする執行部の皆様にも御礼を申し上げます。

まだまだ至らない点が多々ありますが、今後ともよろしくお願ひします。



まつ おこうたろう
松尾耕太郎 (60期)

F & J法律事務所

出身地 大阪
出身大学 同志社大学
趣味・スポーツ 旅行

はじめまして、法友倶楽部の皆様。この度法友倶楽部に入会させていただくこととなりました60期の松尾です。

私は、修習を終えてから、東京の法律事務所10年余り勤務してきました。

いずれは、出身地である大阪で弁護士業を行いたいと考えておりましたので、大阪弁護士会に登録替えし、大阪で弁護士業務を行うこととなりました。

その後、昨年の5月から現在の勤務事務所であるF & J法律事務所勤務することとなり、法友倶楽部に入会させていただくこととなりました。

もっとも、入会したのがコロナ禍で、法友倶楽部の方々と実際にお会いして、お話しする機会がなかなか無く残念には感じています。今後は、機会がありましたら、いろいろと参加をしたいと考えておりますので、その際はよろしくお願ひ致します。

大阪での弁護士業はまだまだこれからですので、今後とも、よろしくお願ひ申し上げます。

入会しました～よろしくお願ひします～



まつうら ひろあき
松浦 宏彰 (64期)

都島法律事務所

生年月日 1983年7月12日
出身地 兵庫県
出身大学 関西学院大学
出身大学院 関西学院大学法科大学院
趣味・スポーツ テニス

法友倶楽部の皆様、この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました、松浦宏彰と申します。

学生時代は、部活でテニス部に所属していましたので、最近になり、体力作りや気分転換のため、再びテニスをするようになりました。学生時代と違い、思うように身体は動きませんが、私自身にとって気分転換に非常に良かったので、仕事以外の時間で空いている時間があれば、打ちっぱなしやテニススクールなどに通うようにしております。

仕事面においては、日々悩むことも多く、知り合いの先生や法友倶楽部の先生にお力添えを頂きながら、日々精進させて頂いております。

まだまだ未熟者ではございますが、今後とも何卒ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



ほった こうすけ
堀田 康介 (67期)

弁護士法人
大江橋法律事務所

生年月日 1987年6月21日
出身地 奈良県
出身高校 畝傍高校
出身大学 京都大学法学部卒業
出身大学院 同志社大学法科大学院修了
職歴 裁判官
趣味・スポーツ カメラ、焼肉

皆様、はじめまして。堀田康介と申します。私は、令和2年3月31日までは裁判官をやっており、裁判所の弁護士職務経験制度に基づき、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間、弁護士として勤務することとなり、大江橋法律事務所にお世話になっております。

新入会員とは言いましても、弁護士職務経験によって弁護士となったため、通常の新人弁護士とは入会の時期がずれてしまい、入会してから1年近く経ってしまったこの時期に「はじめまして」とご挨拶申し上げることに躊躇がないわけではありませんが、ほぼ幽霊会員でしたので、「はじめまして」と申し上げても差し支えはないものと思料いたします。

裁判官として名古屋地裁で3年間、山口地家裁下関支部で2年間勤務し、この度、弁護士として関西に戻ってくることができて大変嬉しく思っております。

弁護士になったら仕事のバリエーションが増えて忙しくなる代わりに、飲み会等は、国家公務員共済組合連合会の運営するホテルで

隔月に1回くらい変わり映えのしない立食パーティーから解放されることを期待しており、大変楽しみだったのですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言が出され、飲食店が時短営業になるなどしたために、法曹になってから最も飲み会の少ない1年間を過ごしました。それはさておき、弁護士と裁判官では、依頼者との関係や働き方など随所に違いがあるため、毎日気づきも多く、貴重な経験をさせていただいております。

裁判官になった際に、全国転勤に関連した趣味を持ちたいと思いカメラを始めました。各地の公園や植物園を徘徊しながら季節の花をよく撮影していました。最近はあまり遠出ができませんので、家の近所の花を適当に撮っています。焼肉は食べに行くのももちろん好きですが、家で肉を焼くのも好きなので、新商品のホットプレートなどが出るといつも気になっています。

まだまだ未熟者ではございますが、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



くしだ しょう
櫛田 翔 (72期)

弁護士法人法律事務所
オーセンス大阪オフィス

生年月日 1993年7月31日
出身地 三重県津市
出身高校 三重県立津西高校
出身大学 立命館大学法学部卒
出身大学院 神戸大学法科大学院修了
趣味・スポーツ バスケ・スノーボード・スポーツ観戦など

法友倶楽部の皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました、72期の櫛田翔と申します。

私は、三重県出身でして、県庁所在地とはいえ、ほぼ山や田に囲まれた場所で、のんびりと高校卒業までの18年間を過ごしました。大学進学を機に、地元を離れ、京都で4年間学び、六甲山にて2年間修業をした後に、再び京都に戻って修習をしました。

弁護士1年目の半年は、東京で研鑽を積み、令和2年7月付の支店異動に伴い、第二東京弁護士会から大阪弁護士会へと登録替えをいたしました。半年だけではあったものの、東京から離れる寂しさもありましたが、住み慣れた関西に戻ってきたと気持ちを新たに勤務しております。

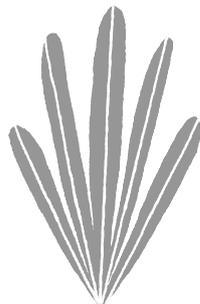
趣味は、バスケとスノーボードで、スノーボードは小学校2年生の頃から始め、毎年雪山に行けることを楽しみしております。バスケは、中学から始めて、修習中も修習同期で集まり、朝練と称して司法研修所の体育館でバスケをしておりましたが、修習中にBリーグの観戦をしたことをきっかけに、スポーツ

入会しました～よろしくお願ひします～

観戦も好きになりました。今年はゴルフに挑戦したいと思っております。

日々の業務は、毎日が勉強の連続ですが、登録替えを経たこともあり、会務活動を含めて、会員の皆様と交流を図る機会がございましたら大変嬉しく思います。

若輩者ではございますが、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



ありもと けいすけ
有本 圭佑 (73期)

小西法律事務所

生年月日 1993年6月3日

出身地 大阪府枚方市

出身高校 大手前高校

出身大学 大阪市立大学法学部卒

出身大学院 大阪市立大学法科大学院修了

趣味・スポーツ サッカー

皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました、73期の有本圭佑と申します。

私は、大阪府出身で、修習地は三重県の津市でした。津市もとても住みやすくよい街でしたが、大阪を初めて離れてみて、この地元である大阪をより一層好きになりました。弁護士としてのスタートをこの大阪で迎えられたことをうれしく思っております。

また、私は、小学校から大学までサッカー部に所属していました。現在も、大阪市立大学体育会サッカー部のOBチームと、弁護士会（神戸）の法曹サッカー部に所属し、定期的にサッカーを続けております。その他、体を動かすことが好きですので、スポーツ等を通じて会員の皆様と交流する機会があれば、嬉しく思います。また、サッカー以外の趣味についても、皆様と交流する中で、発見・共有することができれば嬉しく思います。

まだまだ、未熟者ではございますが、何卒ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



いくた こうへい
生田 昂平 (73期)

弁護士法人
池内総合法律事務所

生年月日 1994年8月23日
出身地 京都府
出身高校 京都市立西京高校
出身大学 関西大学法学部
出身大学院 関西大学法科大学院
趣味・スポーツ ゲーム、読書、テニス

法友倶楽部の皆様、初めまして。この度入会させていただくことになりました生田昂平と申します。今年の1月より、弁護士法人池内総合法律事務所にて勤務しております。

趣味は、ゲームです。一日最低一時間を目標に勤しんでおります。また、最近ではアガサ・クリスティーの小説を読むのにもハマっております。おすすめの本ミステリ小説等あれば是非とも教えて頂きたいと思っております。

スポーツは空手、軟式・硬式テニスをしておりました。今後皆様とスポーツをする機会があれば、是非参加させて頂きたいと思っております。

大学では、学術研究会である法律相談所に入部しておりました。相談の場で上手く回答ができた際に、憑き物が落ちたかのような表情で帰っていく相談者を見てやりがいを感じ、本格的に法曹を志すようになったのが今に至るきっかけです。

まだまだ未熟者ではございますが、初心を忘れず、一つ一つの事件に尽力して参りたいと思っております。

至らない点ばかりですので、何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひ申し上げます。



しの ともなり
篠 共成 (73期)

弁護士法人東部おおさか
寝屋川法律事務所

生年月日 1991年2月9日
出身地 大阪
出身高校 枚方高校
出身大学 同志社大学
出身大学院 大阪大学法科大学院
趣味・スポーツ 将棋、海釣り(予定)

法友倶楽部のみなさま、初めまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました篠共成と申します。

私の趣味は、将棋と海釣り(予定)です。海釣りについては、昨年末に小型船舶免許1級を取得しました。大海原に繰り出して、魚を釣り、新鮮な魚を食べつつ週末を過ごすのが私の夢の一つです。

釣りについては、全くの素人ですので、お詳しい方がいらっしゃればご教示お願ひ致します。特に海釣りにこだわっているというわけでもないのですが、川釣り等でも構いません。

釣りは、小さな餌で大きな獲物を捕らえるという投資のような側面があると思います。

そういった経済社会を自然社会に反映したかのような釣りに魅力を感じています。

それだけではなく、広大な海を見ると心も大きくなり、生命を感じさせる青色を見ると癒しをもらえるようです。

趣味は、日常との距離があるほど楽しめるという方ほど釣りはおすすめだと思います。

最後になりますが、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

入会しました～よろしくお願ひします～



たなか おもね
田中 想音 (73期)

弁護士法人
大江橋法律事務所

生年月日 1995年3月4日
出身地 大阪府大阪市
出身高校 天王寺高校
出身大学 京都大学
出身大学院 京都大学法科大学院
趣味・スポーツ クラシック音楽

皆様、初めまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくこととなりました73期の田中想音と申します。

私は、大阪の出身で、法科大学院時代まで大阪に住んでおりました。その後、修習で1年間の広島生活を経験し、本年より大阪に戻ってまいりました。

弁護士としての執務を開始して以来、未熟さを実感する場面ばかりですが、長年の目標であった職で働くことに大変やりがいを感じております。

また、私は、クラシック音楽が好きで、コンサート鑑賞や演奏を趣味としています。小学生の頃よりクラリネットを演奏しており、中高は吹奏楽部、大学・大学院ではオーケストラに参加しておりました。

まだまだ未熟な身ではございますが、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



たに まさこ
谷 麻紗子 (73期)

アクト大阪法律事務所

生年月日 1990年10月30日
出身地 高知県
出身高校 高知学芸高等学校
出身大学 神戸大学法学部
出身大学院 大阪市立大学法科大学院
趣味・スポーツ バドミントン

皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただきました、73期の谷麻紗子と申します。

私は、高知県の田野町という、四国で一番面積の小さい町の出身です。文字通り、車で走ると一瞬で通り過ぎてしまう本当に小さな町ですが、ちょっと有名な日本酒の蔵元があったりもします。

その影響もあってか、私は、お酒の席で楽しくお話する時間がとても好きです。昨今の状況下では難しくもありますが、今後、会員の皆様と賑やかにお酒を酌み交わす機会に恵まれることを心より楽しみにしております。

また、私は、小学校から大学まで、バドミントンをしていました。最近はなかなか出来ていませんが、スポーツを通して、会員の皆様と交流する機会があれば嬉しく思います。

まだまだ至らない点も多い未熟者ではございますが、真摯に仕事に取り組む所存ですので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。



とみの みずは
富野 瑞葉 (73期)

弁護士法人東部おおさか
寝屋川法律事務所

生年月日 1993年5月24日
出身地 香川県
出身高校 高松高校
出身大学 京都大学法学部卒
出身大学院 京都大学法科大学院修了
趣味・スポーツ おいしいものを食べるこ
と、読書

皆さま、はじめまして。このたび、法友倶楽部に入会させていただきました、73期の富野瑞葉です。

私は香川県出身ですが、大学入学を機に京都での生活を始めました。森見登美彦さんの小説に出くるとような奇想天外な大学生活にあこがれて、京都で暮らし始めましたが、実際には、小説に出くるとようなあやしいサークルに加入することもなく、のほほんと穏やかに過ごしました。

京都に住んでみると、関西は、個性の違う街が電車1本でつながっている便利で楽しい地域だと分かりました。そのため、修習地も就職先も関西がよいと感じ、今に至ります。

元来インドア派なので、大阪はまだ行ったことのない場所も多いですが、コロナ禍が落ち着けば、おいしいものを食べにいろいろな場所へ行きたいと思っています。

まだ弁護士になったばかりで、分からないことだらけですが、何事にも真面目に取り組む、細く長く仕事を続けていきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。



のむら しげお
野村 茂雄 (73期)

弁護士法人ベリーベスト
法律事務所大阪オフィス

生年月日 1981年2月11日
出身地 奈良県
出身高校 上宮高等学校
出身大学 北海道大学
出身大学院 立命館大学法科大学院
職歴 ホテル支配人
趣味・スポーツ 競馬・競艇

初めまして。野村茂雄と申します。旧司法試験を受けていましたが、1度諦めて再度司法試験を志し、合格することができました。

修習地は、佐賀で全部で7人という少数精鋭での修習でした。佐賀に行くことになったのは、修習希望地の書類を書く際に、たまたま唐津競艇をネットで見ていまして、「唐津行きてえな」と思ってしまい、安易に第5希望で佐賀と書いてしまったからです。佐賀に行ったことは後悔しておらず、当時牛肉が苦手だった私に牛肉を食べられるようにした佐賀牛の偉大さをただただ身に染みております。

困っている人の役に立てるような弁護士になれるよう精進いたしますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

入会しました～よろしくお願ひします～



ひらた じゅんいち
平田 純一 (73期)

弁護士法人ベリーベスト
法律事務所大阪オフィス

生年月日 1978年11月11日
出身地 大阪府豊中市
出身高校 大阪府立北野高等学校
出身大学 立命館大学
出身大学院 神戸大学法科大学院
職歴 大阪府警
趣味・スポーツ 食べ歩き、飲み歩き、筋トレ、格闘技観戦

皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました、73期の平田純一と申します。

私は、大学卒業後、約10年間、大阪府警で警察官として勤務していました。

公務に従事する中で、暴力団員等から多額の金銭を脅し取られて困っているという被害者から「刑事事件としては解決しても、お金が返ってこなければ会社が潰れてしまう」という悲痛の叫びを聞き、民事的な解決も含めて紛争解決に当たりたいと思うようになりました。このように、多くの犯罪被害者と接する中で、犯罪被害者に寄り添っていきたくとの思いが強くなり、一念発起して弁護士を志しました。

弁護士になって早速、犯罪被害者支援の事件を受任でき、充実した日々を送っています。

趣味は、食べ歩き・飲み歩きですので、コロナ情勢が落ち着けば、先輩方と一緒にしたいと思っています。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



みわ たつや
三輪 達也 (73期)

瀧井総合法律事務所

生年月日 1986年1月29日
出身地 愛知県
出身高校 愛知高校
出身大学 甲南大学
出身大学院 神戸大学法科大学院中退
職歴 地方公務員
趣味・スポーツ 食べ歩き、野球、サウナ

皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくこととなりました73期の三輪達也と申します。

出身は愛知県で、大学進学を機に神戸に出てきて、そこから大阪→愛知→神戸→大阪と関西と愛知を行ったり来たりしています。

私は、大学卒業後に法科大学院に進学しましたが、そのときは司法試験に合格することができませんでした。その後、地方公務員を経て、再び法科大学院に進学し、弁護士になりました。現在は、弁護士として活動することができ、とても充実した日々を送ることができています。

趣味は、食べ歩きで、特に麺類が好きです。学生時代は、ラーメンが特に好きでしたが、最近はどうどんや蕎麦もよく食べるようになりました。

おいしいラーメン、うどん、蕎麦のお店があれば、ぜひ教えていただけたらと思います。

まだまだ未熟者ではございますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

独立しました

よろしく願いいたします

倉田多佳子 (61期)

倉田法律事務所

皆様、ご無沙汰しております。新61期の倉田多佳子と申します。

私こと、昨年末をもって約12年間在籍したプロスト法律事務所（旧みまや法律事務所）を辞し、2021年の幕開けとともに倉田法律事務所を開設しました。とにかくミニマムで地味な独立なので恐縮ではありますが、同様の形式で独立を希望される方がおられれば何かの参考になるかとも思い、以下、これまでの経緯など「独立の記」を述べます。

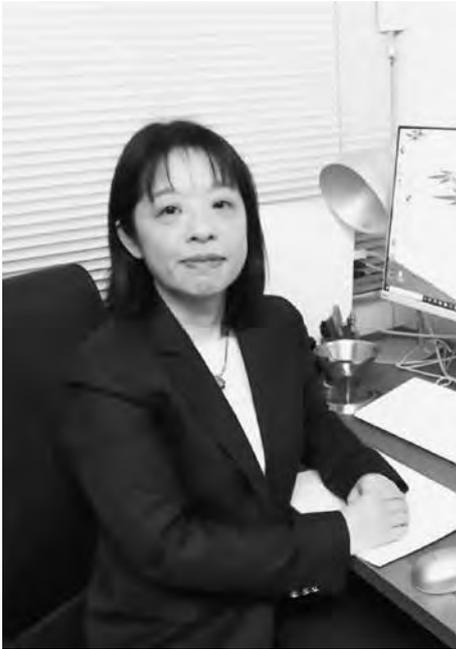
まず、事務所の形態や開設の場所についてですが、あらかじめ、弁護士は自分一人で開業すること、当初は専属のスタッフを置かな

いこと等の方針を決めていましたので、自然とレンタルオフィス形式が選択肢となりました。そのような観点から何か所か見に行った結果、大阪地裁や弁護士会館、さらに淀屋橋駅・北浜駅から徒歩圏内ということ、弁護士協同組合と提携していること、同業の大学時代からの友人が先に入居していたことなどから本物件（アーバンオフィス北浜）を選びました（実際は、話し相手の必要性ということから最後の理由が最も切実だったかもしれません）。余談になりますが、昨年までこの界限に住んでいたため、なじみがあったこと、街並みや雰囲気が個人的に好きだということもかなりあります。

次に、具体的に部屋を選ぶ際には大きな窓があること、窓の外を見た際に向かいと距離があることを重視しました。部屋にいる時間が長いことを考えると開放感が欲しかったからですが、今般の状況下だと換気という面からもよかったと思っています。

次いで、執務スペースの中身ですが、基本的に一人で仕事をするための部屋ということ





ですので、シンプルイズベストの精神のもと、パソコンやファックス等の機器は家電量販店にて自分で選択・発注し、本棚や引き出し付きワゴンなどの家具も自分で組み立てました（年末年始は世の中的にはステイホームでしたが、私はステイ執務室でせっせと作業にいそしんでいました）。小さいすとテーブルのセットを備え付け（こちらも自らの手で組み立てました）、シンプルながら思い通りの造りになって、自分なりに満足しています。なおこれも余談ですが、夏ごろに電気屋さんに行った際には「使用を開始する1か月くらい前にお越しく下さい（早すぎる）」と言われ、そのとおりにしたのですが、ふたを開けてみるとファックス機が届くまで約2か月かかったため、開所に間に合わなかったということがありました。とはいえ、今は未曾有の事態ですので、多少のトラブルは致し方ないのかもしれませんが。

さて、肝心の業務のほうですが、独立から1か月余りが経ち（執筆現在）、徐々にここ

で仕事をする流れがつかめてきたというところでしょうか。自分のペースで時間を使えたり、仕事の方針を決められたりする自由を実感していますが、他方でその判断の責任を取るのも自分なのだと思うと、身が引き締まる思いがします。初心忘るべからず、というまでもなく、自然と新米経営者としての緊張感や高揚感がわいてきます。そして、今後も仕事を行っていく際の糧であり、指針ともなるのは、これまでに弁護士として教えていただいたすべての事柄なのだと痛感しています。

独立を決意した時からは予想もしなかった混とんとした状況下での船出となりましたが、改めて、周囲の方々への感謝を忘れず、目の前の人・ことと誠実に向き合い、着実に前に進んでいくだけだと思っております。

ここまで雑駁かつつたない独立の記をお読みくださり、ありがとうございました。まだまだ至らぬ若輩者ですので、今後とも、ご指導・ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



| | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|
| 支 | 店 | を | 開 | 設 |
| | し | ま | し | た |
| <p>枚方でもお役立ちを</p> <p>入江祥大 (67期)</p> <p>.....</p> <p><i>ひらかたエール法律事務所</i></p> | | | | |

1 はじめに

67期の入江祥大と申します。私は、寝屋川法律事務所で約6年間イソ弁として勤務していましたが、昨年12月、寝屋川法律事務所の所長中塚とともに「弁護士法人東部おおさか」を設立して共同経営者となり、今年1月、京阪枚方市駅前に「ひらかたエール法律事務所」を新たに開設しました。

2 法人化・事務所開設の経緯

もともと寝屋川法律事務所に入所した時から、いずれは自分の事務所を持ちたいと考えていました。独立をするなら、寝屋川法律事務所での経験が活かせる郊外型の事務所を開きたいと思っており、できればなじみのある京阪沿線、その中でも人口が多く、市場として可能性のある枚方で開業したいと思っていました。

ただ、寝屋川と枚方は市場が重なるため、顧客を取り合わないようどのように提携をするか中塚と相談を重ねた結果、最終的に弁護士法人を立ち上げ、支店として枚方の事務所を経営することになりました。

支店という形ではありますが、独立性が強く、枚方の事務所に関して

は、物件探しや内装決め、ホームページ開設、事務局の採用などの開業準備は基本的に自分で行い、経営に関することも自由に決定できるため、実感としては独立に近いものがあります。ただ、同じ法人なので、事件について気軽に相談でき、人手が足りないときに助けてもらえるなど安心感があります。

3 法人名・事務所名について

法人名の「東部おおさか」は、気象庁が使用する地域区分で、寝屋川市、枚方市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、大東市、八尾市、柏原市、東大阪市の10市が含まれます。地域密着型の弁護士法人であることを示すとともに、今後、他市にも拡大する期待をこめて中塚が名付けました。

事務所名の「ひらかたエール法律事務所」は、地域名の「ひらかた」と、ちょうどその時放送していたNHK朝ドラの「エール」から取り、枚方市民の方の暮らしを応援するという意味も込めて名付けたものです。弁護士法人を含めると長い名前になりましたが、とても気に入っています。

4 事務所開設までの準備

法人化することが決まり、何となく枚方の物件を見始めた昨年6月頃、ちょうど枚方市





駅前徒歩1分の物件に空きが出たことが分かりました。当初は、2～3年後に法人を設立し事務所を開設する予定だったのですが、本当に場所が良かったのでご縁だと感じ、その日のうちに不動産屋に連絡し、数日後には内覧し、申込みをし、とんとん拍子で話が進んでいきました。

結果、半年後の12月に法人設立、1月には事務所を開設することが急ぎょ決まりました。

そこからは、法人化の準備と枚方の事務所の開設準備で本当に大忙しでした。

法人化の準備としては、定款の作成や法人ロゴの決定、名刺や封筒のデザインなどを決めました。

事務所の内装は、良い意味で法律事務所らしくない内装にしたかったので、オフィス専門の内装業者ではなく、過去に自宅のリノベーションを依頼した業者さんをお願いしました。離婚事件を多く取り扱っていきたくないので、広いキッズスペースと落ち着いた空間になるような相談室を2つ作ってもらいました。また、相談室の椅子やテーブルもオフィス家具ではなく、普通の家具屋さんで購入しました。キッズスペースには絵本やIKEAで購入したおもちゃを置いています。

ホームページは、エムハンドという業者さんをお願いし、柔らかな雰囲気ホームページを作っていただきました。

5 現在の執務状況

今年の1月4日に無事開業でき、今は弁護士1人・事務員1人体制で執務しています。今年の7月には、弁護士である私の妻が事務所に合流し、弁護士2人体制となる予定です。

現在の受任ルートは、ホームページと寝屋川から続くご縁での紹介が主です。グーグルでのリスティング広告を始めて、ありがたいことにたくさんのご相談をいただいている状況です。

日々の業務で何か連絡や相談があるときは、寝屋川法律事務所のメンバーとラインワークスというアプリで連絡を取り合っています。日々バタバタしながらも楽しく執務しています。

事務所開きについては、夏以降にコロナの状況を見ながら実施するかどうか検討させていただきたいと思っています。

それまでにも、枚方に来られる機会がありましたら、皆様ぜひお気軽にお立ち寄りください。

今後も、ひらかたエール法律事務所を良い事務所にし、弁護士法人東部おおさかを発展させられるように頑張りたいと思います。

会派活動にも取り組んで参りたいと思いますので、まだまだ未熟者ではありますが、今後ともご指導・ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

独立しました

都 裕記 (71期)

 新都法律事務所

71期の都裕記先生が独立し、同期の新井一樹先生（一水会のご所属）と昨年11月、天王寺区に新都法律事務所を開設されました。都先生とはゴルフ仲間でもある62期金泰弘先生と、わたくし67期天井友香とが突撃訪問してきました。

— この度は独立おめでとうございます！
 ありがとうございます！



— 同期の新井くんとの関係について教えてください！

実は高校の後輩なんです。高校時代は学年も違ったので接点はなかったんですが、修習時代に仲良くなりました。班もクラスも違ったんですけど、なんか意気投合して仲良くなって、一緒に独立することとしたんです。

— 事務所名「新都」について教えてください！
 独立するにあたって新井と何度も打合せし

たんですけど、事務所名だけが全然決まらなくて。候補はいくつもあがったんですけど、2人ともどれもピンと来なかったんです。そしたらある日僕が、2人の名前からとったらどうなるんやろ？って言いだして、新井の「新」と僕の「都」で「新都」になることに気づき、2人ともすぐにピンと来て、一瞬で「新都」に決まりました。

— 事務所開きの挨拶状に事務所名の由来的なものが書かれてた気が……。

もちろんあれも僕らの想いです（笑）。

※事務所創設のご挨拶より

「天王寺を拠点として、更なる学びを重ね、ひいては地域の発展に貢献し、天王寺を“新しい都”にするという想いをもって開業に至った次第です」

— じゃあ次に場所について教えてください！

天王寺に事務所を開設されたのは？

僕は前の事務所にいた時、希望して岸和田支店で業務していたんです。大阪市中心部とかに比べると弁護士は少ない。でも人口はそれなりにいるのでとってもやりがいがあったんです。なので、独立するなら大阪市中心部じゃない方がいいなど。それに、僕と新井は天王寺区にある明星中学・高校の出身なので、6年間も通った天王寺区には思い入れも強くて、天王寺区で事務所を開設することにしました。

— 事件の割り振りなどはどうしてるんですか？

経費分担しているだけなので、お互いどんな事件をしているのか詳しくは分かりません。複雑な事件だったり、身柄の刑事事件で接見が頻繁に必要な事件とかは共同で受任しています。



— 事務員さんは？

事務員は雇っていません。全部自分でしています。独立したての頃はわからないことだらけで「法律事務の手引」を読み込んで勉強しました。もともと事務作業は好きな方なんです。

— 今日の格好はすごいラフですね（この日、都先生は、ゴルフメーカーのニットにジーパンという出で立ちでした）。

僕も新井も毎日ラフな服装で業務しています。この方が業務が捗るんです。事務所にスーツとか靴とかを置いているので、裁判所に行くときや打合せの時には着替えます。すぐにゴルフの練習にも行けますし（笑）。

— ゴルフといえば、今日もゴルフのレッスンを優先しようとしていましたよね（本記事の執筆のため事務所訪問を申し出たところ、ゴルフのレッスンが入っていると最初断られました）。

いや、まあそうなんですけど（笑）。最初誰のための記事なんやろうって思ったんですよ。すぐに僕の記事やって気づいて、ゴルフのレッスンは即座にキャンセルしました！

— これからの目標について教えてください！

これまで関わった依頼者も、これから僕たちを頼ってくれる依頼者も、そういった方と

の縁をしっかり大切に、天王寺に新都あり！みたいな事務所にしていきたいです。

私生活では、ゴルフがもっとうまくなりたいです。若手のうちに、若手で一番上手いと言ってもらえるくらいの腕前になります！

— それでは、最後に、法友倶楽部の皆さんに一言お願いします。

事務所開きの際は、多くの方にお越しいただき、お祝いしていただきありがとうございました。ゴルフはもちろんですが、これからも会派行事には積極的に参加していきたいと思えます！ 今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。



インタビューー 金 泰弘（62期）
天井友香（67期）

幹事会・総会議事録

第1回定例幹事会

4月21日

開催日時：令和2年4月21日(火)正午

開催場所・方法：Microsoft Teams

出席者：45名

- 1 開会の辞（司会 中嶋勝規 副幹事長）
- 2 幹事長挨拶（大橋さゆり 幹事長）
- 3 退任あいさつ（林裕之 前大阪弁護士会副会長）
- 4 副会長あいさつ及び会務報告（森直也 大阪弁護士会副会長）

5 審議事項

- (1) 令和2年度幹事会日程の件→承認
- (2) 幹事会ペーパーレス化の件→承認
- (3) 春季総会開催の件
飲食の提供は行わず、必要な事項を決議するのみで、最小限の規模で開催すること、実際の開催方法は常幹に一任することで承認
- (4) 令和2年度活動方針諮問の件→活動方針案を幹事長が企画委員会に諮問することについて、微修正については常幹一任で承認
- (5) 常議員会報告担当者の件→承認
- (6) 法友倶楽部内各委員会選任の件→承認
- (7) 90周年実行委員会及び広報委員会へのHPに関する諮問の件→承認
- (8) 新入会員入会の件→承認

6 報告事項

- (1) 常議員会報告（3月24日川本真聖常議員、4月7日中嶋勝規常議員）
- (2) 各委員長（予定者）の抱負等
・企画委員会（土谷喜輝委員長）
・広報委員会（満村和宏委員長）
・親睦委員会（井崎康孝委員長）
・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
・研修委員会（木村尚巧委員長）
・ジュニア部（松木俊明・琴太一 ジュニア部代表幹事）

- (3) 会員独立の件

7 討議事項

- (1) 今後の会議の開催方法について
- (2) その他

8 行事日程の確認

第2回定例幹事会

5月19日

開催日時：5月19日(火)正午

開催場所・方法：弁護士会館920号室・

Microsoft Teams

出席者：34名

- 1 開会の辞（司会 中嶋勝規 副幹事長）
- 2 幹事長あいさつ（大橋さゆり 幹事長）
- 3 審議事項

- (1) 令和元年度活動報告・決算報告の件→承認
- (2) 令和2年度活動方針の件→承認
- (3) 令和2年度委員会予算仮払いの件→承認
- (4) 新入会員入会の件→承認

4 報告事項

- (1) 会務報告（森直也 大阪弁護士会副会長）
- (2) 常議員会報告（4月21日小池康弘常議員）
- (3) 90周年記念式典について（大川一夫式典・祝賀部会長）
- (4) 各委員会及びジュニア部報告
・企画委員会（中嶋勝規副幹事長）
・広報委員会（満村和宏委員長）
・親睦委員会（井崎康孝委員長）
・研修委員会（木村尚巧委員長）
・ジュニア部（松木俊明ジュニア部代表幹事）
- (5) その他

5 特別報告

90周年式典・記念行事について（上記4(3)のとおり）

6 行事日程の確認

春季定時総会

6月1日

開催日時：6月1日(月)18時30分

開催場所：大阪弁護士会館203号室・204号室

出席者：64名

1 はじめに

- (1) 開会の挨拶（中嶋勝規 副幹事長）
- (2) 幹事長挨拶（大橋さゆり 幹事長）
- (3) 大阪弁護士会副会長挨拶（森直也 大阪弁護士会副会長）
- (4) 大阪弁護士会前年度副会長退任あいさつ、花束贈呈（林裕之 大阪弁護士会前年度副会長）

2 審議事項

- (1) 令和元年度活動報告承認の件（橋口玲 前年度幹事長）→承認
- (2) 令和元年度会計報告承認の件（大亀将生 前年度会計担当副幹事長）→各代印に前年度各副幹事長名を付記することを条件に承認
- (3) 令和2年度活動方針承認の件（大橋さゆり 幹事長）→承認

3 推薦委員選出

- (1) 石坂省悟会員（64期）、高見晋祐会員（64期）、後岡美帆会員（64期）、門林俊夫会員（65期）、中原圭介会員（65期）、八木稔郎会員（65期）、中島裕一会員（66期）、町野達也会員（68期）、中野博之会員（71期）、山崎慶士会員（71期）を立会人として指名
- (2) 全会員（推せん委員会に関する細則2条2号乃至5号に該当する者を除く）に番号を付し、10名分の番号を連記する方法により投票

4 新入会員紹介

5 大阪弁護士会役員・委員長紹介・挨拶

- ・石堂一仁会員（監事幹事）
- ・宮崎誠司会員（刑事法制委員会委員長）
- ・林裕之会員（財務委員会委員長・空家等対策プロジェクトチーム座長）
- ・大橋さゆり会員（労働問題特別委員会委員長・外国人に関する法的サービス検討推進PT座長）
- ・福原哲晃会員（民事司法改革検討・実現プロジェクトチーム座長）

6 法友倶楽部委員会委員長・ジュニア部代表幹事

ご紹介・挨拶

- ・満村和宏会員（広報委員会委員長）
- ・井崎康孝会員（親睦委員会委員長）
- ・山崎道雄会員（法曹交流委員会委員長）
- ・木村尚巧会員（研修委員会委員長）
- ・松木俊明会員、琴太一会員（ジュニア部代表幹事）

7 推薦委員投票結果発表

推薦委員名簿のとおり投票結果が発表され、承認

8 今後の行事の確認

9 閉会の辞（岡豪敏会員）

※なお、審議事項2(2)について、総会終了後、前年度各副幹事長名が付記された。

第3回定例幹事会

6月16日

開催日時：6月16日(火)正午

開催場所・方法：弁護士会館1205号室・

Microsoft Teams

出席者：29名

1 開会の辞（司会 中嶋勝規 副幹事長）

2 幹事長あいさつ（大橋さゆり 幹事長）

3 審議事項

- (1) 拡大幹事会の件→ビアパーティーは取りやめることについて承認
- (2) 新入会員の件→承認
- (3) 定例幹事会の開催方法について→承認

4 報告事項

- (1) 会務報告（森直也 大阪弁護士会副会長）
- (2) 常議員会報告（5月19日魚住泰宏常議員、6月2日大橋さゆり常議員）
- (3) 春季総会報告（大橋さゆり幹事長）
- (4) 第1回推せん委員会報告（大橋さゆり幹事長）
- (5) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・広報委員会（満村和宏委員長）
 - ・親睦委員会（井崎康孝委員長）
 - ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
 - ・研修委員会（木村尚巧委員長）
 - ・ジュニア部（松木俊明ジュニア部代表幹事）
- (6) その他

懲戒申立の件（大橋さゆり幹事長）

5 特別報告

90周年記念行事の準備状況について（満村和宏事務局長代行）

6 行事日程の確認

第4回定例幹事会

7月21日

開催日時：7月21日(火)正午

開催場所・方法：弁護士会館1205号室・

Microsoft Teams

出席者：26名

1 開会の辞（司会 中嶋勝規 副幹事長）

2 幹事長あいさつ（大橋さゆり 幹事長）

3 審議事項

(1) 冬季総会の開催→承認

4 報告事項

(1) 会務報告（森直也 大阪弁護士会副会長）

(2) 常議員会報告（6月16日松田さとみ常議員、7月7日原田裕康常議員）

(3) 各委員会及びジュニア部報告

・企画委員会（中嶋勝規副幹事長）

※この後、「5 特別報告」「(2)」の報告があった。同報告終了後、下記の報告があった。

・広報委員会（満村和宏委員長）

・親睦委員会（井崎康孝委員長）

・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）

・研修委員会（木村尚巧委員長）

・ジュニア部（松木俊明ジュニア部代表幹事）

(4) 会費請求の件（中嶋勝規副幹事長及び田中章弘会計担当副幹事長）

5 特別報告

(1) 第2回推せん委員会の件（大橋さゆり幹事長）

(2) 大阪弁護士会の理事者選任に占める女性会員の割合を高めるための方策の件に（阪口祐康大阪弁護士会副会長）

(3) 90周年記念行事の件（満村和宏事務局長代行）

6 行事日程の確認

第5回定例幹事会

8月18日

開催日時：8月18日(火)

開催場所・方法：弁護士会館1205号室・

Microsoft Teams

出席者：24名

1 開会の辞（司会 中嶋勝規 副幹事長）

2 幹事長あいさつ（大橋さゆり 幹事長）

3 審議事項

(1) 新入会員入会の件→承認

4 報告事項

(1) 会務報告（森直也 大阪弁護士会副会長）

(2) 常議員会報告（7月21日安藤良平常議員、8月4日中嶋勝規常議員）

(3) 各委員会及びジュニア部報告

・企画委員会（土谷喜輝委員長）

・広報委員会（満村和宏委員長）

・親睦委員会（井崎康孝委員長）

・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）

・研修委員会（木村尚巧委員長）

・ジュニア部（松木俊明ジュニア部代表幹事）

5 特別報告

(1) 大阪弁護士会の理事者選任に占める女性会員の割合を高めるための方策の件（大橋さゆり幹事長）

(2) 90周年記念行事の件（満村和宏事務局長代行）

6 行事日程の確認

第6回定例幹事会

9月15日

開催日時：9月15日(火)

開催場所・方法：弁護士会館1205号室・

Microsoft Teams

出席者：21名

1 開会の辞（司会 中嶋勝規 副幹事長）

2 幹事長あいさつ（大橋さゆり 幹事長）

3 審議事項→なし

4 報告事項

(1) 会務報告（森直也 大阪弁護士会副会長）

- (2) 常議員会報告（9月1日小池康弘常議員）
- (3) 第71回日弁連定期総会（塚崎幸司副幹事長）
- (4) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・企画委員会（大橋さゆり幹事長）
 - ・広報委員会（満村和宏委員長）
 - ・親睦委員会（井崎康孝委員長）
 - ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
 - ・研修委員会（木村尚巧委員長）
 - ・ジュニア部（松木俊明ジュニア部代表幹事）
- (5) その他（大橋さゆり幹事長）

5 特別報告

ホームページ作成の検討状況の件（上記「4」「(4)」「イ」において報告済み）

6 行事日程の確認

第7回定例幹事会 10月27日

開催日時：10月27日(火)正午

開催場所・方法：弁護士会館1205号室・

Microsoft Teams

出席者：17名

- 1 開会の辞（司会 中嶋勝規 副幹事長）
- 2 幹事長あいさつ（大橋さゆり 幹事長）
- 3 審議事項
 - (1) 推せん委員会に関する細則3条1項の改正について（土谷喜輝企画委員長）→細則改正を総会に上程するかどうかの幹事会決議は、次回。
- 4 報告事項

（下記4(2)アの魚住会員による報告が先にあった）

 - (1) 会務報告（森直也 大阪弁護士会副会長）
 - (2) 常議員会報告（9月15日魚住泰宏常議員、10月6日大橋さゆり常議員）
 - (3) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・企画委員会（土谷喜輝委員長）
 - ・広報委員会（田中章弘副幹事長）
 - ・親睦委員会（井崎康孝委員長）
 - ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
 - ・研修委員会（谷岡茉耶副幹事長）
 - ・ジュニア部（松木俊明ジュニア部代表幹事）
 - (4) その他

5 行事日程の確認

第8回定例幹事会 11月24日

開催日時：11月24日(火)

開催場所・方法：弁護士会館1205号室・

Microsoft Teams

出席者：25名

- 1 開会の辞（司会 中嶋勝規 副幹事長）
- 2 特別報告
 - (1) 答申書について（阪口祐康 大阪弁護士会副会長）
 - (2) 阪口副会長と幹事らと間で質疑応答
- 3 幹事長あいさつ（大橋さゆり 幹事長）
- 4 審議事項
 - (1) 推せん委員会に関する細則3条1項の改正を冬季総会の審議事項にすることについて→承認
- 5 報告事項
 - (1) 会務報告（森直也 大阪弁護士会副会長）
 - (2) 常議員会報告（10月27日山田敬子常議員（報告書の提出のみ）、11月2日松田さとみ常議員）
 - (3) 「調査委員会」の設置要綱について
 - ア 設置要項の説明（大橋さゆり幹事長）
 - イ 質疑応答
 - (4) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・企画委員会（土谷喜輝委員長）
 - ・広報委員会（満村和宏委員長及び藪根壮一委員の代理で松木俊明委員）
 - ・親睦委員会（井崎康孝委員長）
 - ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
 - ・研修委員会（木村尚巧委員長）
 - ・ジュニア部（松木俊明ジュニア部代表幹事）
 - (5) その他（大橋さゆり幹事長）
- 6 行事日程の確認

第9回定例幹事会

12月15日

開催日時：12月15日(火)

開催場所・方法：弁護士会館1205号室・

Microsoft Teams

出席者：26名

- 1 開会の辞（司会 中嶋勝規 副幹事長）
- 2 幹事長あいさつ（大橋さゆり 幹事長）
- 3 審議事項
 - (1) 調査委員会設置要項、委員予定者名簿について説明（大橋さゆり 幹事長）
 - (2) 質疑応答
 - (3) 調査委員会の設置について承認
 - (4) 第1回公判報告（木村尚巧会員調査委員予定者）
- 4 報告事項
 - (1) 会務報告（森直也 大阪弁護士会副会長）
 - (2) 常議員会報告（11月24日原田裕康常議員、12月1日安藤良平常議員）
 - (3) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・企画委員会（林政策部会長）
 - ・広報委員会（田中章弘副幹事長）
 - ・研修委員会（木村尚巧委員長）
 - ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
 - ・ジュニア部（松木俊明ジュニア部代表幹事）
 - (4) 冬季総会の開催について（大橋さゆり 幹事長）

（このあと、親睦委員会報告（井崎康孝委員長）があった）
 - (5) 新年会について（大橋さゆり 幹事長）
- 5 行事日程の確認

冬季定期総会

12月22日

開催日時：12月22日(火)

開催場所：大阪弁護士会館201号室～204号室

出席者：79名、オブザーバー1名

- 1 開会の辞（小坂谷聡 副幹事長）
- 2 物故者黙祷

- 3 幹事長挨拶（大橋さゆり 幹事長）
- 4 副会長挨拶（森直也 大阪弁護士会副会長）
- 5 審議事項
 - (1) 2021年度大阪弁護士会役員候補者選任の件
 - ア 大阪弁護士会副会長候補者（中嶋勝規会員）
大橋さゆり 幹事長より推せん委員会の決定の結果の報告があった。
中嶋勝規会員を大阪弁護士会副会長候補者として選出することが決議された。
 - イ 選挙対策本部長（福原哲晃会員）
福原哲晃会員を選挙対策本部長として選出することが決議された。
 - (2) 2021年度法友倶楽部幹事長選任の件
 - ア 幹事長候補者（林裕之会員）
大橋さゆり 幹事長より、推せん委員会の決定の結果の報告があった。
林裕之会員を次年度法友倶楽部幹事長として選出することが決議された。
 - (3) 2021年度法友倶楽部幹事選出の件
大橋さゆり 幹事長より、規約6条7項6号及び15条2項並びに規約15条1項の説明があった。
慣習により、幹事の選出を令和3年度常任幹事会に一任することについて、賛成多数により決議された。
 - (4) 2020年度政策承認の件
林裕之政策部会長より議案説明。
質疑応答を経て、本議案については、政策部会において再検討することとなった。
 - (5) 推せん委員会に関する細則3条1項の改正の件
大橋さゆり 幹事長より議案説明。
規約6条7項1号及び6条6項に基づき承認。
- 6 報告事項「調査委員会」の設置要項について
大橋幹事長より、第9回幹事会において令和2年度法友倶楽部「調査委員会」設置要項（案）を承認する決議がなされたことの報告があった。
- 7 次年度常任幹事紹介（林裕之 次年度幹事長）
- 8 新入会員の紹介（小坂谷聡 副幹事長）
- 9 その他
- 10 今後の行事予定の確認
- 11 閉会の辞（若林正伸 会員）

第10回定例幹事会

1月19日

開催日時：令和3年1月19日(火)

開催場所・方法：弁護士会館1205号室・

Microsoft Teams

出席者：19名

- 1 開会の辞（司会 中嶋勝規 副幹事長）
- 2 幹事あいさつ（大橋さゆり 幹事長）
- 3 審議事項

(1) 新入会員入会の件→承認

- 4 報告事項

(1)に先立ち、(2)の報告があった。

- (1) 会務報告（森直也大阪弁護士会副会長）
- (2) 常議員会報告（12月15日中嶋勝規常議員、1月12日魚住泰宏常議員は書面による報告）
- (3) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・企画委員会（林政策部会長）
 - ・広報委員会（田中章弘副幹事長）
 - ・親睦委員会（井崎康孝委員長）
 - ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
 - ・研修委員会（木村尚巧委員長）
 - ・ジュニア部（松木俊明ジュニア部代表幹事）
- (4) 調査委員会報告（池内清一郎委員、木村尚巧委員）
- 5 行事日程の確認

私のおすすめ GTD 編集委員 辻村 幸宏

事件の起案、予定の調整、依頼者への電話やメール返信、会派の原稿作成……、弁護士をしていると日々やる事が押し寄せてきます。皆さんどのようなシステムでこなしていますか？

私はGTD（Getting Things Done 米国コンサルタント、デビッド・アレン氏が提唱）という考え方を取り入れています。頭は何かを保管するためのものではなく、考えるためのものだ、というのがGTDの考え方で、タスク（それは帰宅途中にミルクを買うってことまで）をとことん外部化して頭を空っぽにすることで、実行段階では一心不乱に実行に集中することを可能にします。タスク自体の存在を忘れる恐怖からも、タスクの存在に頭を悩まされ続けるストレスからも解放されるのです。期限切れの仕事が目に入っても頭の外から襲ってくるよりはいいじゃない！

このGTDは5つのステップ（収集、処理、整理、レビュー、実行）からなり、詳しいやり方は書籍やブログに譲りますが、特に「収集」段階において、頭の中にあるやりかけの仕事（書類整理についても相似システムを採用）を全部、ノート・付箋・アプリ等に吐き出すことにより得られる安心感、また、「処理」段階において、「2分以内でできるか？」という質問を自らに投げかけ、イエスならすぐにやってしまうことで、リアルタイムでタスクを処理しながら作業興奮を活かして次の大きなタスクに立ち向かうことができる効果は、割とすぐに得られることと思います。

まだタスク管理について決めかねている方におすすめです。

※参考書籍『ストレスフリーの仕事術—仕事と人生をコントロールする52の法則』（デビッド・アレン著・二見書房）

編集後記

2年度にわたり広報委員長を務めさせていただきました。活動報告にもあるように、コロナ禍の影響で簡易版を発行することになり、経費削減と環境貢献の序開きとなりました。来年度はさらにこの方針を推し進め、情報提供における紙媒体とインターネットのバランスを検討していただくことになると思います。

いずれにせよ、通常版の会誌を発行するに際して、親睦行事や研修等の記事が少なく、政策と中嶋副会長の紹介記事が中心で、少しお堅いイメージとなっています。会員のプライベート記事も、弁護士の仕事の関係で公開をためらう会員もあるようで、時代の移り変わりを感じざるを得ませんでした。大ベテランの先生方の近況記事を掲載出来たことは、会派内の交流をささえる上で意義深いと感じました。

若い広報委員の方々に支えられての2年でしたが、今後は後進に任せ応援する立場になりたいと思います。長い間ありがとうございました。(満村和宏)

名ばかり編集長の林裕之です。すべてを辻村副編集長がやってくれましたので、編集後記なんておこがましいですが、宣伝だけ一言。

本年度唯一の『法友』です。恒例の中嶋勝規副会長の激励と「政策」に加え、「節目を迎えて一弁護士登録10年、20年、30年、40年、60年の会員よりー」など読み伝えある記事がたくさんあります。是非とも、持ち帰って、読んでください！(林 裕之)

今年度からかわら版という形でライトな広報を加えることとなり、がっちり冊子として発行するのは146号のみとなりました。というわけでページ数度外視の恒例の副会長応援特集では、中嶋勝規先生に対する会派メンバーや会派外の方々からの善意をいっぱい感じることができ心のバケツが満たされる思いになりました。原稿をいただいた先生方、本当にありがとうございました。また、今号では、末尾一桁に3のつく期の先生方に、弁護士登録10年ごとの節目の振り返りや近況について自由にお書きいただきました。こちらも皆様の歩みや思いに

触れることができ、コロナで皆さんに会えない中でも法友の先生方の存在を感じることができたように思います。最後に、満村委員長、林編集長、副編集長の先生方、『法友』発行へのご尽力ありがとうございました。

(辻村幸宏)

本年度最初で最後の『法友』（通常版）です。本年度は、コロナ禍ということもあり、行事も少なく、また会報も簡易版の2回発行となりました。

次年度は、コロナ禍も落ち着いて行事ごとも数多く開催でき、簡易版と通常版合わせて、たくさんの情報をお知らせできればと思います。(山田敬子)

この度、副編集長を担当させて頂いて、中嶋先生が期を問わず、本当に多くの先生方から全幅の信頼を寄せられていることに感銘を受けました。

大勢の方々から激励メッセージを頂いたことで、中嶋先生の様々な面をうかがい知ることができる記事になったかと存じます。今号を通じて皆様に中嶋先生の人柄を知って頂くことができれば幸いです。(藪根壮一)

誰かが誰かを応援する、というのはそれだけで尊いものだなと、毎年この季節に感じます。先日開催されたジュニア部のオンライン会合でも、次年度副会長中嶋先生のお人柄について話題になり、すでに酒に飲まれていた私は、興に乗じて幾つかの激励原稿をおしゃれカンケイ風に朗読してしまいました(ご執筆の先生方、事後報告で申し訳ありません)。

最後に私からも。中嶋先生、大胆なご活躍をお祈り申し上げます！(琴 太一)

編集の作業は、諸先生方の原稿にいち早く触れることができ、楽しいです。

入会以来広報委員会にはこつこつ出席していますが、またやりたいです。

今後ともよろしくお願いします。(大原靖史)

表紙題字 故 滝井繁男先生

法友 No.146

発行日 2021年3月26日

発行 大阪弁護士会法友倶楽部
幹事長 大橋 さゆり

編集者 法友倶楽部広報委員会
委員長 満村 和宏
編集長 林 裕之

印刷 (株) 耕文社

TEL.06-6933-5001(代)

FAX.06-6933-5002